

「ストーカー行為等の被害者支援実態等の
調査研究事業」報告書

平成 27 年 3 月

内閣府男女共同参画局

はじめに

平成 25 年に行われた「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(以下「ストーカー規制法」という。)の改正では、国及び地方公共団体は、「ストーカー行為等の防止に関する啓発及び知識の普及、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援並びにストーカー行為等の防止に関する活動等を行っている民間の自主的な組織活動の支援に努めなければならない」(第 8 条第 1 項)とされるとともに、このような支援を図るために、「必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講じるよう努めなければならない」ことが明記された(同条第 2 項)。

さらに、警察庁が平成 26 年 8 月 5 日に公表した「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する報告書」においては、ストーカー被害の未然防止及び拡大防止のためには、警察に限らず、ストーカー被害に関する相談の窓口となりうる機関の機能拡充等を通して、社会全体で被害者を支援する体制を整備していくことの必要性が示された。

本調査研究は、このような法改正等の状況を踏まえ、被害者にとって身近な行政主体である地方公共団体における被害者支援の実態等について調査を行い、地方公共団体におけるストーカー被害者支援に関する現状の課題及び今後期待される取組について考察したものである。

検討委員会

本調査研究事業を遂行するにあたって、5人の有識者による検討委員会を構成した。

○検討委員会メンバー（五十音順、敬称略）

小木 曾 綾（中央大学法科大学院 教授）

小早川 明子（NPO ヒューマニティ 理事長）

納米 恵美子（公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 理事・事業本部長）

信田 さよ子（原宿カウンセリングセンター 所長）

横山 幸子（弁護士）

目 次

I. アンケート調査の概要

1. 調査目的	3
2. 調査対象	3
3. 調査項目	3
4. 調査時期	3
5. 調査方法	3
6. 回収結果	3
7. 報告書を読む際の注意点	3

II. アンケート調査結果の概要

1. 基本情報	7
(1) 男女共同参画センター（女性センター）の有無	7
(2) 配偶者暴力相談支援センターの有無	8
(3) ストーカー被害の防止や被害者支援の根拠となる条例等の有無	9
(4) ストーカー被害の防止や被害者支援の根拠となる条例等の内容	10
(5) 基本計画の有無	11
(6) 相談窓口等に関する広報・周知	14
(7) 庁内における対応部署の有無	16
(8) 庁内における対応部署の実施業務	17
(9) 相談窓口の有無	19
2. 相談窓口の組織・体制等	20
(1) 相談窓口	20
(2) 相談窓口における対応内容	23
(3) 一時避難措置における避難場所について	25
(4) 相談対応のためのマニュアルや手引	26
(5) 相談対応の質の向上に関する取組	28
(6) 庁内連携	30
(7) 機関間連携	32
(8) 意見交換・情報共有を行っている機関	34
(9) 被害者情報の保護	37
(10) 相談業務における問題点・困難な点	39
(11) 専門相談窓口	41
(12) 専門相談窓口の設置場所	43
(13) 専門相談窓口の開設曜日	45

3.	相談窓口を設置しない理由や必要性	47
	(1) 相談窓口を設置していない理由	47
	(2) 相談窓口を設置するために必要な要素	49
4.	その他	51
	(1) 広報啓発	51
	(2) 民間支援団体との連携協力	53
	(3) 警察以外の相談窓口の必要性	54

III. 取組事例紹介

1.	地方公共団体における取組事例	59
	(1) A市（中都市（人口10万人以上20万人未満））	59
	(2) B県（都道府県）	62
	(3) C市（中核市）	65
	(4) D区（特別区）	67
2.	民間支援団体における取組事例	71
	(1) A団体	71
	(2) B団体	72

IV.	まとめ	77
-----	-----	----

V. 資料編

1.	アンケート調査票（単純集計結果）	87
2.	アンケート調査集計結果表（実数）	101
3.	ヒアリング調査票（例）	113
4.	その他	
	(1) ストーカー行為等の規制等に関する法律 （平成十二年五月二十四日法律第八十一号）	119
	(2) 「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する報告書」 （平成26年8月5日、ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会）	125

I アンケート調査の概要

I アンケート調査の概要

1 調査目的

本アンケートは、平成 25 年度のストーカー規制法の一部改正の内容をうけ、地域におけるストーカー被害者支援等の現状と課題を把握し、国及び地方公共団体における今後のストーカー対策の在り方等を検討するため、全国の地方公共団体を対象に、ストーカー被害者支援に関する取組の実態等（警察における取組は除く）について調査を行ったものである。

2 調査対象

全都道府県及び市町村（東京 23 区含む）

総数 1,788 か所（47 都道府県、1,741 市町村）

3 調査項目

- （1）相談窓口の組織・体制
- （2）相談窓口を設置しない理由や必要性
- （3）その他（広報啓発、民間団体との連携等）

4 調査時期

平成 26 年 9 月

5 調査方法

郵送法（回答は、郵送返送・ウェブサイトアップロード返送併用）

6 回収結果

		調査票送付数	回収数	回収率
総 数		1,788	1,558	87.1%
都道府県		47	47	100.0%
市		813	770	94.7%
再 掲	都市部	43	42	97.7%
	中核市	43	41	95.3%
町 村		928	741	79.8%

7 報告書を読む際の注意点

- （1）図表中の n とは、比率算出の基数を表すもので、原則として回答自治体総数（1,558）又は分類別の回答自治体数のことである。
- （2）百分比は、小数点第 2 位で四捨五入して、小数点第 1 位までを表示した。四捨五入したため、合計値が 100%を前後することがある。

- (3) 「(複数回答)」と表示のある質問は、2つ以上の複数回答を認めているため、回答計は 100% を超える。
- (4) 図表中“－”は、回答自治体が皆無であることを示す。
- (5) 本調査で用いた都市規模区分は次のとおりである。
- 都道府県
 - 市
(再掲) 都市部 (政令指定都市及び東京 23 区)、中核市
 - 町村

II アンケート調査結果の概要

II アンケート調査結果の概要

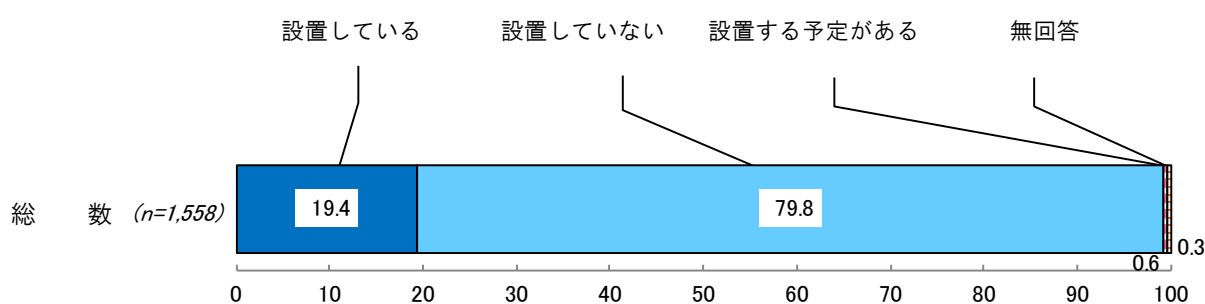
1. 基本情報

(1) 男女共同参画センター（女性センター）の有無

問1-2 貴自治体では、男女共同参画センター（女性センター）を設置していますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

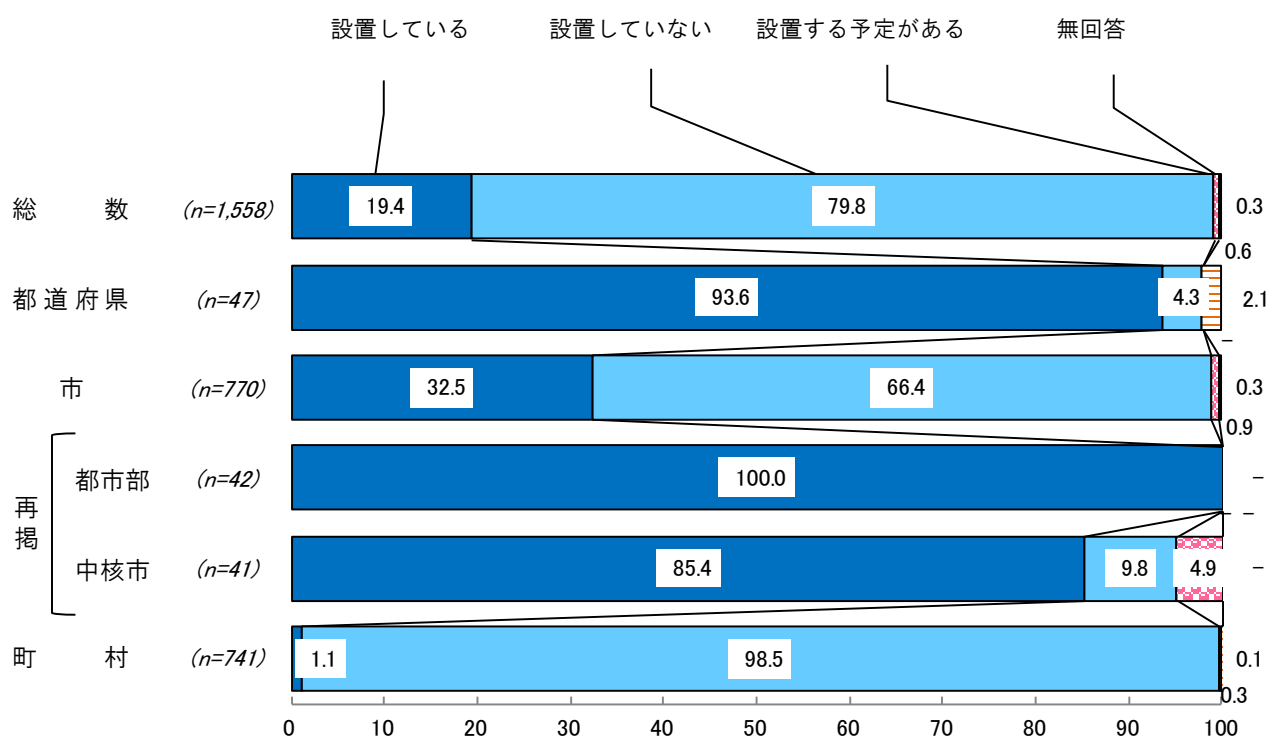
男女共同参画センター（女性センター）を「設置している」自治体は、約2割（19.4%）で、約8割の自治体は「設置していない」（79.8%）と回答している。（図1-1-1）

図1-1-1 男女共同参画センター（女性センター）の有無



都市規模別にみると、「設置している」と回答した自治体は、都道府県は93.6%、市は32.5%、町村は1.1%となっている。（図1-1-2）

図1-1-2 男女共同参画センター（女性センター）の有無（都市規模別）

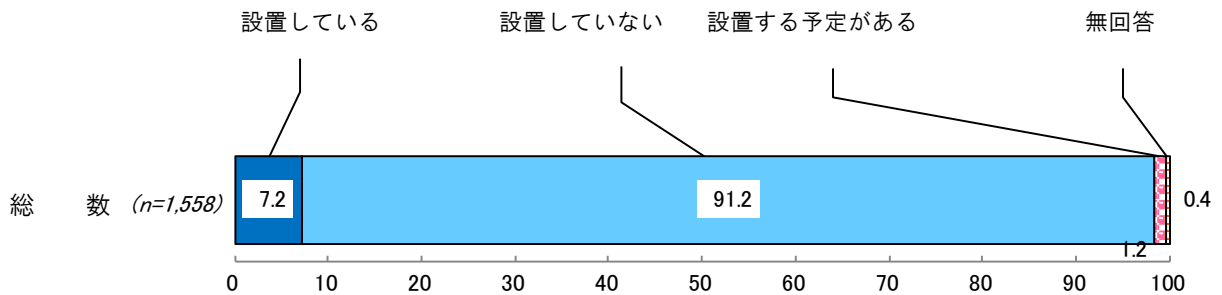


(2) 配偶者暴力相談支援センターの有無

問1-3 貴自治体では、配偶者暴力相談支援センター（配偶者暴力相談支援センターの機能を有する機関）を設置していますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

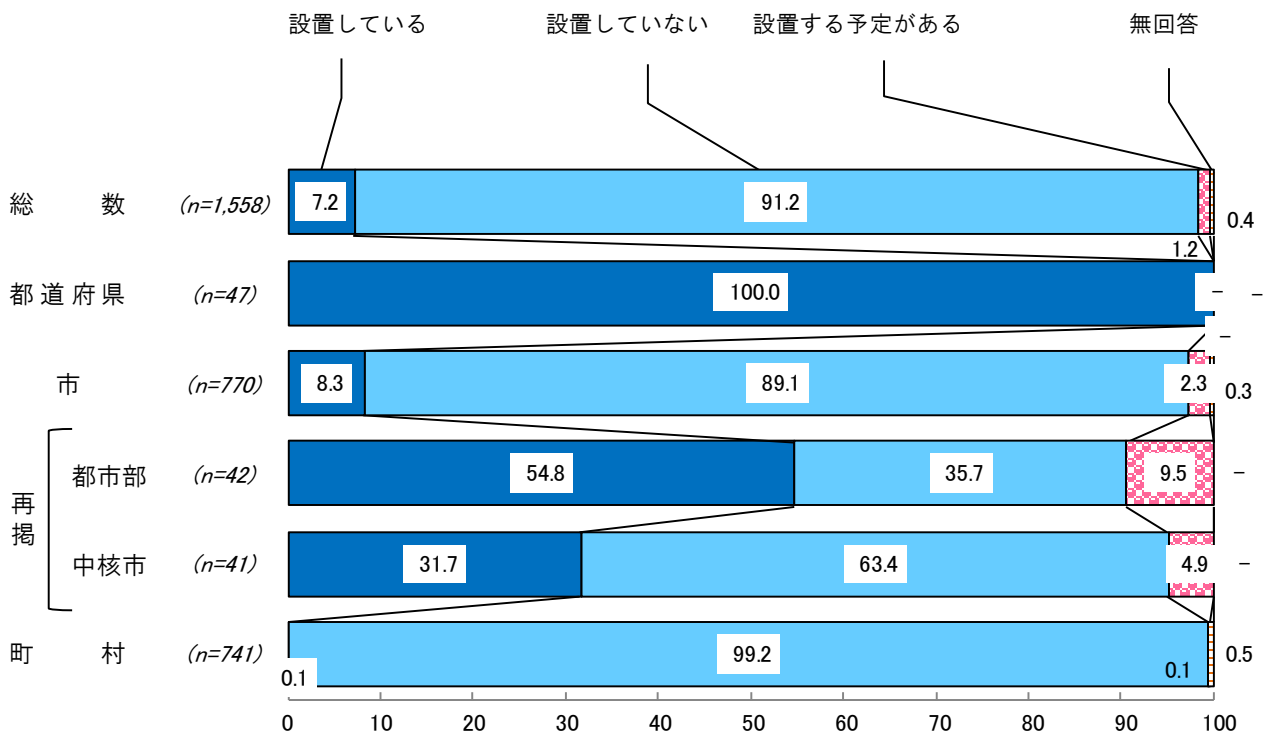
配偶者暴力相談支援センター（配偶者暴力相談支援センターの機能を有する機関）を「設置している」自治体は7.2%で、「設置していない」自治体は91.2%となっている。（図1-2-1）

図1-2-1 配偶者暴力相談支援センターの有無



都市規模別にみると、配偶者暴力相談支援センターはすべての都道府県が設置しているが、市は8.3%、町村は0.1%となっている。（図1-2-2）

図1-2-2 配偶者暴力相談支援センターの有無（都市規模別）

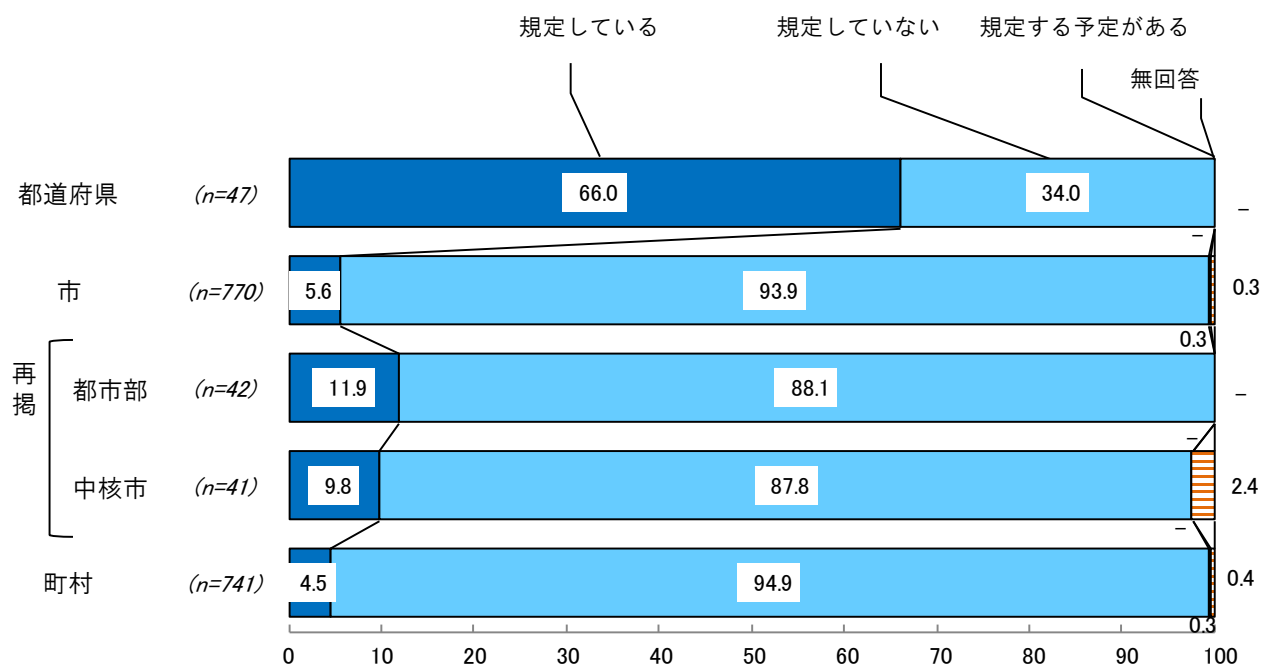


(3) ストーカー被害の防止や被害者支援の根拠となる条例等の有無

問1-4 貴自治体では、ストーカー被害の防止や被害者支援の根拠を条例等（迷惑防止条例等）に規定していますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

ストーカー被害の防止や被害者支援の根拠を条例等（迷惑防止条例等）に「規定している」自治体を都市規模別にみると、都道府県は66.0%、市は5.6%、町村は4.5%となっている。（図1-3）

図1-3 ストーカー被害の防止や被害者支援の根拠となる条例等の有無（都市規模別）



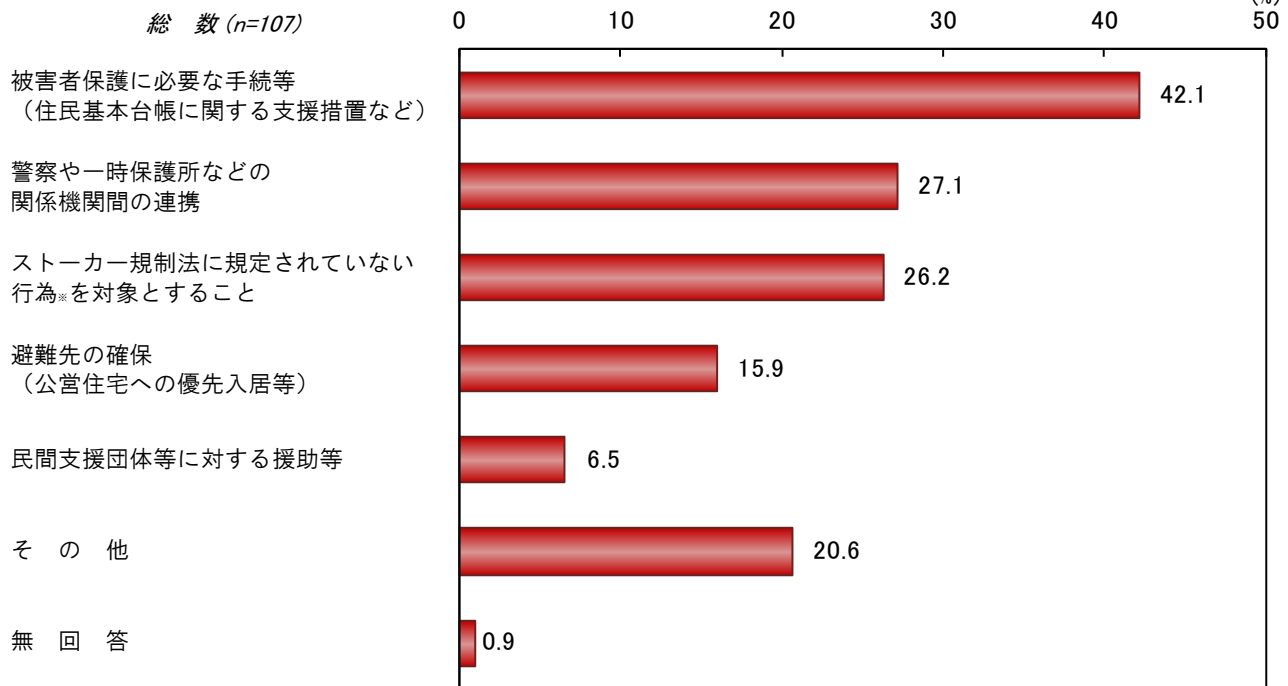
(4) ストーカー被害の防止や被害者支援の根拠となる条例等の内容

問1-5 問1-4の条例等には、どのような事項を定めていますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

ストーカー被害の防止や被害者支援の根拠となる条例等（迷惑防止条例等）の具体的な規定内容としては、「被害者保護に必要な手続等（住民基本台帳に関する支援措置など）」が42.1%で最も多く、次いで「警察や一時保護所などの関係機関間の連携」（27.1%）、「ストーカー規制法に規定されていない行為を対象とすること」（26.2%）となっている。（図1-4）

図1-4 ストーカー被害の防止や被害者支援の根拠となる条例等の内容（複数回答）

(%)



※ストーカー規制法に規定されていない行為の例

- 被害者の意に反して SNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）等を用いて、メッセージを連続送信する行為
- 被害者の勤務先や自宅付近をうろつくような「はいかい」行為
- 恋愛感情に起因しないつきまとい行為（近隣トラブル、職場・商取引上のトラブル等）

表1-4 ストーカー被害の防止や被害者支援の根拠となる条例等の内容（複数回答）（都市規模別）

(自治体)

	総数 (n)	被害者保護に必要な手続等 (住民基本台帳に関する支援措置など)	警察や一時保護所などの関係機関間の連携	ストーカー規制法に規定されていない行為を対象とすること	避難先の確保 (公営住宅への優先入居等)	民間支援団体等に対する援助等	その他	無回答
総数	(107)	45	29	28	17	7	22	1
都道府県	(31)	0	2	28	3	1	1	1
市	(43)	25	17	0	10	3	14	0
再掲 都市部	(5)	3	1	0	0	0	2	0
中核市	(4)	3	2	0	1	1	1	0
町村	(33)	20	10	0	4	3	7	0

(5) 基本計画の有無

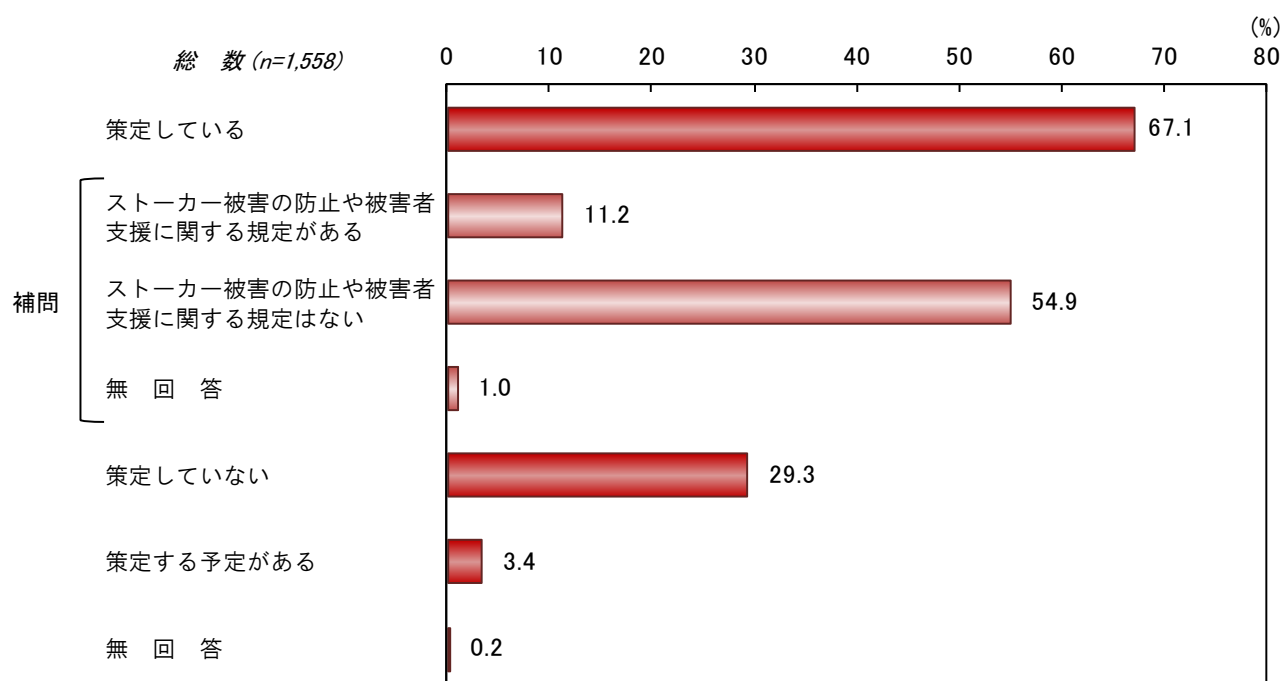
問1-6 貴自治体では、男女共同参画基本計画や配偶者暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画を策定していますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

また、「1 策定している」を選択した場合、補問の「ストーカー被害の防止や被害者支援に関する規定の有無」について、あてはまる番号1つに○をつけてください。

男女共同参画基本計画や配偶者暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画を「策定している」自治体は67.1%、「策定していない」自治体は29.3%となっている。

また、基本計画を策定している自治体のうち、「ストーカー被害の防止や被害者支援に関する規定がある」自治体は11.2%となっている。(図1-5-1)

図1-5-1 基本計画の有無



都市規模別にみると、基本計画を「策定している」自治体は、すべての都道府県、市の86.9%、町村の44.5%となっている。

また、基本計画を策定している自治体のうち、「ストーカー被害の防止や被害者支援に関する規定がある」都道府県は44.7%、市は12.7%、町村は7.4%となっている。(図1-5-2)

図1-5-2 基本計画の有無（都市規模別）

		策定している	補問			策定していない	策定する予定がある	無回答	
			す止ス るやト 規被― 定害カ が者― あ支被 る援害 にの 関防	す止ス るやト 規被― 定害カ は者― な支被 い援害 にの 関防	無回答				
総数	(n=1,558)	67.1	11.2	54.9	1.0	29.3	3.4	0.2	
都道府県	(n=47)	100.0	44.7	53.2	2.1	-	-	-	
市	(n=770)	86.9	12.7	73.0	1.2	10.1	2.9	0.1	
再掲	都市部	(n=42)	97.6	11.9	85.7	-	2.4	-	-
	中核市	(n=41)	97.6	12.2	82.9	2.4	-	2.4	-
町村	(n=741)	44.5	7.4	36.3	0.8	51.0	4.2	0.3	

基本計画を「策定する予定がある」自治体の策定予定年は、「平成27年中」が49.1%、「平成28年中」が18.9%となっている。(図1-5-3)

図1-5-3 基本計画の策定予定年

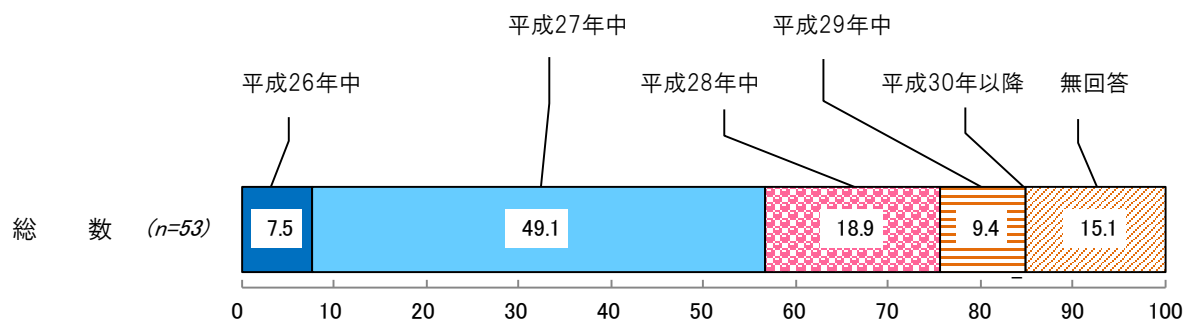


表1-5 基本計画の策定予定年（都市規模別）

(自治体)

	総数 (n)	平成26年中	平成27年中	平成28年中	平成29年中	平成30年以降	無回答
総数	(53)	4	26	10	5	0	8
都道府県	(0)	0	0	0	0	0	0
市	(22)	0	8	6	3	0	5
再掲 都市部	(0)	0	0	0	0	0	0
中核市	(1)	0	1	0	0	0	0
町村	(31)	4	18	4	2	0	3

(6) 相談窓口等に関する広報・周知

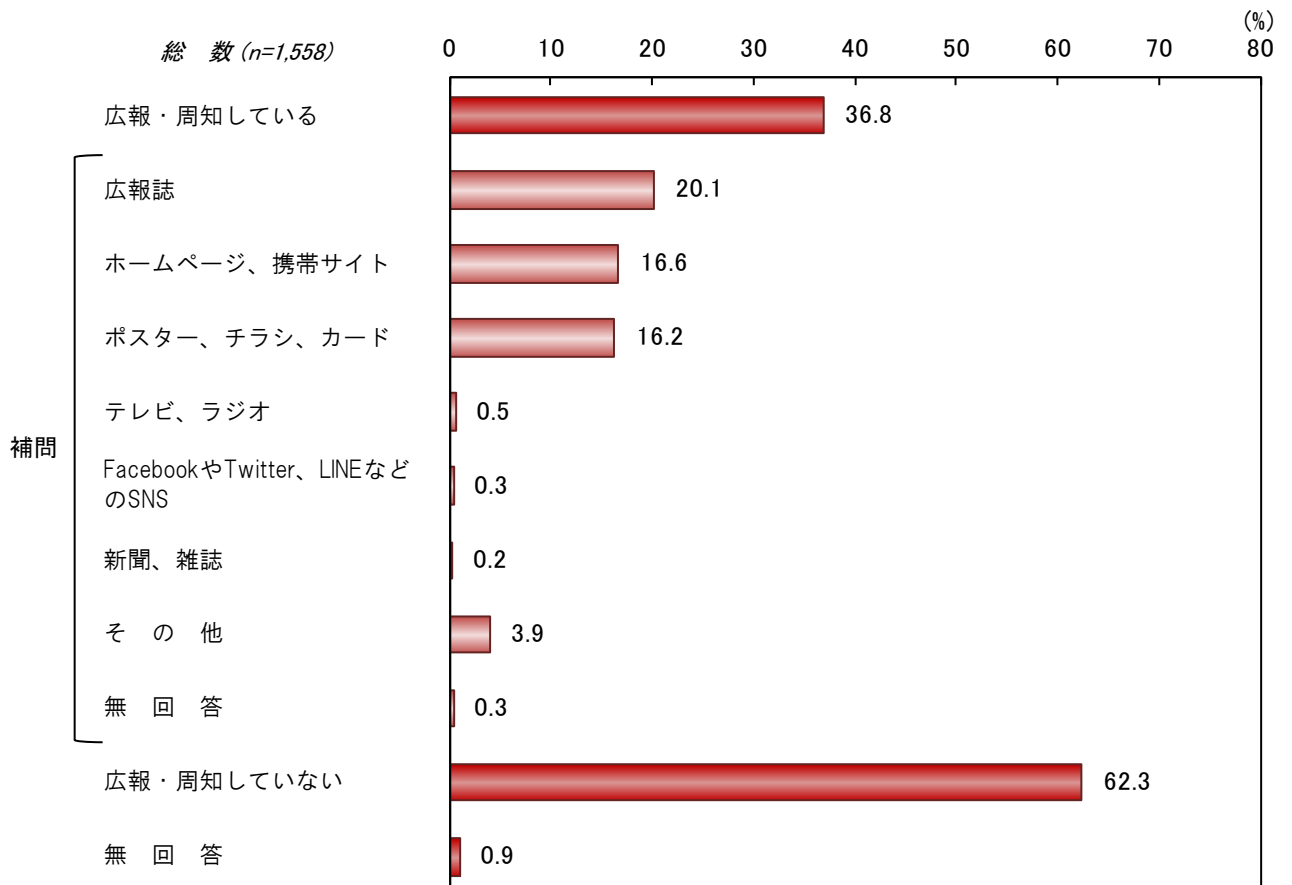
問1-7 貴自治体では、ストーカー被害に関する相談窓口等の情報を広報・周知していますか*。
 あてはまる番号1つに○をつけてください。また、「1 広報・周知している」を選択した場合、補問の「現在実施している広報・周知方法」について、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

*「広報・周知」には、他機関（警察等）の相談窓口等の紹介のみの場合も含めてください。

ストーカー被害に関する相談窓口等の情報を「広報・周知している」自治体は36.8%で、6割以上の自治体は「広報・周知していない」（62.3%）と回答している。

「広報・周知している」自治体の広報・周知方法としては、「広報誌」（20.1%）が最も多く、次いで「ホームページ、携帯サイト」（16.6%）、「ポスター、チラシ、カード」（16.2%）となっている。（図1-6-1）

図1-6-1 相談窓口等に関する広報・周知（補問：複数回答）



都市規模別にみると、都道府県の 68.1%は、相談窓口等の情報を「広報・周知している」と回答しており、主な広報・周知方法は、「ホームページ、携帯サイト」(53.2%)、「ポスター、チラシ、カード」(27.7%)、「広報誌」(14.9%)となっている。

市町村についてみると、市の 40.8%、町村の 30.8%が「広報・周知している」と回答している。主な広報・周知方法は、市は「ホームページ、携帯サイト」(23.8%)及び「広報誌」(22.2%)であり、町村は「広報誌」(18.2%)及び「ポスター、チラシ、カード」(12.4%)となっている。(図 1-6-2)

図 1-6-2 相談窓口等に関する広報・周知（補問：複数回答）（都市規模別）

(%)

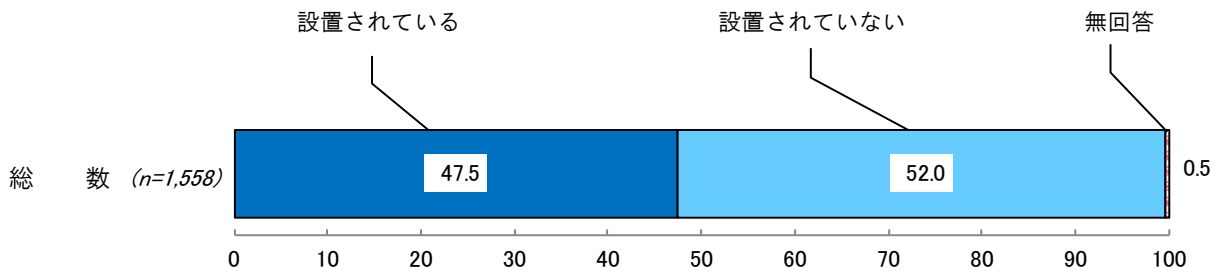
		広報・周知している	補問								広報・周知していない	無回答	
			広報誌	ホームページ、携帯サイト	ポスター、チラシ、カード	テレビ、ラジオ	LINEなどのSNS	FacebookやTwitterなどのSNS	新聞、雑誌	その他			無回答
総数	(n=1,558)	36.8	20.1	16.6	16.2	0.5	0.3	0.2	3.9	0.3	62.3	0.9	
都道府県	(n=47)	68.1	14.9	53.2	27.7	2.1	-	-	17.0	-	31.9	-	
市	(n=770)	40.8	22.2	23.8	19.2	0.5	0.6	0.4	4.8	0.3	58.7	0.5	
再掲	都市部	(n=42)	66.7	26.2	52.4	38.1	-	-	-	7.1	-	33.3	-
	中核市	(n=41)	43.9	19.5	31.7	17.1	-	2.4	-	9.8	-	56.1	-
町村	(n=741)	30.8	18.2	6.7	12.4	0.4	-	-	2.0	0.3	67.9	1.3	

(7) 庁内における対応部署の有無

問 1－8 貴庁内には、ストーカー被害の防止や被害者支援に関する施策を担当している部署*が設置されていますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。
 ※配偶者からの暴力やセクハラ、児童虐待等、他の相談も兼務で対応している部署も含めてください。

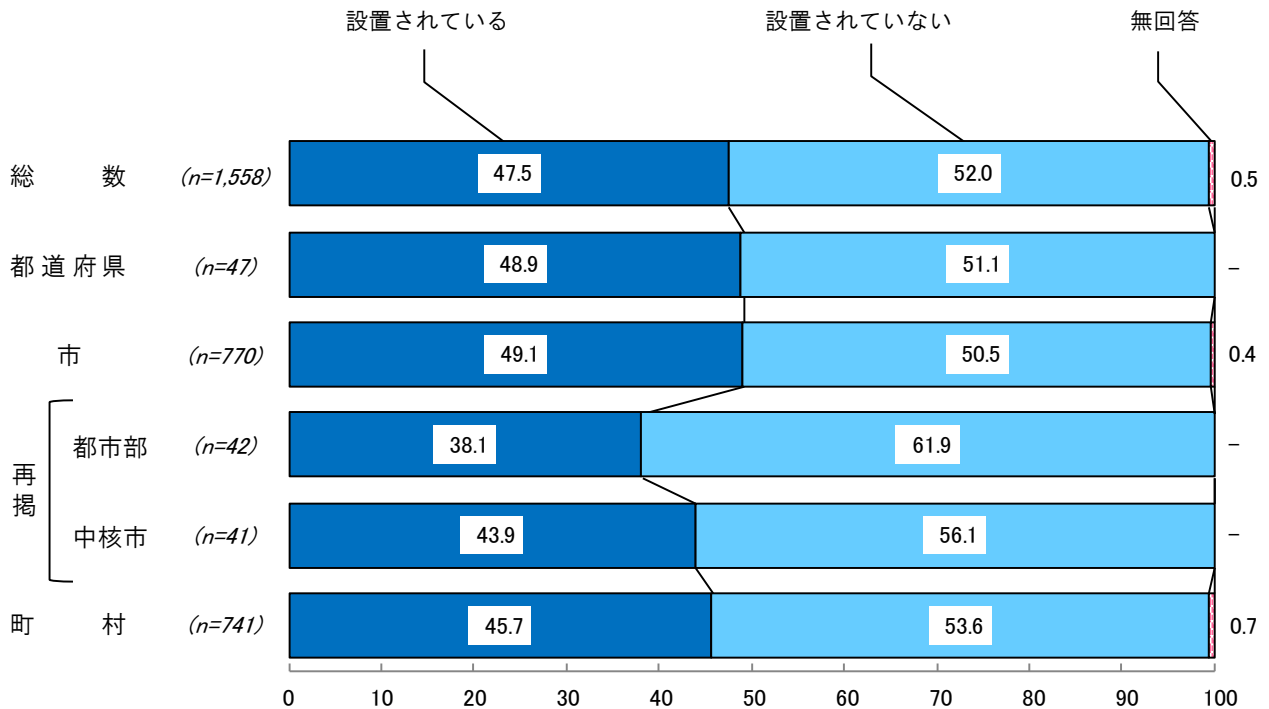
庁内にストーカー被害の防止や被害者支援に関する施策を担当している部署が「設置されている」自治体は47.5%、「設置されていない」自治体は52.0%となっている。(図 1-7-1)

図 1-7-1 庁内における対応部署の有無



都市規模別にみると、担当部署が設置されている自治体の割合については、大きな差はみられない。(図 1-7-2)

図 1-7-2 庁内における対応部署の有無（都市規模別）

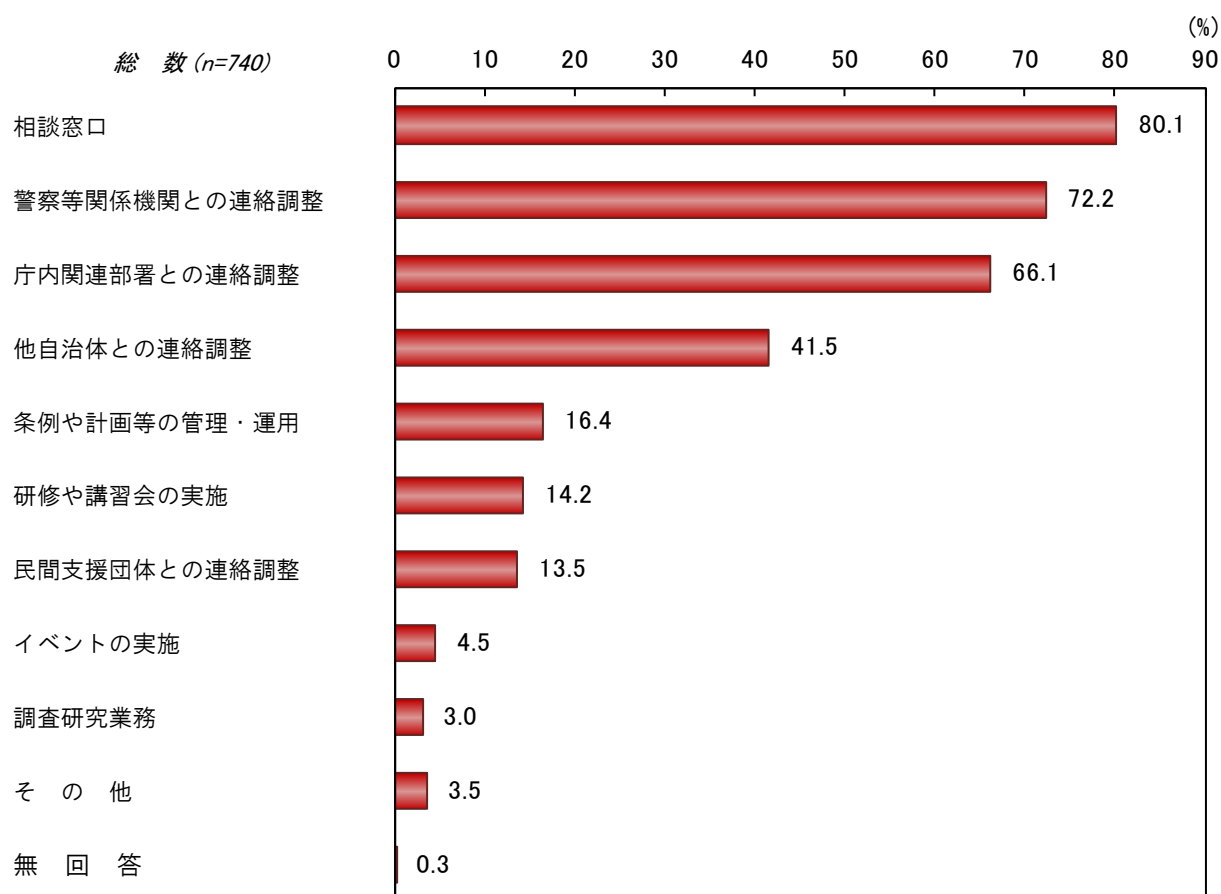


(8) 庁内における対応部署の実施業務

問1-9 当該部署では、ストーカー被害の防止や被害者支援に関して、どのような業務を実施していますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

ストーカー被害の防止や被害者支援に関する施策を担当している部署の実施業務としては、「相談窓口」が80.1%で最も多く、次いで「警察等関係機関との連絡調整」(72.2%)、「庁内関連部署との連絡調整」(66.1%)、「他自治体等との連絡調整」(41.5%)となっている。(図1-8-1)

図1-8-1 庁内における対応部署の実施業務（複数回答）



都市規模別にみると、都道府県では「警察等関係機関との連絡調整」が 87.0%で最も多く、次いで「庁内関連部署との連絡調整」が 60.9%、「相談窓口」が 47.8%となっている。市町村では「相談窓口」（市 85.4%、町村 76.4%）が最も多く、次いで「警察等関係機関との連絡調整」（市 77.2%、町村 65.5%）、「庁内関連部署との連絡調整」（市 72.5%、町村 59.3%）となっている。（図 1-8-2）

図 1-8-2 庁内における対応部署の実施業務（複数回答）（都市規模別）

		相談窓口	警察等関係機関との連絡調整	庁内関連部署との連絡調整	他自治体との連絡調整	条例や計画等の管理・運用	研修や講習会の実施	民間支援団体との連絡調整	イベントの実施	調査研究業務	その他	無回答	
総数	(n=740)	80.1	72.2	66.1	41.5	16.4	14.2	13.5	4.5	3.0	3.5	0.3	
都道府県	(n=23)	47.8	87.0	60.9	34.8	39.1	30.4	34.8	17.4	4.3	26.1	-	
市	(n=378)	85.4	77.2	72.5	44.7	18.3	18.8	16.9	6.1	4.2	3.4	-	
再掲	都市部	(n=16)	81.3	81.3	87.5	56.3	37.5	43.8	37.5	31.3	12.5	12.5	-
	中核市	(n=18)	88.9	66.7	72.2	44.4	16.7	33.3	16.7	-	5.6	5.6	-
町村	(n=339)	76.4	65.5	59.3	38.3	12.7	8.0	8.3	1.8	1.5	2.1	0.6	

(9) 相談窓口の有無

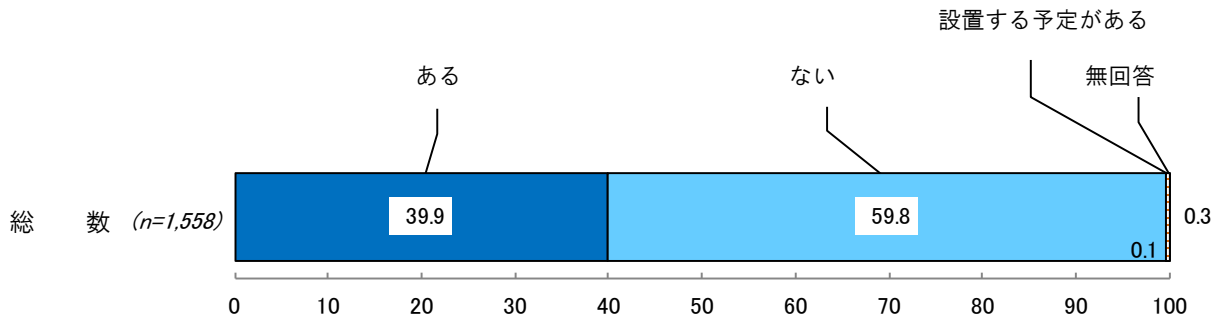
問1-10 貴自治体では、一般相談窓口※¹とは別に、ストーカー被害に関する相談に対応している窓口※²はありますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

※1：自治体に対する質問・苦情・要望・意見などを総合的に受け付ける窓口

※2：配偶者からの暴力やセクハラ、児童虐待等、他の相談も兼務で対応している窓口も含めてください。ただし、相談内容の詳細は聞かず、単に警察の相談窓口を教示している場合は、「ストーカー被害に関する相談に対応している窓口」に該当しません。

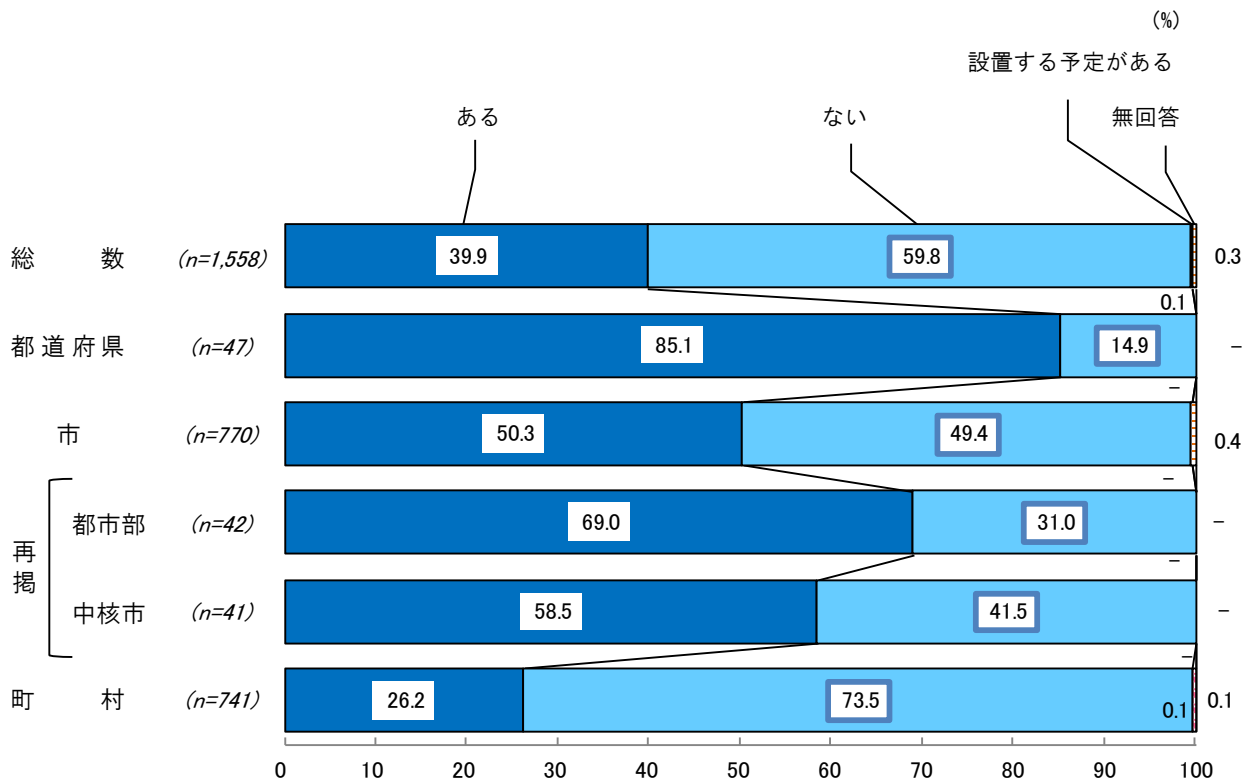
ストーカー被害に関する相談に対応している窓口が「ある」自治体は39.9%、「ない」自治体は59.8%となっている。(図1-9-1)

図1-9-1 ストーカー被害に関する相談に対応している窓口の有無



都市規模別にみると、都道府県の85.1%、市の50.3%、町村の26.2%が、ストーカー被害に関する相談に対応している窓口が「ある」と回答している。(図1-9-2)

図1-9-2 ストーカー被害に関する相談に対応している窓口の有無(都市規模別)



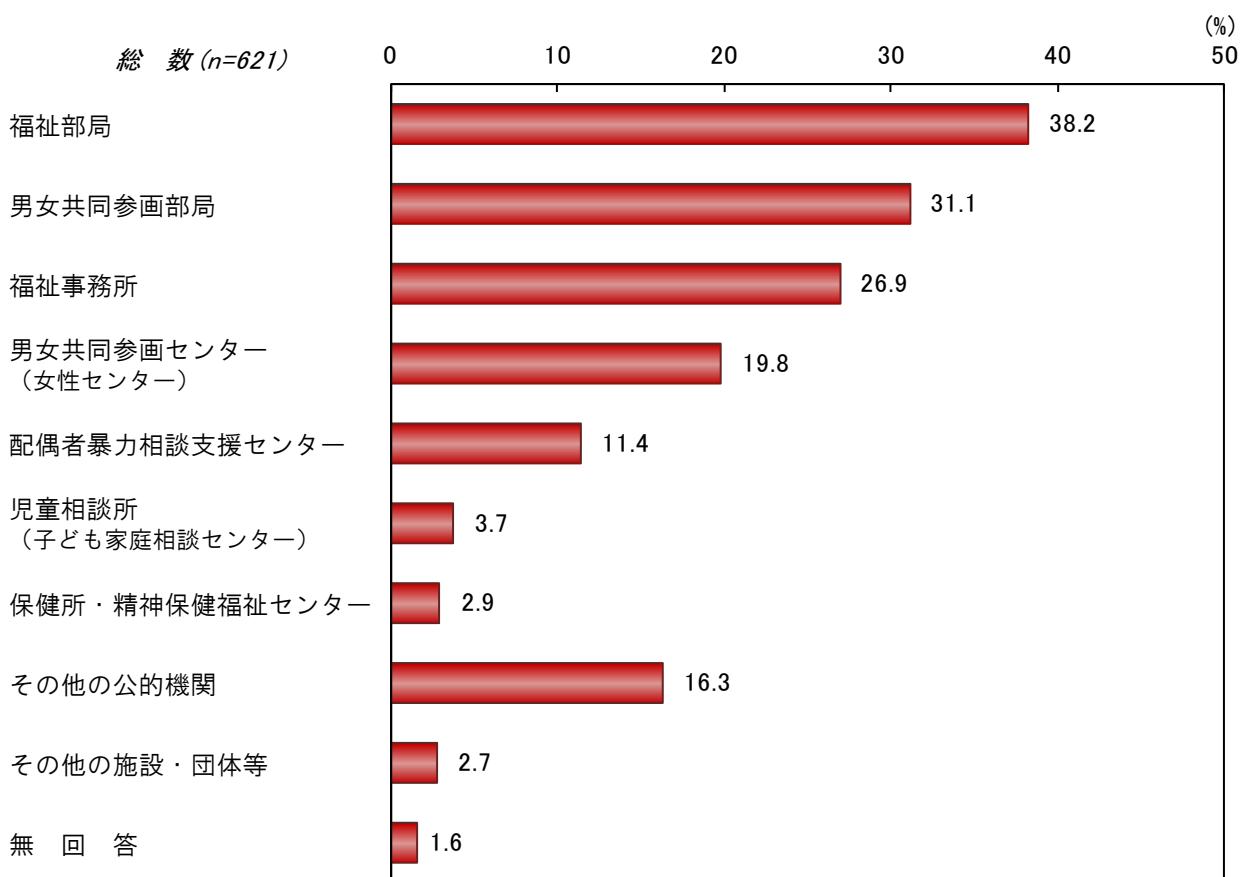
2. 相談窓口の組織・体制等

(1) 相談窓口

問2-1 貴自治体においてストーカー被害に関する問題に対応している相談窓口はどこですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

ストーカー被害に関する問題に対応している相談窓口がある自治体に、相談窓口の設置場所を聞いたところ、「福祉部局」が38.2%と最も多く、次いで「男女共同参画部局」(31.1%)、「福祉事務所」(26.9%)、「男女共同参画センター(女性センター)」(19.8%)、「配偶者暴力相談支援センター」(11.4%)となっている。(図2-1-1)

図2-1-1 相談窓口(複数回答)



都市規模別にみると、都道府県では「配偶者暴力相談支援センター」が85.0%、「男女共同参画センター（女性センター）」が60.0%となっている。

市では「福祉事務所」が41.1%、「男女共同参画部局」が32.6%、「福祉部局」が27.9%、「男女共同参画センター（女性センター）」が25.6%、町村では「福祉部局」が66.0%、「男女共同参画部局」が33.0%となっている。（図2-1-2）

図2-1-2 相談窓口（複数回答）（都市規模別）

		福祉部局	男女共同参画部局	福祉事務所	男女共同参画センター （女性センター）	配偶者暴力相談支援 センター	児童相談所 （子ども家庭相談センター）	保健所・精神保健福祉 センター	その他の公的機関	その他の施設・団体等	無回答	
総数	(n=621)	38.2	31.1	26.9	19.8	11.4	3.7	2.9	16.3	2.7	1.6	
都道府県	(n=40)	2.5	7.5	20.0	60.0	85.0	5.0	5.0	32.5	7.5	-	
市	(n=387)	27.9	32.6	41.1	25.6	9.6	4.1	4.1	16.8	1.8	0.8	
再掲	都市部	(n=29)	6.9	3.4	69.0	82.8	48.3	24.1	37.9	37.9	-	-
	中核市	(n=24)	20.8	8.3	29.2	45.8	29.2	-	4.2	20.8	-	-
町村	(n=194)	66.0	33.0	-	-	-	2.6	-	11.9	3.6	3.6	

図 2-1-3 相談窓口（複数回答）（全回答自治体・都市規模別）（参考）

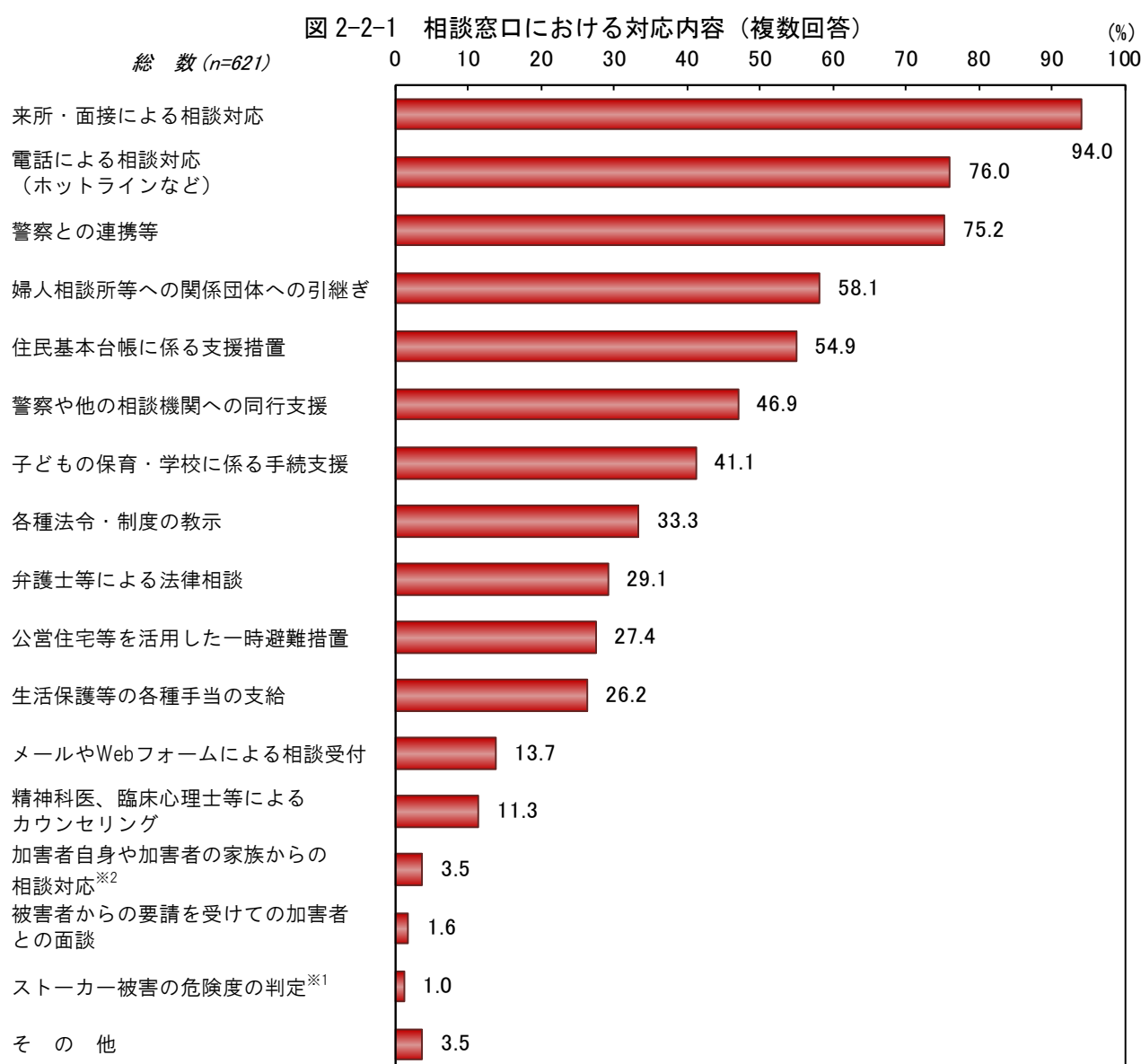
(%)

		相談窓口がある	補問										相談窓口はない・設置予定	無回答	
			福祉部局	男女共同参画部局	福祉事務所	男女共同参画センター (女性センター)	配偶者暴力相談支援センター	児童相談所 (子ども家庭相談センター)	保健所・精神保健福祉センター	その他の公的機関	その他の施設・団体等	無回答			
総数	(n=1,558)	39.9	15.2	12.4	10.7	7.9	4.6	1.5	1.2	6.5	1.1	0.6	59.9	0.3	
都道府県	(n=47)	85.1	2.1	6.4	17.0	51.1	72.3	4.3	4.3	27.7	6.4	-	14.9	-	
市	(n=770)	50.3	14.0	16.4	20.6	12.9	4.8	2.1	2.1	8.4	0.9	0.4	49.4	0.4	
再掲	都市部	(n=42)	69.0	4.8	2.4	47.6	57.1	33.3	16.7	26.2	26.2	-	-	31.0	-
	中核市	(n=41)	58.5	12.2	4.9	17.1	26.8	17.1	-	2.4	12.2	-	-	41.5	-
町村	(n=741)	26.2	17.3	8.6	-	-	-	0.7	-	3.1	0.9	0.9	73.7	0.1	

(2) 相談窓口における対応内容

問2-2 問2-1で回答された相談窓口では、ストーカー被害の防止や被害者支援に関してどのような業務を行っていますか。相談者に対する支援の段階（初期の支援、中長期的な支援）に関わらず、相談者に提供している支援について、あてはまるものすべてに○をしてください。

ストーカー被害に関する問題に対応している相談窓口がある自治体に、相談窓口における主な業務を聞いたところ、「来所・面接による相談対応」が94.0%で最も多く、次いで「電話による相談対応（ホットラインなど）」(76.0%)、「警察との連携等」(75.2%)、「婦人相談所等への関係団体への引継ぎ」(58.1%)、「住民基本台帳に係る支援措置」(54.9%)、「警察や他の相談機関への同行支援」(46.9%)、「子どもの保育・学校に係る手続支援」(41.1%)となっている。(図2-2-1)



※1 「ストーカー被害の危険度の判定」：被害者の生命・身体に対する危険性や切迫性（加害者からの被害者等に対する生命・身体に対する危害行動や物理的接近の有無等）について、チェック票など用いて判断すること。

※2 「加害者自身や加害者の家族からの相談対応」：加害者更生や再発防止を目的とした面接相談や心理的カウンセリング等

都市規模別にみると、都道府県は「来所・面接による相談対応」(97.5%)、「電話による相談対応」(97.5%)が最も多く、次いで「警察との連携等」(92.5%)となっている。市では「来所・面接による相談対応」(96.1%)が最も多く、次いで「電話による相談対応」(83.2%)、「警察との連携等」(79.3%)、「婦人相談所等への関係団体への引継ぎ」(64.9%)、「住民基本台帳に係る支援措置」(60.2%)となっている。町村では「来所・面接による相談対応」(89.2%)が最も多く、次いで「警察との連携等」(63.4%)、「電話による相談対応」(57.2%)となっている。(図2-2-2)

図2-2-2 相談窓口における対応内容（複数回答）（都市規模別）

(%)

		来所・面接による相談対応	電話による相談対応（ホットラインなど）	警察との連携等	婦人相談所等への関係団体への引継ぎ	住民基本台帳に係る支援措置	警察や他の相談機関への同行支援	子どもの保育・学校に係る手続支援	各種法令・制度の教示	弁護士等による法律相談	公営住宅等を活用した一時避難措置	
総数	(n=621)	94.0	76.0	75.2	58.1	54.9	46.9	41.1	33.3	29.1	27.4	
都道府県	(n=40)	97.5	97.5	92.5	65.0	42.5	50.0	17.5	70.0	65.0	57.5	
市	(n=387)	96.1	83.2	79.3	64.9	60.2	54.3	48.3	38.2	33.9	31.0	
再掲	都市部	(n=29)	93.1	93.1	62.1	72.4	37.9	48.3	48.3	58.6	58.6	34.5
	中核市	(n=24)	95.8	100.0	66.7	58.3	58.3	25.0	41.7	50.0	20.8	
町村	(n=194)	89.2	57.2	63.4	43.3	46.9	31.4	31.4	16.0	12.4	13.9	

(%)

		生活保護等の各種手当の支給	メールやWebフォームによる相談受付	精神科医、臨床心理士等によるカウンセリング等	加害者自身や加害者の家族からの相談対応	被害者からの要請を受けての加害者との面談	ストーカー被害の危険度の判定	その他	無回答	
総数	(n=621)	26.2	13.7	11.3	3.5	1.6	1.0	3.5	-	
都道府県	(n=40)	5.0	12.5	45.0	2.5	-	-	2.5	-	
市	(n=387)	31.3	15.2	12.4	2.6	1.0	1.0	3.1	-	
再掲	都市部	(n=29)	41.4	10.3	41.4	3.4	-	3.4	6.9	-
	中核市	(n=24)	8.3	4.2	25.0	4.2	-	-	4.2	-
町村	(n=194)	20.6	10.8	2.1	5.7	3.1	1.0	4.6	-	

(3) 一時避難措置における避難場所について

問 2-3 一時避難措置における避難場所について、あてはまる番号すべてに○をつけてください。
 ※問 2-2 で「公営住宅等を活用した一時避難措置」に○をつけた自治体のみ回答

「公営住宅等を活用した一時避難措置」を行っている自治体に、一時避難措置における避難場所を聞いたところ、「婦人保護施設・母子生活支援施設」が61.2%で最も多く、次いで「民間シェルター」が32.4%、「公営住宅」が26.5%、「ホテル等の宿泊施設」が25.3%となっている。(図 2-3-1)

図 2-3 一時避難措置における避難場所（複数回答）

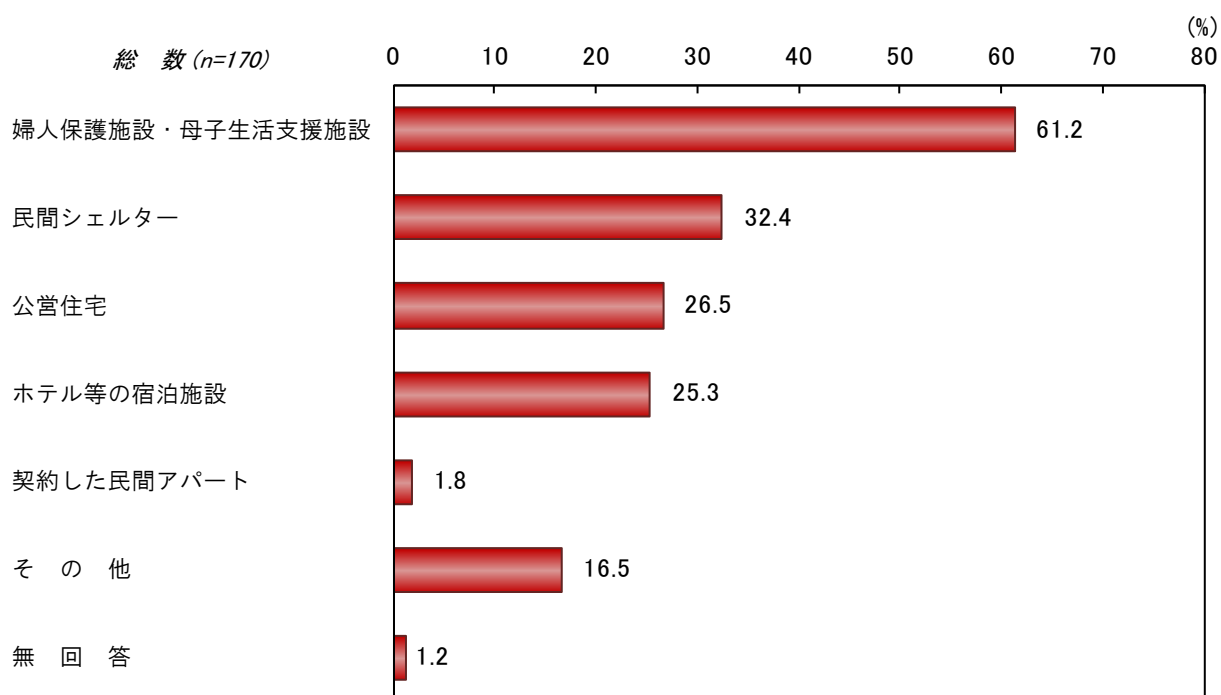


表 2-3 一時避難措置における避難場所（複数回答）（都市規模別）

(自治体)

	総数 (n)	婦人保護施設・ 母子生活 支援施設	民間シェルター	公営住宅	ホテル等の 宿泊施設	契約した民間 アパート	その他	無回答
総 数	(170)	104	55	45	43	3	28	2
都道府県	(23)	16	8	2	4	0	11	0
市	(120)	81	40	29	36	2	12	2
再掲 都市部	(10)	8	8	2	2	1	4	0
中核市	(5)	3	0	1	1	0	0	0
町村	(27)	7	7	14	3	1	5	0

(4) 相談対応のためのマニュアルや手引

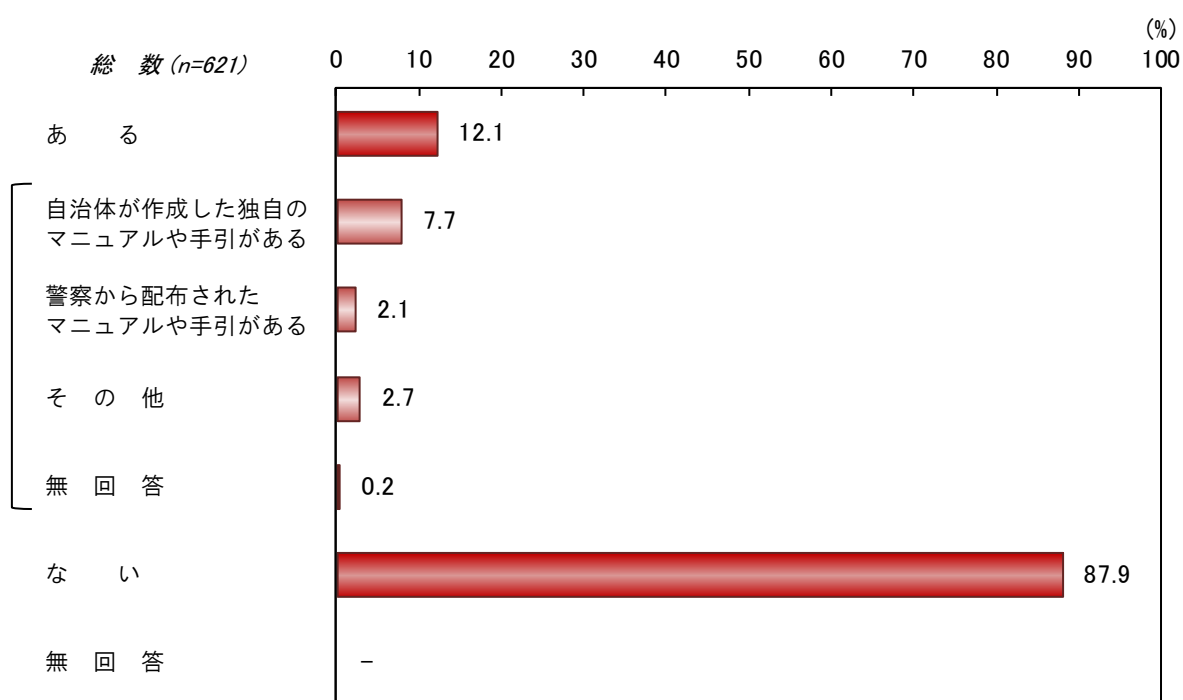
問2-4 貴自治体では、ストーカー被害に関する相談対応を示したマニュアルや手引はありますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

また、「1 ある」を選択された場合、補問の「マニュアルや手引の種類」について、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

ストーカー被害に関する問題に対応している相談窓口がある自治体のうち、ストーカー被害に関する相談対応を示したマニュアルや手引が「ある」自治体は12.1%、「ない」自治体は87.9%となっている。

マニュアルや手引きの種類としては、「自治体で作成した独自のマニュアルや手引がある」が7.7%、「警察から配布されたマニュアルや手引がある」が2.1%となっている。(図2-4-1)

図2-4-1 相談対応のためのマニュアルや手引（補問：複数回答）



都市規模別にみると、マニュアルや手引きが「ある」と回答した自治体は、都道府県が2.5%、市が15.0%、町村が8.2%となっている。(図2-4-2)

図2-4-2 相談対応のためのマニュアルや手引(補問:複数回答)(都市規模別)

(%)

		ある	補問					無回答	
			手引が あるマ ニユ アル が あ る た り な い	自 治 体 が マ ニ ユ ア ル を 作 成 し た り な い	あ る マ ニ ユ ア ル を 配 布 し た り な い	警 察 か ら 手 引 が た り な い	そ の 他		無 回 答
総数	(n=621)	12.1	7.7	2.1	2.7	0.2	87.9	-	
都道府県	(n=40)	2.5	-	2.5	-	-	97.5	-	
市	(n=387)	15.0	9.8	2.3	3.1	0.3	85.0	-	
再掲	都市部	(n=29)	13.8	3.4	6.9	3.4	-	86.2	-
	中核市	(n=24)	20.8	20.8	-	-	-	79.2	-
町村	(n=194)	8.2	5.2	1.5	2.6	-	91.8	-	

(5) 相談対応の質の向上に関する取組

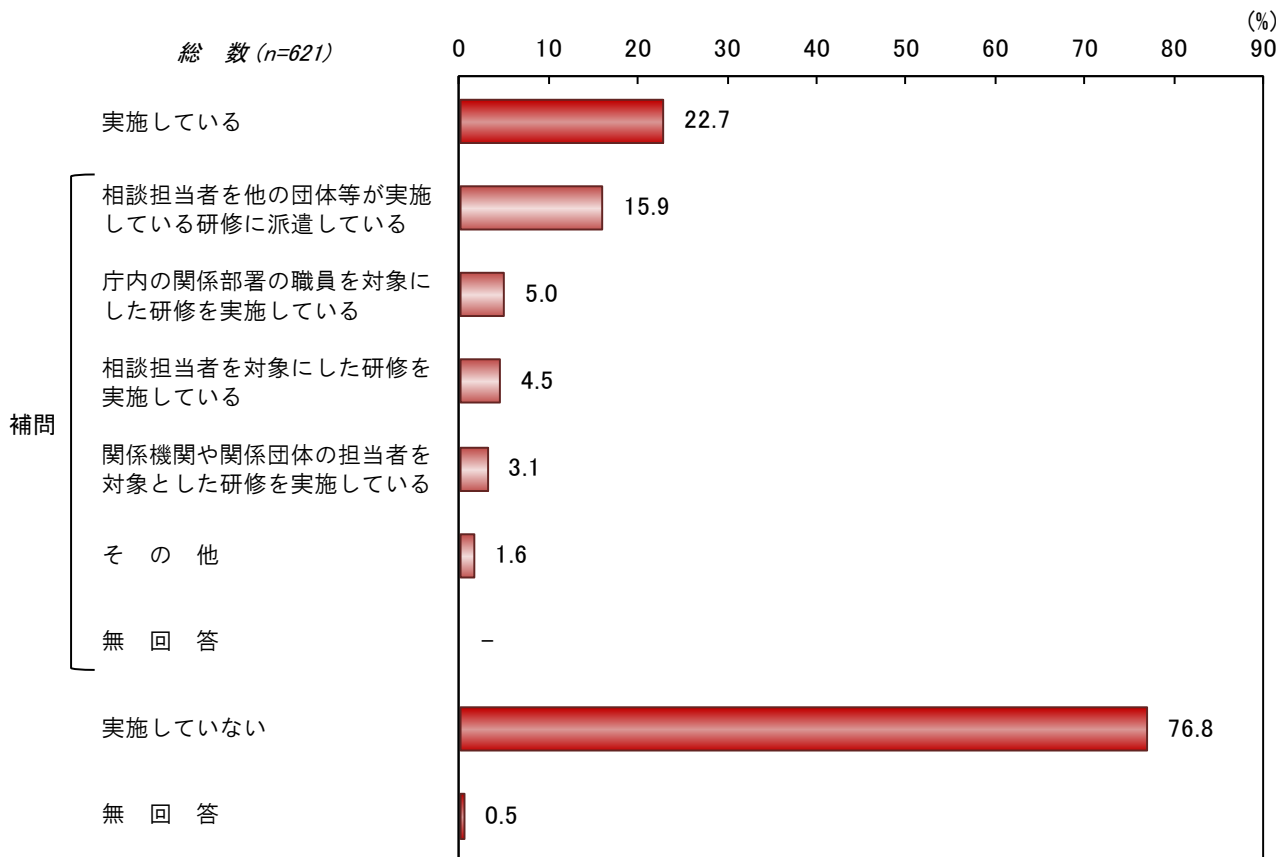
問 2-5 貴自治体では、ストーカー被害に関する相談対応の質の向上のために研修を実施していますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

また、「1 実施している」を選択された場合、補問の「研修の種類」について、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

ストーカー被害に関する問題に対応している相談窓口がある自治体のうち、ストーカー被害に関する相談対応の質の向上のための研修を「実施している」自治体は22.7%、「実施していない」自治体は76.8%であった。

研修の実施状況としては、「相談担当者を他の団体等が実施している研修に派遣している」が15.9%で最も多く、次いで「庁内の関係部署の職員を対象にした研修を実施している」(5.0%)、「相談担当者を対象にした研修を実施している」(4.5%)、「関係機関や関係団体の担当者を対象とした研修を実施している」(3.1%)となっている。(図 2-5-1)

図 2-5-1 相談対応の質の向上に関する取組（補問：複数回答）



都市規模別にみると、相談対応の質の向上のための研修を「実施している」自治体は、都道府県が32.5%、市が26.4%、町村が13.4%となっている。

都道府県における研修の実施状況としては、「相談担当者を対象にした研修を実施している」が22.5%で最も多く、次いで「関係機関や関係団体の担当者を対象とした研修を実施している」が15.0%となっている。

市町村においては、「相談担当者を他の団体等が実施している研修に派遣している」（市18.9%、町村11.3%）が最も多い。（図2-5-2）

図2-5-2 相談対応の質の向上に関する取組（補問：複数回答）（都市規模別）

(%)

		実施している	補問						実施していない	無回答	
			派遣し実施している者を含む研修団体等	相談担当者以外の関係機関や関係団体の職員を	市内の関係部署の職員を	研修担当者として対象にした	相談担当者として対象にした	関係機関や関係団体の研修			その他
総数	(n=621)	22.7	15.9	5.0	4.5	3.1	1.6	-	76.8	0.5	
都道府県	(n=40)	32.5	10.0	7.5	22.5	15.0	2.5	-	65.0	2.5	
市	(n=387)	26.4	18.9	6.5	4.7	3.1	1.8	-	73.1	0.5	
再掲	都市部	(n=29)	24.1	20.7	10.3	13.8	10.3	-	-	75.9	-
	中核市	(n=24)	25.0	20.8	4.2	8.3	8.3	-	-	70.8	4.2
町村	(n=194)	13.4	11.3	1.5	0.5	0.5	1.0	-	86.6	-	

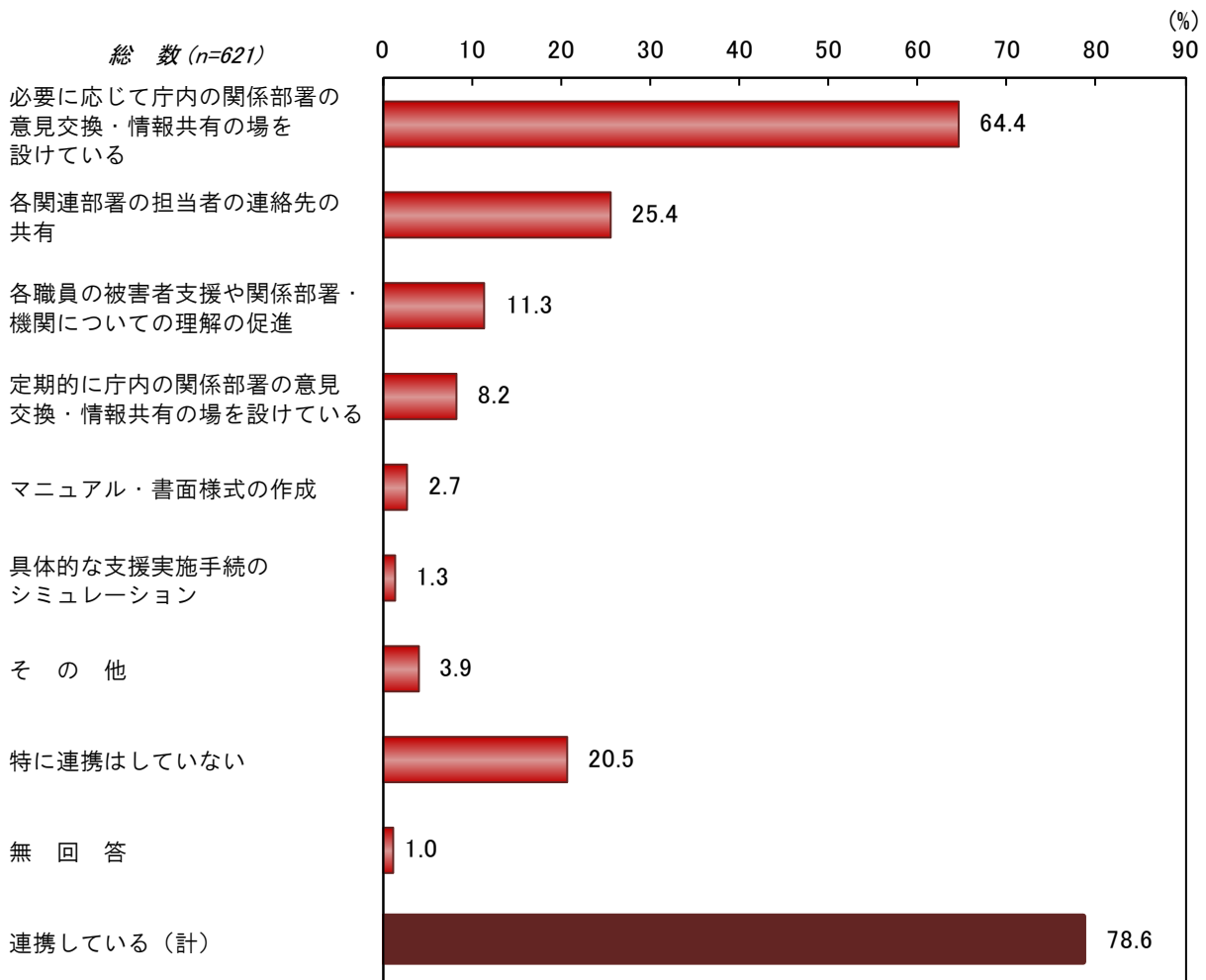
(6) 庁内連携

問2-6 貴自治体におけるストーカー被害の防止や被害者支援に関する庁内の連携状況について、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

ストーカー被害に関する問題に対応している相談窓口がある自治体に、ストーカー被害の防止や被害者支援に関する庁内の連携状況を聞いたところ、「必要に応じて庁内の関係部署の意見交換・情報共有の場を設けている」が64.4%で最も多く、次いで「各関連部署の担当者の連絡先の共有」が25.4%、「各職員の被害者支援や関係部署・機関についての理解の促進」が11.3%、「定期的に庁内の関係部署の意見交換・情報共有の場を設けている」が8.2%となっている。

ストーカー被害に関する問題に対応している相談窓口がある自治体全体としては、約8割(78.6%)が何らかの形で庁内の関連部署等と『連携している』と回答している。(図2-6-1)

図2-6-1 庁内連携（複数回答）



都市規模別にみると、都道府県及び市町村ともに「必要に応じて庁内の関係部署の意見交換・情報共有の場を設けている」（都道府県 45.0%、市 62.0%、町村 73.2%）が最も多く、次いで「各関連部署の担当者の連絡先の共有」（都道府県 32.5%、市 26.1%、町村 22.7%）、「各職員の被害者支援や関係部署・機関についての理解の促進」（都道府県 22.5%、市 11.9%、町村 7.7%）となっている。（図 2-6-2）

図 2-6-2 庁内連携（複数回答）（都市規模別）

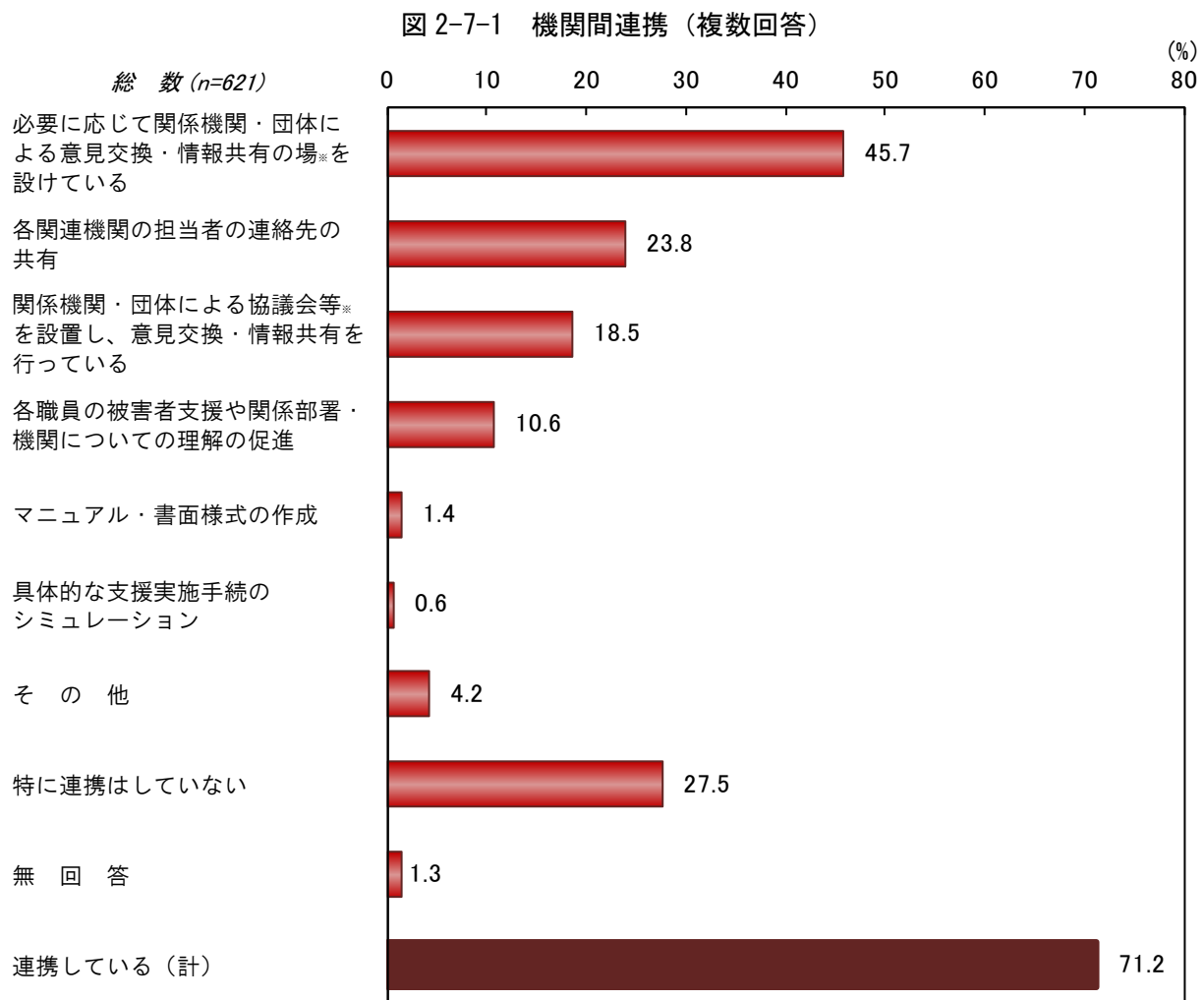
		設 け て い る	必 要 に 応 じ て 情 報 共 有 の 場 を 設 け て い る	各 関 連 部 署 の 担 当 者 の 連 絡 先 の 共 有	理 解 の 促 進	各 職 員 の 被 害 者 支 援 や 関 係 部 署 ・ 機 関 に つ い て の 理 解 の 促 進	定 期 的 に 庁 内 の 関 係 部 署 と の 意 見 交 換 ・ 情 報 共 有 の 場 を 設 け て い る	マ ニ ユ ア ル ・ 書 面 様 式 の 作 成	シ ミ ユ レ ー シ ヨ ン	具 体 的 な 支 援 実 施 手 続 の シ ミ ユ レ ー シ ヨ ン	そ の 他	特 に 連 携 は し て い な い	無 回 答	連 携 し て い る （ 計 ）
総 数	(n=621)	64.4	25.4	11.3	8.2	2.7	1.3	3.9	20.5	1.0	78.6			
都道府県	(n=40)	45.0	32.5	22.5	20.0	5.0	-	7.5	30.0	2.5	67.5			
市	(n=387)	62.0	26.1	11.9	10.1	3.4	1.3	4.7	21.2	0.8	78.0			
再掲	都市部	(n=29)	31.0	20.7	17.2	13.8	3.4	-	13.8	31.0	10.3	58.6		
	中核市	(n=24)	54.2	41.7	16.7	20.8	12.5	4.2	16.7	-	83.3			
町 村	(n=194)	73.2	22.7	7.7	2.1	1.0	1.5	1.5	17.0	1.0	82.0			

(7) 機関間連携

問2-7 貴自治体におけるストーカー被害の防止や被害者支援に関する機関間の連携等の状況について、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

ストーカー被害に関する問題に対応している相談窓口がある自治体に、ストーカー被害の防止や被害者支援に関する機関間の連携状況を聞いたところ、「必要に応じて関係機関・団体による意見交換・情報共有の場を設けている」が45.7%で最も多く、次いで「各関連機関の担当者の連絡先の共有」(23.8%)、「関係機関・団体による協議会等[※]を設置し、意見交換・情報共有を行っている」(18.5%)、「各職員の被害者支援や関係部署・機関についての理解の促進」(10.6%)となっている。

ストーカー被害に関する問題に対応している相談窓口がある自治体全体としては、約7割(71.2%)が何らかの形で機関間の『連携をしている』と回答している。(図2-7-1)



※「関連機関・団体による協議会等」及び「関係機関・団体による意見交換・情報共有の場」：ストーカーの被害者支援に関する専門協議会等以外にも、その他の暴力事案（配偶者等からの暴力やセクハラ等）に関する協議会等で、ストーカーの被害者支援について意見交換や情報共有を行っている場合を含む。

都市規模別にみると、都道府県及び市町村において「必要に応じて関係機関・団体による意見交換・情報共有の場を設けている」（都道府県 42.5%、市 42.9%、町村 52.1%）が最も多い。次いで、都道府県では、「関係機関・団体による協議会等を設置し、意見交換・情報共有を行っている」（37.5%）が、市町村では「各関連機関の担当者の連絡先の共有」（市 28.3%、町村 21.6%）が多くなっている。（図 2-7-2）

図 2-7-2 機関間連携（複数回答）（都市規模別）

			場を必要に設ける意図	各関係機関の担当者	関係機関・団体による協議会等を設置し、意見交換・情報共有を行っている	各関係機関の被害者支援や関係促進	マンニユアル・書面様式	具体的な支援実施手続のシミュレーション	その他	特に連携はしていない	無回答	連携している（計）
総数	(n=621)	45.7	23.8	18.5	10.6	1.4	0.6	4.2	27.5	1.3	71.2	
都道府県	(n=40)	42.5	35.0	37.5	20.0	2.5	-	7.5	17.5	-	82.5	
市	(n=387)	42.9	23.8	19.4	11.6	1.6	0.8	4.1	30.5	1.0	68.5	
再掲	都市部	(n=29)	24.1	20.7	31.0	13.8	-	-	10.3	31.0	3.4	65.5
	中核市	(n=24)	29.2	29.2	16.7	16.7	8.3	-	8.3	29.2	-	70.8
町村	(n=194)	52.1	21.6	12.9	6.7	1.0	0.5	3.6	23.7	2.1	74.2	

(8) 意見交換・情報共有を行っている機関

問 2-8 関係機関・団体による協議会等において、意見交換・情報共有を行っている関係機関・団体はどこですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

ストーカー被害に関する問題に対応している相談窓口がある自治体に、意見交換・情報共有を行っている関係機関・団体について聞いたところ、「警察」が89.6%で最も多く、次いで「福祉事務所」(71.3%)、「児童相談所(子ども家庭相談センター)」(70.4%)、「教育委員会・学校」(65.2%)となっている。(図 2-8-1)

図 2-8-1 意見交換・情報共有を行っている機関(複数回答)

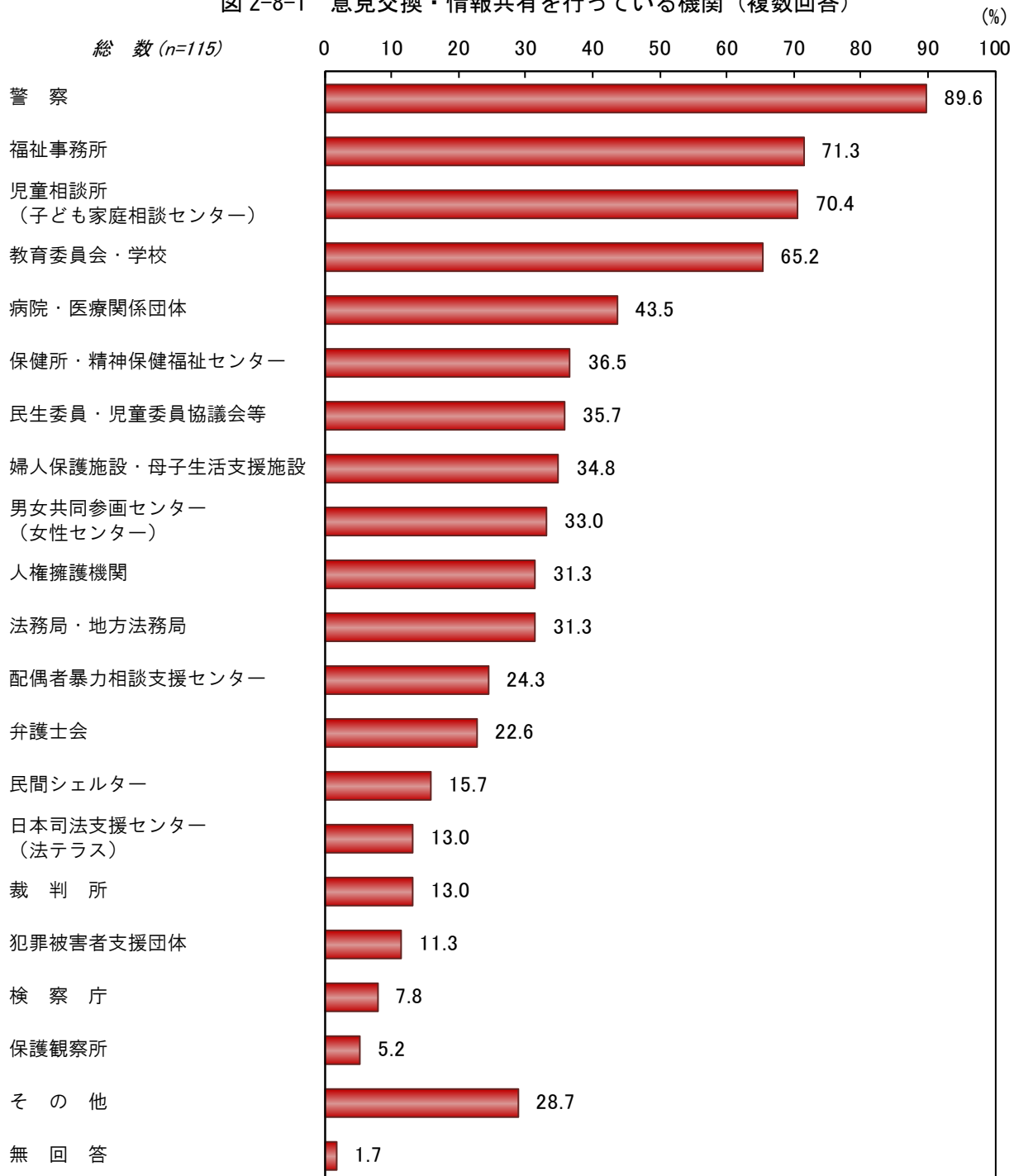


表 2-8 意見交換・情報共有を行っている機関（複数回答）（都市規模別）

(自治体)

	総数 (n)	警察	福祉事務所	児童相談所 (子ども家庭 相談センター)	教育委員会・ 学校	病院・医療 関係団体	保健所・精 神保健福祉 センター	民生委員・ 児童委員 協議会等	婦人保護施設・ 母子生活 支援施設	男女共同参画 センター(女性 センター)	人権擁護機関	法務局・ 地方法務局
総 数	(115)	103	82	81	75	50	42	41	40	38	36	36
都道府県	(15)	15	11	14	10	11	9	7	12	10	8	11
市	(75)	69	57	51	52	32	33	25	23	28	24	21
再 掲 都市部	(9)	9	7	7	5	3	7	2	6	8	3	1
再 掲 中核市	(4)	4	4	4	4	3	4	2	4	3	1	3
町村	(25)	19	14	16	13	7	0	9	5	0	4	4

	総数 (n)	配偶者暴力 相談支援 センター	弁護士会	民間シェルター	日本司法支 援センター (法テラス)	裁判所	犯罪被害者 支援団体	検察庁	保護観察所	その他	無回答
総 数	(115)	28	26	18	15	15	13	9	6	33	2
都道府県	(15)	14	11	6	12	9	6	6	3	8	0
市	(75)	14	14	11	3	6	6	3	2	21	0
再 掲 都市部	(9)	5	4	3	0	0	1	0	0	2	0
再 掲 中核市	(4)	2	3	1	1	2	3	2	1	1	0
町村	(25)	0	1	1	0	0	1	0	1	4	2

図 2-8-2 意見交換・情報共有を行っている機関
(補問：複数回答) (全回答自治体・都市規模別) (参考)

		意見交換・情報共有を行っている	補問										
			警察	福祉事務所	児童相談所 (子ども家庭相談センター)	教育委員会・学校	病院・医療関係団体	保健所・精神保健福祉センター	民生委員・児童委員協議会等	婦人保護施設・母子生活支援施設	男女共同参画センター (女性センター)	人権擁護機関	
総数	(n=1,558)	7.4	6.6	5.3	5.2	4.8	3.2	2.7	2.6	2.6	2.4	2.3	
都道府県	(n=47)	31.9	31.9	23.4	29.8	21.3	23.4	19.1	14.9	25.5	21.3	17.0	
市	(n=770)	9.7	9.0	7.4	6.6	6.8	4.2	4.3	3.2	3.0	3.6	3.1	
再掲	都市部	(n=42)	21.4	21.4	16.7	16.7	11.9	7.1	16.7	4.8	14.3	19.0	7.1
	中核市	(n=41)	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8	7.3	9.8	4.9	9.8	7.3	2.4
町村	(n=741)	3.4	2.6	1.9	2.2	1.8	0.9	-	1.2	0.7	-	0.5	

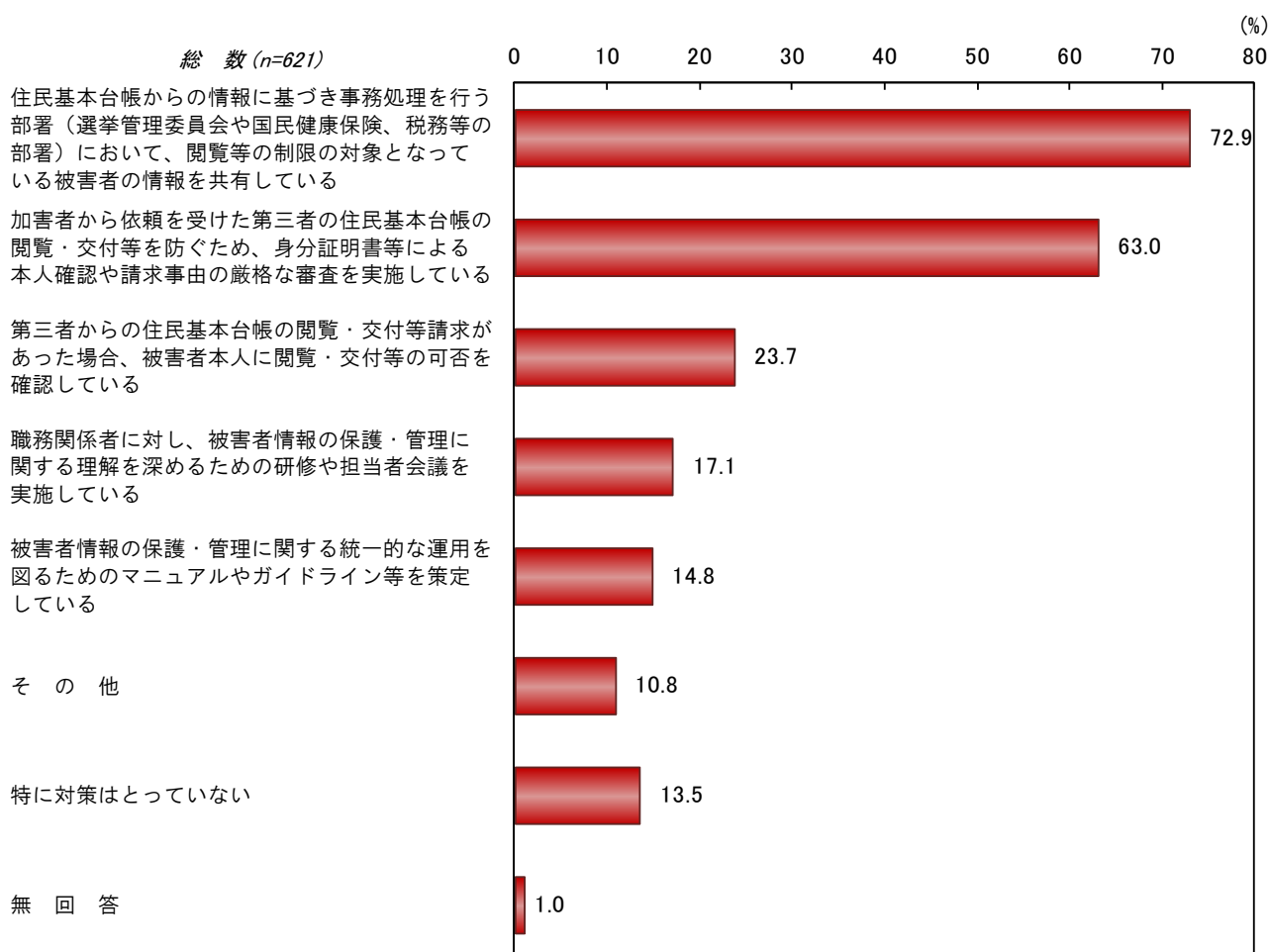
		法務局・地方 法務局	配偶者暴力相談 支援センター	弁護士会	民間シェルター	日本司法支援センター (法テラス)	裁判所	犯罪被害者支援 団体	検察庁	保護観察所	その他	無回答	該当しない	
														補問
総数	(n=1,558)	2.3	1.8	1.7	1.2	1.0	1.0	0.8	0.6	0.4	2.1	0.1	92.6	
都道府県	(n=47)	23.4	29.8	23.4	12.8	25.5	19.1	12.8	12.8	6.4	17.0	-	68.1	
市	(n=770)	2.7	1.8	1.8	1.4	0.4	0.8	0.8	0.4	0.3	2.7	-	90.3	
再掲	都市部	(n=42)	2.4	11.9	9.5	7.1	-	-	2.4	-	-	4.8	-	78.6
	中核市	(n=41)	7.3	4.9	7.3	2.4	2.4	4.9	7.3	4.9	2.4	2.4	-	90.2
町村	(n=741)	0.5	-	0.1	0.1	-	-	0.1	-	0.1	0.5	0.3	96.6	

(9) 被害者情報の保護

問2-9 貴自治体では、ストーカー被害者に関する情報を保護するために、どのような対策をとっていますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

ストーカー被害に関する問題に対応している相談窓口がある自治体に、ストーカー被害者の情報保護対策を聞いたところ、「住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部署（選挙管理委員会や国民健康保険、税務等の部署）において、閲覧等の制限の対象となっている被害者の情報を共有している」が72.9%で最も多く、次いで「加害者から依頼を受けた第三者の住民基本台帳の閲覧・交付等を防ぐため、身分証明書等による本人確認や請求事由の厳格な審査を実施している」が63.0%、「第三者からの住民基本台帳の閲覧・交付等請求があった場合、被害者本人に閲覧・交付等の可否を確認している」が23.7%となっている。（図2-9-1）

図2-9-1 被害者情報の保護（複数回答）



住民基本台帳の閲覧等の制限に係る支援措置を実施する市町村の取組をみると、「住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部署（選挙管理委員会や国民健康保険、税務等の部署）において、閲覧等の制限の対象となっている被害者の情報を共有している」（市 83.7%、町村 66.5%）が最も多く、次いで「加害者から依頼を受けた第三者の住民基本台帳の閲覧・交付等を防ぐため、身分証明書等による本人確認や請求事由の厳格な審査を実施している」（市 72.1%、町村 57.2%）となっている。（図 2-9-2）

図 2-9-2 被害者情報の保護（複数回答）（都市規模別）

(%)

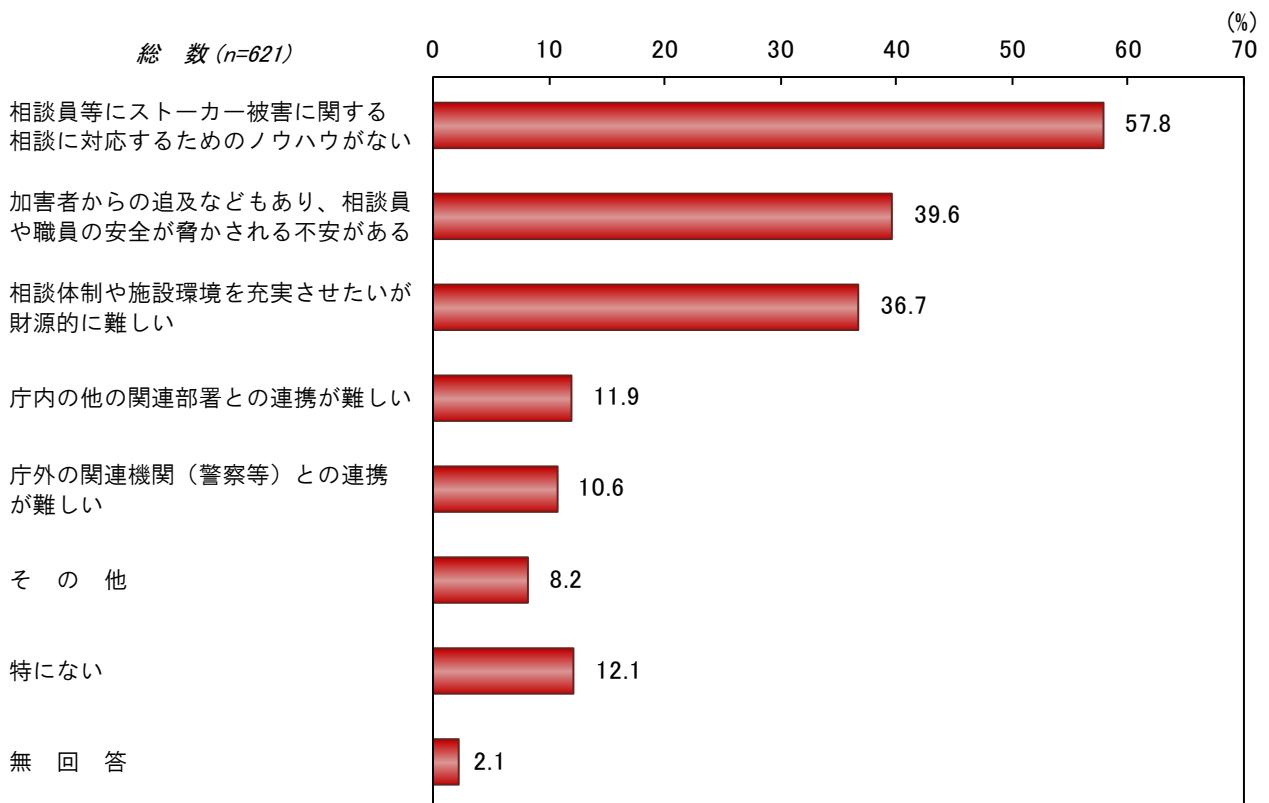
		の閲覧等の制限の対象となっている被害者の情報を共有している	住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部署（選挙管理委員会や国民健康保険、税務等の部署）において、閲覧等の制限の対象となっている被害者の情報を共有している	加害者から依頼を受けた第三者の住民基本台帳の閲覧・交付等を防ぐため、身分証明書等による本人確認や請求事由の厳格な審査を実施している	第三者からの住民基本台帳の閲覧・交付等の場合、被害者本人に	職務関係者に対し、被害者情報の保護や、職管理に関する実施を深めるための研修や、担当者会議を実施している	被害者情報の保護・管理に関するマニュアルやガイド	その他	特に対策はとっていない	無回答
総数	(n=621)	72.9	63.0	23.7	17.1	14.8	10.8	13.5	1.0	
都道府県	(n=40)	-	2.5	-	22.5	5.0	32.5	45.0	2.5	
市	(n=387)	83.7	72.1	25.6	22.0	21.2	9.3	6.5	0.8	
再掲	都市部	(n=29)	86.2	86.2	17.2	55.2	55.2	13.8	-	3.4
	中核市	(n=24)	83.3	79.2	16.7	33.3	45.8	16.7	8.3	-
町村	(n=194)	66.5	57.2	24.7	6.2	4.1	9.3	21.1	1.0	

(10) 相談業務における問題点・困難な点

問2-10 ストーカー被害に関する相談を行うにあたっての問題点や困難な点はありますか。あ
てはまる番号すべてに○をつけてください。

ストーカー被害に関する問題に対応している相談窓口がある自治体に、相談を行うにあたっての問題点や困難な点を聞いたところ、「相談員等にストーカー被害に関する相談に対応するためのノウハウがない」が57.8%で最も多く、次いで「加害者からの追及などもあり、相談員や職員の安全が脅かされる不安がある」が39.6%、「相談体制や施設環境を充実させたいが財源的に難しい」が36.7%となっている。(図2-10-1)

図2-10-1 相談業務における問題点・困難な点（複数回答）



都市規模別にみると、都道府県は「相談員等にストーカー被害に関する相談に対応するためのノウハウがない」、「加害者からの追及などもあり、相談員や職員の安全が脅かされる不安がある」がともに57.5%で最も多くなっている。

市町村では「相談員等にストーカー被害に関する相談に対応するためのノウハウがない」(市53.2%、町村67.0%)が最も多く、次いで、市では「加害者からの追及などもあり、相談員や職員の安全が脅かされる不安がある」(48.6%)、町村では「相談体制や施設環境を充実させたいが財源的に難しい」(33.5%)が多くなっている。(図2-10-2)

図2-10-2 相談業務における問題点・困難な点（複数回答）（都市規模別）

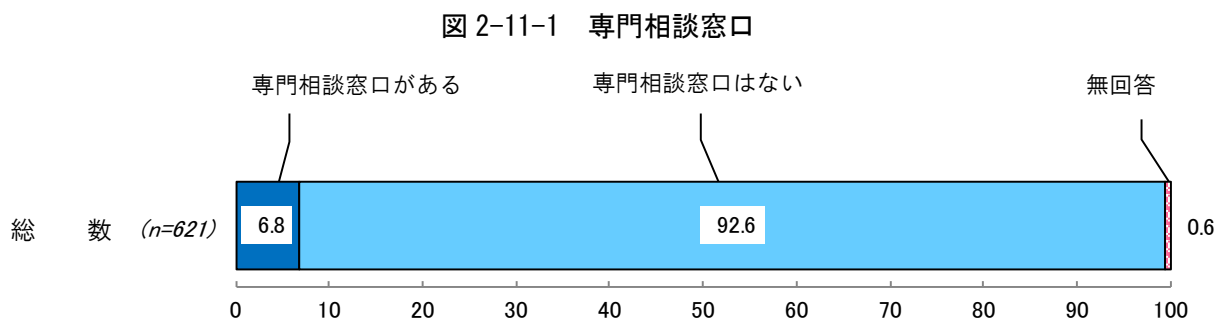
			たに相 め関 のす ウ相 ハウ が不 い る 被 害	が あ り 加 害 者 か ら の 追 及 な ど も 全	さ 相 談 体 制 が や 財 源 設 環 に 難 し い 実	連 携 が 難 し い 関 連 部 署 と の	と 外 の 連 携 が 難 し い (警 察 等)	そ の 他	特 に な い	無 回 答
総 数	(n=621)	57.8	39.6	36.7	11.9	10.6	8.2	12.1	2.1	
都道府県	(n=40)	57.5	57.5	25.0	10.0	17.5	17.5	12.5	2.5	
市	(n=387)	53.2	48.6	39.5	13.2	11.1	8.3	10.9	2.1	
再 掲	都市部	(n=29)	51.7	72.4	44.8	41.4	34.5	24.1	6.9	-
	中核市	(n=24)	45.8	37.5	25.0	16.7	20.8	29.2	4.2	-
町 村	(n=194)	67.0	18.0	33.5	9.8	8.2	6.2	14.4	2.1	

(11) 専門相談窓口

問 2-11 ストーカー被害に関する問題に対応している相談窓口のうち、専門相談窓口*はありますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

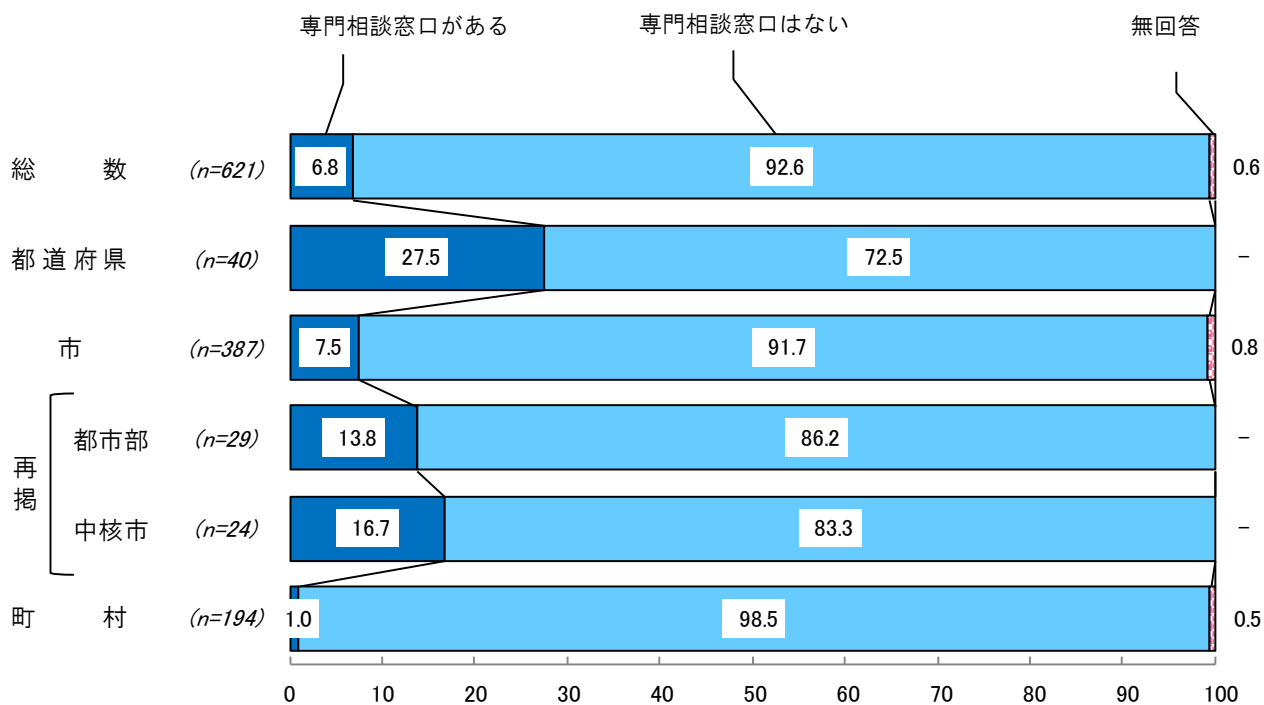
※「専門相談窓口」には、ストーカー被害に関する相談のみを扱う窓口以外に、その他の相談窓口を兼ねているが、曜日や時間帯を限定してストーカー被害に関する相談を受け付けている窓口及び「女性相談（DV、ストーカー）」など、相談内容にストーカー被害を含むと明示している窓口を含むものとする。

ストーカー被害に関する問題に対応している相談窓口がある自治体に、専門相談窓口の有無を聞いたところ、「専門相談窓口がある」自治体は6.8%、「専門相談窓口がない」自治体は92.6%となっている。（図 2-11-1）



都市規模別にみると、専門相談窓口を設置している都道府県は27.5%、市は7.5%、町村は1.0%となっている。(図2-11-2)

図2-11-2 専門相談窓口（都市規模別）



(12) 専門相談窓口の設置場所

問 2-12 専門相談窓口は、どこに設置されていますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

ストーカー被害に関する問題に対応している相談窓口がある自治体に、ストーカー被害に関する専門相談窓口の設置場所を聞いたところ、「男女共同参画センター（女性センター）」が 35.7%、「配偶者暴力相談支援センター」が 28.6%、「福祉事務所」が 23.8%となっている。（図 2-12-1）

図 2-12-1 専門相談窓口の設置場所（複数回答）

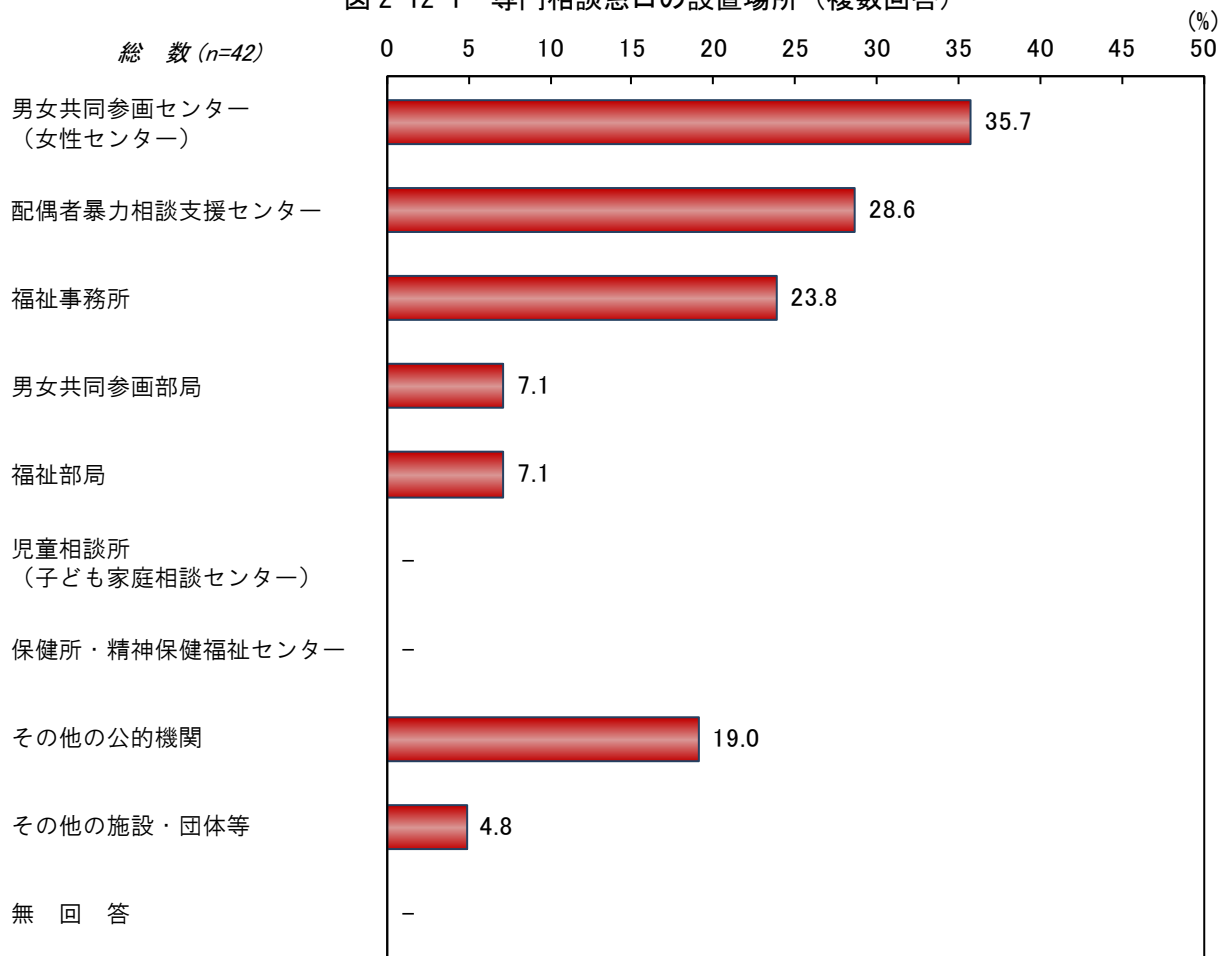


表 2-12 専門相談窓口の設置場所（複数回答）（都市規模別）

(自治体)

	総数 (n)	男女共同参画センター(女性センター)	配偶者暴力相談支援センター	福祉事務所	男女共同参画部局	福祉部局	児童相談所(子ども家庭相談センター)	保健所・精神保健福祉センター	その他の公的機関	その他の施設・団体等	無回答
総数	(42)	15	12	10	3	3	0	0	8	2	0
都道府県	(11)	3	8	0	0	0	0	0	3	1	0
市	(29)	12	4	10	3	3	0	0	4	0	0
再掲											
都市部	(4)	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0
中核市	(4)	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0
町村	(2)	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0

図 2-12-2 専門相談窓口の設置場所（補問：複数回答）（全回答自治体・都市規模別）（参考）

(%)

		専門相談窓口がある	補問										該当しない
			男女共同参画センター (女性共同参画センター)	配偶者暴力相談支援センター	福祉事務所	男女共同参画部局	福祉部局	児童相談所 (子ども家庭相談センター)	保健所・精神保健福祉センター	その他の公的機関	その他の施設・団体等	無回答	
総数	(n=1,558)	2.7	1.0	0.8	0.6	0.2	0.2	-	-	0.5	0.1	-	97.3
都道府県	(n=47)	23.4	6.4	17.0	-	-	-	-	-	6.4	2.1	-	76.6
市	(n=770)	3.8	1.6	0.5	1.3	0.4	0.4	-	-	0.5	-	-	96.2
再掲	都市部	(n=42)	9.5	7.1	7.1	-	-	-	-	-	-	-	90.5
	中核市	(n=41)	9.8	2.4	2.4	2.4	-	2.4	-	-	-	-	90.2
町村	(n=741)	0.3	-	-	-	-	-	-	-	0.1	0.1	-	99.7

(13) 専門相談窓口の開設曜日

問 2-13 専門相談窓口における電話相談・面接相談の開設曜日・時間を教えてください。なお、年末年始や不定期な開設の場合は、「その他」にご記入ください。また、専門相談窓口が複数ある場合は、代表的なもの1つについてお答えください。

ストーカー被害に関する問題に対応している相談窓口がある自治体に、専門相談窓口の開設曜日を聞いたところ、電話相談及び面接相談ともに主に月曜日から金曜日の平日となっている。(図 2-13-1、図 2-13-2)

図 2-13-1 専門相談窓口の開設曜日（電話相談）（複数回答）

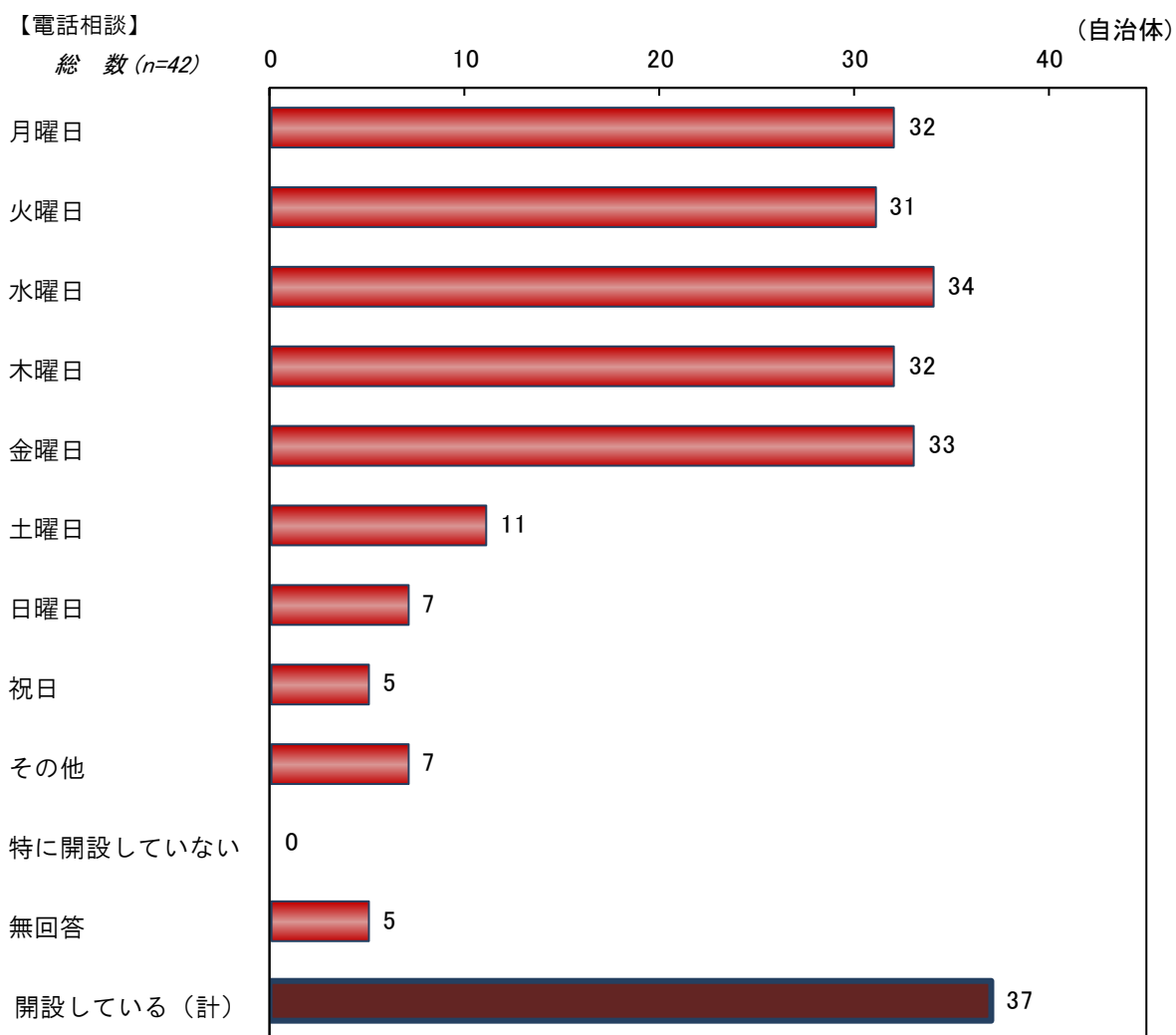
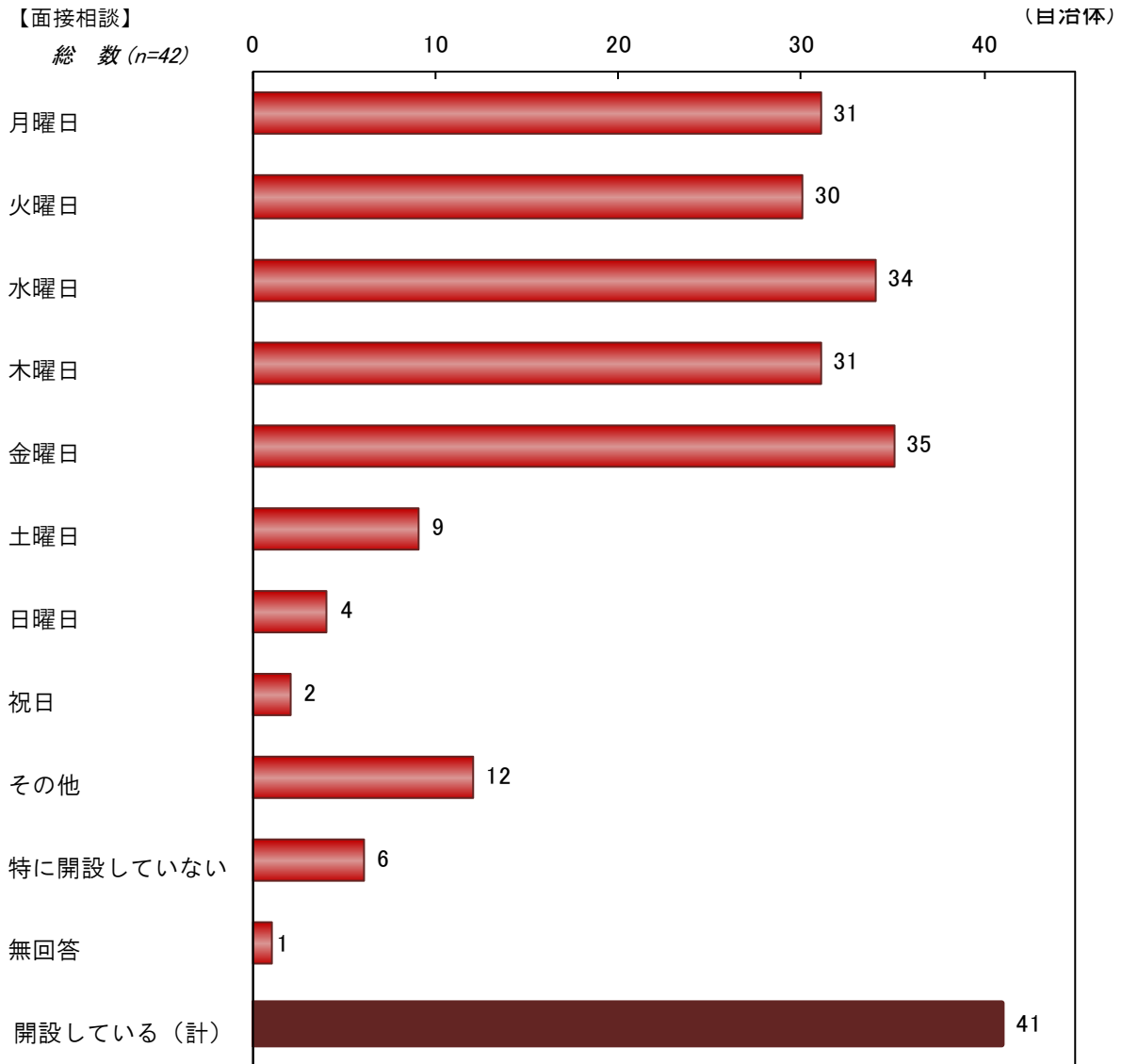


図 2-13-2 専門相談窓口の開設曜日（面接相談）（複数回答）



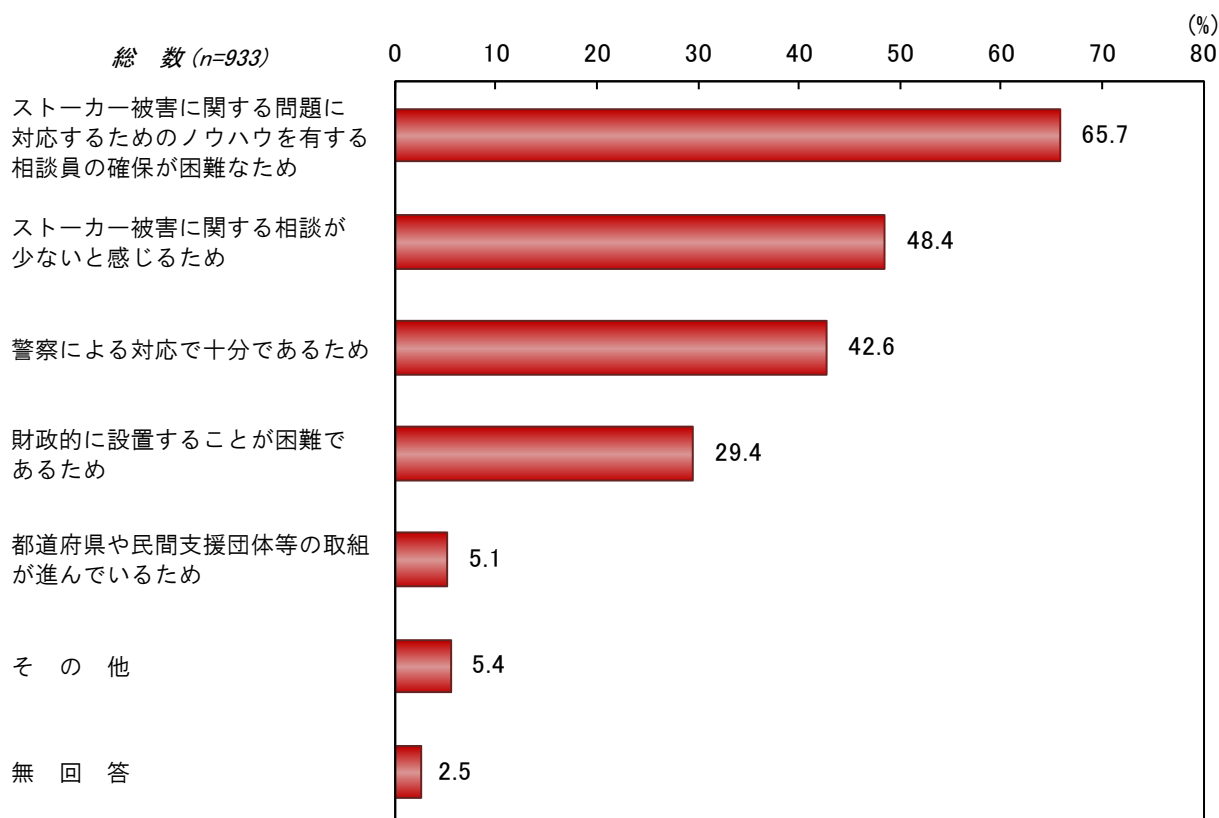
3. 相談窓口を設置しない理由や必要性

(1) 相談窓口を設置していない理由

問3-1 貴自治体がストーカー被害に関する相談に対応可能な相談窓口を設置していない理由は何ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

ストーカー被害に関する問題に対応している相談窓口がない自治体に、窓口を設置していない理由を聞いたところ、「ストーカー被害に関する問題に対応するためのノウハウを有する相談員の確保が困難なため」が65.7%で最も多く、次いで「ストーカー被害に関する相談が少ないと感じるため」が48.4%、「警察による対応で十分であるため」が42.6%、「財政的に設置することが困難であるため」が29.4%となっている。(図3-1-1)

図3-1-1 相談窓口を設置していない理由（複数回答）



都市規模別にみると、都道府県は「警察による対応で十分であるため」が71.4%で最も多く、次いで「ストーカー被害に関する問題に対応するためのノウハウを有する相談員の確保が困難なため」(57.1%)となっている。

市町村は「ストーカー被害に関する問題に対応するためのノウハウを有する相談員の確保が困難なため」(市67.6%、町村64.5%)が最も多く、次いで、市は「警察による対応で十分であるため」(48.7%)、町村は「ストーカー被害に関する相談が少ないと感じるため」(57.5%)となっている。(図3-1-2)

図3-1-2 相談窓口を設置していない理由（複数回答）（都市規模別）

(%)

		のノ問ス 確ウ題ト 保ハにー がウ対カ 困を応ー 難有す被 なする害 ため相たに め談の関 員する	た相ス め談ト ががー 少カ ない被 と害 感じに る関 する	あ警 る察 たに めよ る 対 応 で 十 分 で	困財 難政 であ るに 設置 する こと が	た等都 めの道 取府 組県 がや 進民間 んで支 援団 体	そ の 他	無 回 答	
総 数	(n=933)	65.7	48.4	42.6	29.4	5.1	5.4	2.5	
都道府県	(n=7)	57.1	-	71.4	28.6	-	14.3	-	
市	(n=380)	67.6	36.3	48.7	27.1	3.9	7.4	1.3	
再掲	都市部	(n=13)	69.2	7.7	46.2	46.2	7.7	23.1	-
	中核市	(n=17)	52.9	11.8	70.6	11.8	-	5.9	-
町 村	(n=546)	64.5	57.5	37.9	31.0	6.0	3.8	3.3	

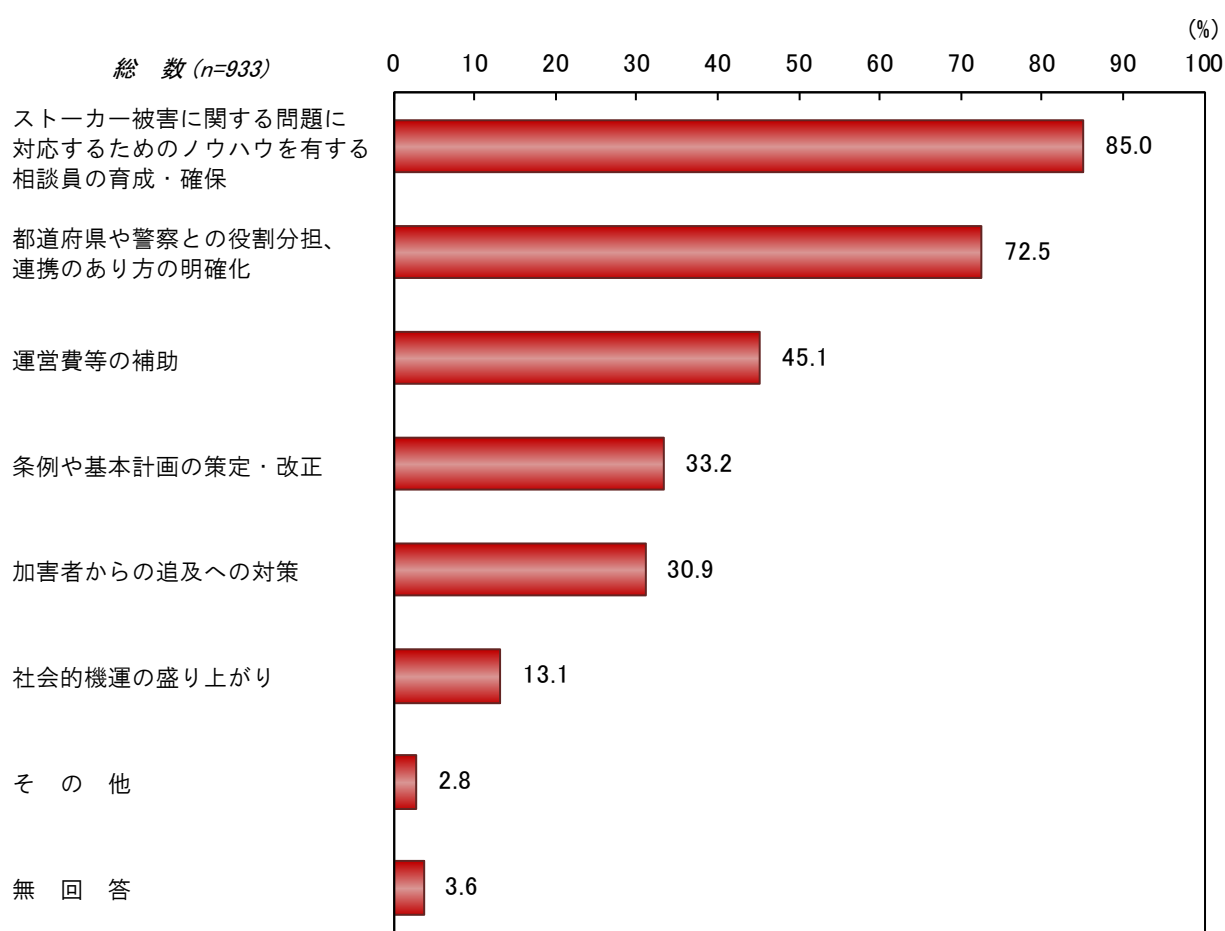
(2) 相談窓口を設置するために必要な要素

問3-2 貴自治体がストーカー被害に関する相談に対応可能な相談窓口を設置するために必要なものは何ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

ストーカー被害に関する問題に対応している相談窓口がない自治体に、ストーカー被害に関する相談に対応可能な相談窓口を設置するために必要なものを聞いたところ、「ストーカー被害に関する問題に対応するためのノウハウを有する相談員の育成・確保」が85.0%で最も多く、次いで「都道府県や警察との役割分担、連携のあり方の明確化」が72.5%、「運営費等の補助」が45.1%となっている。

(図3-2-1)

図3-2-1 相談窓口を設置するために必要な要素（複数回答）



都市規模別にみると、市町村では「ストーカー被害に関する問題に対応するためのノウハウを有する相談員の育成・確保」（市 86.1%、町村 84.4%）で最も多く、次いで「都道府県や警察との役割分担、連携のあり方の明確化」（市 81.3%、町村 66.3%）となっている。（図 3-2-2）

図 3-2-2 相談窓口を設置するために必要な要素（複数回答）（都市規模別）

			有にス 対ト 相カ 談一 員カ の被 育害 成ノ ウ関 保す ハ ウ問 を	分都 担道 、府 連県 携、 の警 あり察 との 方役 の割 明 確 化	運 営 費 等 の 補 助	条 例 や 基 本 計 画 の 策 定 ・ 改 正	加 害 者 か ら の 追 及 へ の 対 策	社 会 的 機 運 の 盛 り 上 が り	そ の 他	無 回 答
総 数	(n=933)	85.0	72.5	45.1	33.2	30.9	13.1	2.8	3.6	
都道府県	(n=7)	71.4	71.4	57.1	14.3	71.4	-	14.3	14.3	
市	(n=380)	86.1	81.3	49.2	30.3	41.3	15.0	4.2	2.4	
再掲	都市部	(n=13)	92.3	100.0	61.5	15.4	61.5	30.8	7.7	-
	中核市	(n=17)	88.2	88.2	64.7	52.9	70.6	23.5	-	11.8
町 村	(n=546)	84.4	66.3	42.1	35.5	23.1	11.9	1.6	4.4	

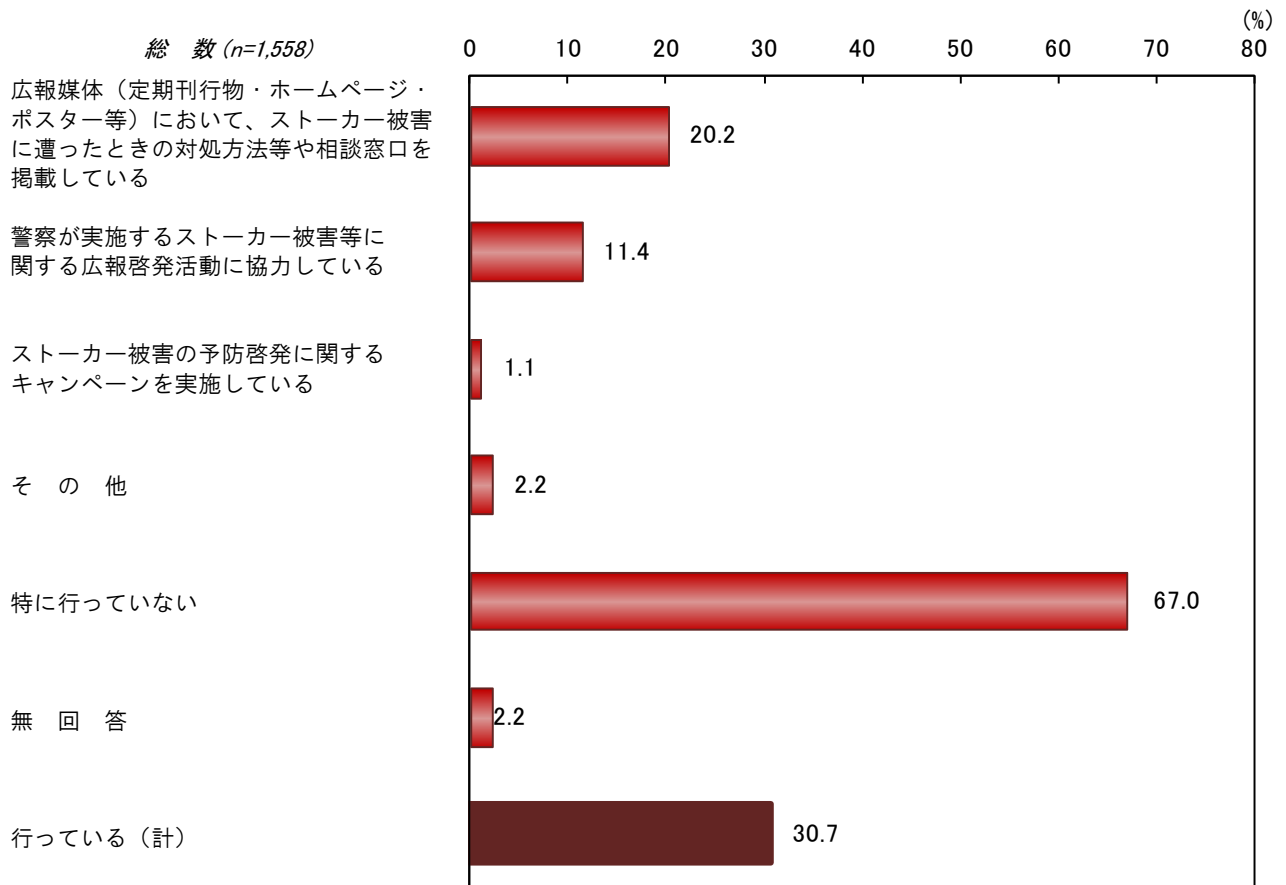
4. その他

(1) 広報啓発

問4-1 貴自治体では、ストーカー被害の防止や被害者支援に関する広報啓発活動を行っていますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

ストーカー被害の防止や被害者支援に関する広報啓発活動の実施状況を見ると、自治体の30.7%が何らかの広報を『行っている』と回答している。主な広報啓発活動としては、「広報媒体（定期刊行物・ホームページ・ポスター等）において、ストーカー被害に遭ったときの対処方法等や相談窓口を掲載している」（20.2%）、「警察が実施するストーカー被害等に関する広報啓発活動に協力している」（11.4%）となっている。（図4-1-1）

図4-1-1 広報啓発（複数回答）



都市規模別にみると、都道府県及び市町村において、「広報媒体において、ストーカー被害に遭ったときの対処方法等や相談窓口を掲載している」（都道府県 34.0%、市 19.4%、町村 20.2%）が最も多い。（図 4-1-2）

図 4-1-2 広報啓発（複数回答）（都市規模別）

(%)

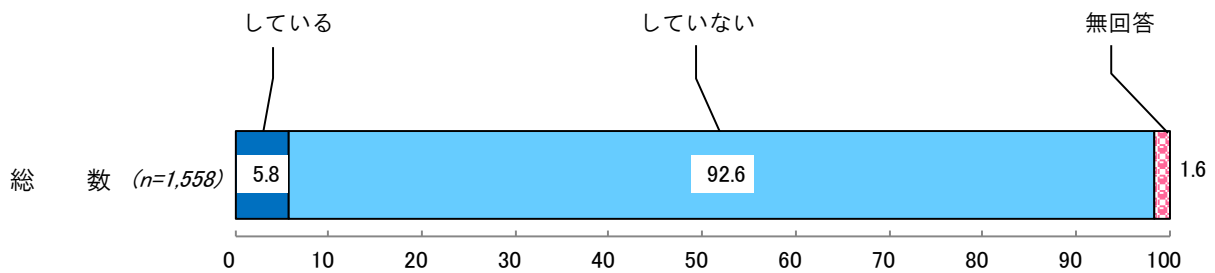
		窓口に掲載している	広報媒体（定期刊行物・ホームページ）において、対処方法等や相談窓口を掲載している	警察が実施する広報啓発活動に協力している	ストーカー被害の予防啓発に実施している	その他	特に行っていない	無回答	行っている（計）
総数	(n=1,558)	20.2	11.4	1.1	2.2	67.0	2.2	30.7	
都道府県	(n=47)	34.0	4.3	2.1	10.6	53.2	-	46.8	
市	(n=770)	19.4	9.7	1.6	2.5	67.7	2.9	29.5	
再掲	都市部	(n=42)	31.0	9.5	2.4	4.8	47.6	4.8	47.6
	中核市	(n=41)	22.0	7.3	2.4	9.8	63.4	-	36.6
町村	(n=741)	20.2	13.5	0.5	1.3	67.2	1.8	31.0	

(2) 民間支援団体との連携協力

問4-2 貴自治体では、ストーカー被害の防止や被害者支援を行うにあたり、民間支援団体と連携協力をしていますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

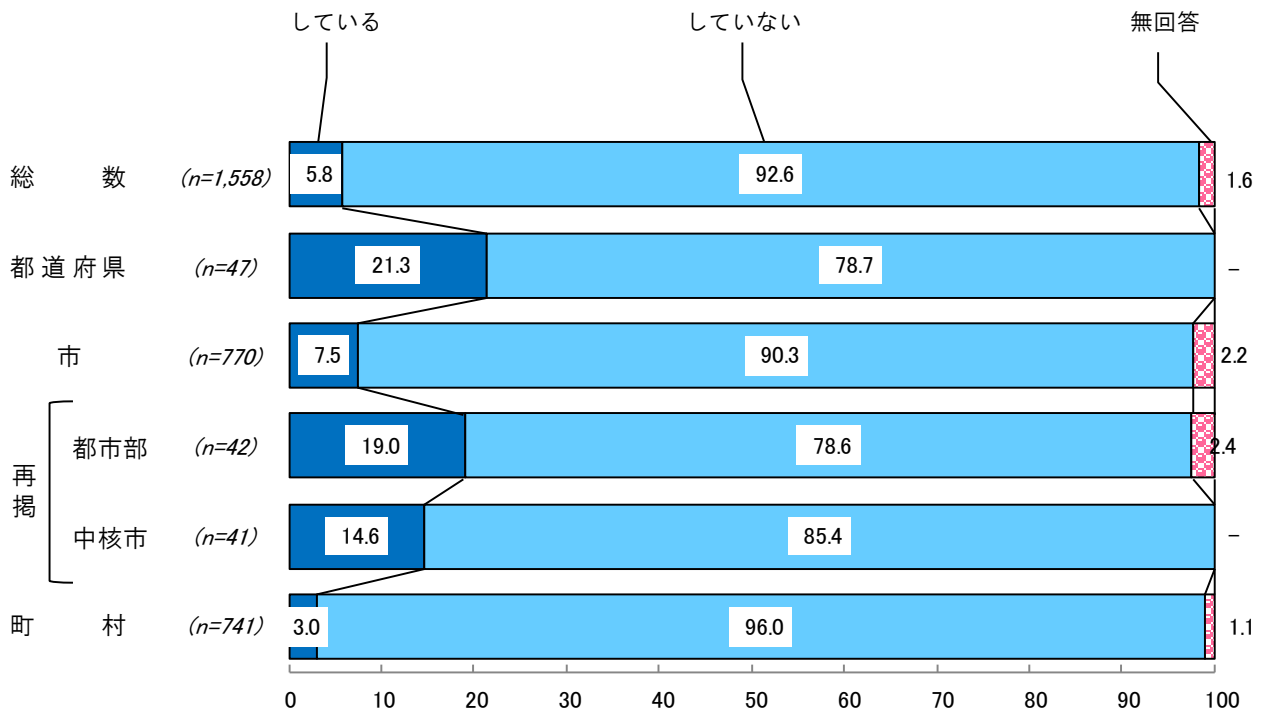
ストーカー被害の防止や被害者支援を行うにあたり、民間支援団体と連携協力「している」自治体は5.8%、「していない」自治体は92.6%となっている。(図4-2-1)

図4-2-1 民間支援団体との連携協力



民間支援団体と連携協力している自治体を都市規模別にみると、都道府県が21.3%、市が7.5%、町村が3.0%となっている。(図4-2-2)

図4-2-2 民間支援団体との連携協力（都市規模別）

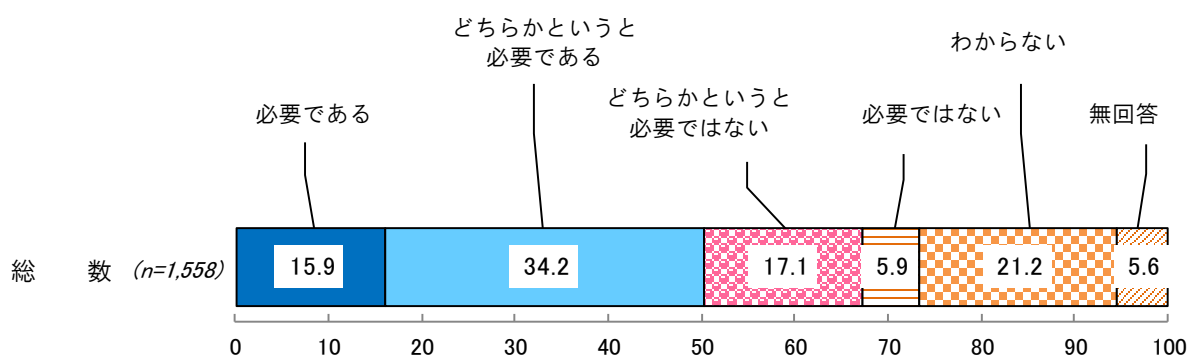


(3) 警察以外の相談窓口の必要性

問4-4 貴自治体では、警察以外のストーカー被害に対応する相談窓口は必要だと思いますか。
あてはまる番号1つに○をつけてください。

警察以外のストーカー被害に対応する相談窓口が「必要である」と回答した自治体は15.9%であり、「どちらかという必要である」と回答した自治体(34.2%)と合わせると、約半数(50.1%)の自治体が警察以外のストーカー被害に関する問題に対応する相談窓口が必要であると回答している。また、「わからない」と回答した自治体は21.2%であった。(図4-3-1)

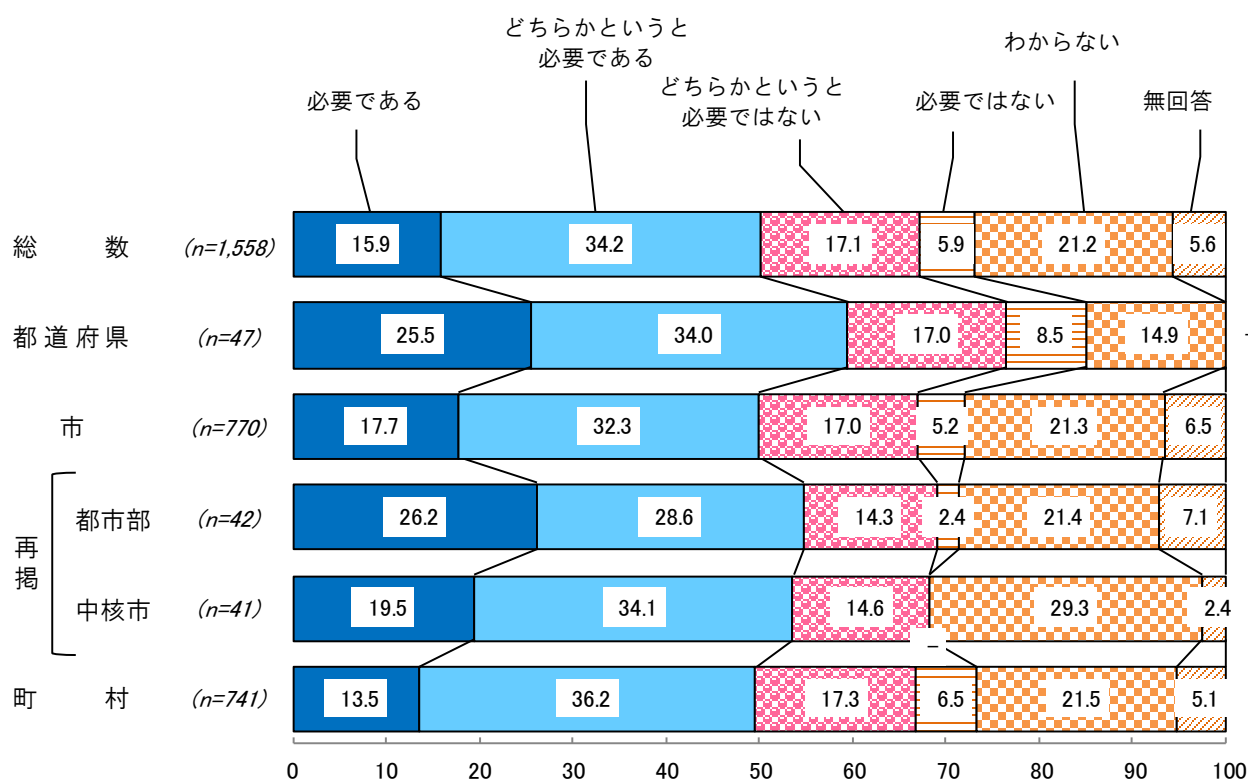
図4-3-1 警察以外の相談窓口の必要性



都市規模別にみると、都道府県は「必要である」が25.5%、「どちらかという必要である」が34.0%であった。市町村は「必要である」と回答した市は17.7%、町村は13.5%、「どちらかという必要である」と回答した市は32.3%、町村は36.2%であり、都道府県及び市町村の約半数程度（都道府県59.5%、市50.0%、町村49.7%）が、警察以外のストーカー被害に関する問題に対応する相談窓口が必要であると回答している。

一方、「必要ではない」と回答した都道府県は8.5%、市は5.2%、町村は6.5%、「どちらかという必要ではない」と回答した都道府県及び市は17.0%、町村は17.3%となっている。（図4-3-2）

図4-3-2 警察以外の相談窓口の必要性（都市規模別）



Ⅲ 取組事例紹介

Ⅲ 取組事例紹介

地方公共団体におけるストーカー被害者支援体制の整備に向けて、参考となり得る取組を行っている地方公共団体（4団体）及び民間支援団体（2団体）に対しヒアリング調査を行った。以下、ヒアリング調査結果の概要を示す。

1. 地方公共団体における取組事例

(1) A市（中都市（人口10万人以上20万人未満））

【特徴】

- ・ ストーカー被害に関する専門相談窓口はないが、配偶者からの暴力の被害者に対する庁内の相談支援体制を活用して、ストーカー被害者支援を行っている。
- ・ 市民相談に関する総合相談窓口の整備を進めるとともに、マニュアルや研修を通して、迅速かつ的確な窓口対応や関連部署間の連携促進を図っている。

基本情報

- i 男女共同参画センターの有無：なし
- ii 配偶者暴力相談支援センターの有無：あり
- iii ストーカー被害の防止や被害者支援の根拠となる条例等の有無：あり
 - ・ A市ドメスティック・バイオレンス対策庁内連絡会議設置要綱
 - ・ A市配偶者からの暴力等による被害者の支援に関する事務取扱要綱
 - ・ A市配偶者被害者等緊急避難支援実施要綱
 - ・ A市配偶者暴力相談支援センター事業実施要綱
 - ・ A市市営住宅条例
- iv ストーカー被害の防止や被害者支援の根拠となる条例等の内容
 - ・ 緊急避難先の確保（公営住宅への優先入居等）
 - ・ 警察や一時保護所などの関係機関相互の連携
 - ・ 被害者保護に必要な手続等（住民基本台帳に関する支援措置など）
 - ・ その他（庁内の連携体制について）
- v 基本計画の有無：あり
 - ・ A市男女共同参画基本計画（ストーカー被害の防止や被害者支援に関する規定の有無：あり）

庁内における取組について

- i ストーカー被害の防止や被害者支援に関する施策の担当部署
市民生活部市民相談・人権推進室
- ii 施策担当部署と連携している庁内の他の関連部署
市民課、市民窓口課、福祉課、子育て支援課、障がい福祉課、高齢福祉課、健康保険課、地域福祉課、保健センター、学校教育課、学校給食課、建築課、選挙管理委員会、その他（住民基本台帳システム及び関連システムの関連課等）
- iii 具体的な連携内容
 - ・ 「A市ドメスティック・バイオレンス対策庁内連絡会議」を設置し、配偶者からの暴力の防止

及び被害者の保護に関する対策について、庁内組織間の緊密な連携及び情報共有を図っている。ストーカー被害者の支援策等についても、本会議の設置要綱（「A市ドメスティック・バイオレンス対策庁内連絡会議設置要綱」）に準じて協議等が行われている。

- ・ 「A市配偶者からの暴力等による被害者の支援に関する事務取扱要綱」において被害者の相談、自立支援及び更なる被害を防止するための支援措置に関する事務取扱を規定し、市が一体となって支援するための体制を整備している。ストーカー被害者支援についても、本要綱に基づいて実施されている。

iv 「A市ドメスティック・バイオレンス対策庁内連絡会議」におけるストーカー事案対策に関する協議内容等

- ・ 市民課及び市民相談・人権推進室の相談窓口にて、ストーカー被害に関する相談があった場合の支援手順や庁内の連携体制について確認している。

v 庁内の連携を促進するためのマニュアルや書面の活用方法等について

- ・ 市の職員が被害者の安全確保を図り、適正かつ速やかに連携して支援を講じることができるよう、「A市DV被害者支援のための職員対応マニュアル」（以下「職員対応マニュアル」という。）を作成し、庁内の行政窓口担当職員（約300人）に配布している。
- ・ 「配偶者からの暴力等被害者相談共通シート」（以下「相談共通シート」という。）に基づき、職員が簡潔に被害状況を聴取し、「相談共通シート」の「必要と思われる支援等」の支援項目に従って、関連部署に支援を要請する。
- ・ 被害者の個人情報漏えい防止策として、本人確認マニュアルの策定に向けた検討が、各課において進められている。

vi ストーカー対策に関する予算措置や民間支援団体への補助について

- ・ 市民相談・人権推進室に「DV対策等総合支援事業費補助金」として、女性相談員人件費6名分（心理カウンセラー、臨床心理士、行政書士の各1名、NPO団体3名）が計上されている。
- ・ 民間支援団体への助成は実施していない。

相談窓口における対応について

i ストーカー被害に関する相談の流れについて

- ・ 女性のためのDV・総合相談（配偶者暴力相談支援センターの相談窓口）で受け付けた相談のうち、ストーカー事案であると判断した場合は警察に連絡をする。
- ・ 市民課及び市民相談・人権推進室の窓口にて、ストーカー被害を訴える市民が来庁した場合には、まず警察に相談するように促す。その際、本人が住民基本台帳事務等における支援措置を希望している場合は、警察の証明が必要である旨を説明した上で、支援措置申出書を手渡し、警察署で相談するよう指導する。
- ・ 相談者が警察の意見が付された支援措置申出書を持参した場合は、市民課において「相談共通シート」に基づき被害状況を簡潔に聴取し、必要な支援措置を講ずる。
- ・ 庁内の行政相談窓口において相談を受け付けた場合は、「相談共通シート」に基づき、職員が具体的な暴力の状況を記載し、「必要と思われる支援等」の項目に従って、関連部署に支援を要請する。特に、住民基本台帳の情報を扱う課や税務課については、早急な対応が必要であることを周知徹底する。
- ・ 支援開始に要する関係部署の決裁等を待たずに、相談受付日から速やかに支援が開始できるよ

う、相談を受け付けた職員が関係部署を回って状況説明や協力依頼等を行っている。なお、関連部署に対する支援要請の際には、「職員対応マニュアル」に掲載されている「配偶者からの暴力等の被害者の相談に関する個人情報の提供に係る同意書」を用いて、事前に相談者本人の同意を得る体制を取っている。

- ・ 相談者に専門的な心理的サポートが必要であると思われる場合は、臨床心理士に対応を依頼する。

ii ストーカー被害に関する相談対応において工夫している点

- ・ 被害者に対し、臨床心理士による心理カウンセリングを提供している。
- ・ 被害者の状況に応じて、予約時期や相談内容について柔軟な対応を心掛けている。

iii ストーカー被害に関する相談対応において困難な点

- ・ DVよりもストーカー加害者の方が被害者を支配するための手段を選ばず、突発的で凶悪な行動に走る傾向があり、被害者の安全確保に限界がある。

iv 被害者の関係者（親、教員、友人、職場関係者等）への対応や加害者からの相談について

- ・ 独身男性からストーカー行為の被害を受けていた既婚女性の事例において、夫に危害が及ぶことに不安を覚えている被害者に対し、被害者が信頼できる友人や義母等の第三者から協力が得られるよう、市民相談・人権推進室として支援を行った。
- ・ 加害者から相談を受け付けた実績はない。

v ストーカー被害に関する相談対応のための基礎的研修

- ・ 勉強会の資料を市民課と調整して作成し、活用している。
- ・ 県が主催する県警職員によるストーカー研修に職員を派遣するなどし、ストーカー事案への対応等について啓発を図っている。
- ・ 近隣の市・町及び警察と情報共有する機会を年に1回設け、地域や担当者によって対応に差が生じないよう努めている。
- ・ 被害者の個人情報保護に関する意識を高めるため、職務関係者や被害者情報を扱う関連部署の担当者を対象とした研修を実施している。

ストーカー被害者支援における関連機関連携について

i ストーカー被害の防止や被害者支援に関する連携機関や団体について

- ・ 必要に応じて関係機関・団体等による意見交換・情報共有の場を設けている。主な連携機関は、女性の人権ホットライン（地方法務局）、少年サポートセンター（県警）、児童相談所、犯罪被害者相談センター、犯罪被害者援助センター、法テラス犯罪被害者支援ダイヤルである。

ii ストーカー被害者支援における民間支援団体との連携について

- ・ DV被害者支援において連携関係にある民間のシェルターやステップハウスに、必要に応じて一時保護等に関する協力を要請できる体制を整えている。
- ・ 被害者の一時保護先が、民間シェルター等ではなくホテルの場合は、子育て支援課の予算から宿泊費を支給することができる。

iii その他（教育機関、医療機関、福祉関係機関、民間支援団体等との連携について）

- ・ 特になし

ストーカー被害者支援体制の拡充に向けた展望・課題等について

i 配偶者暴力相談支援センターにおけるストーカー被害者支援の可能性

- ・ 庁内においてDVに関する対応を徹底することで、各職員における女性に対する暴力に関する認識を高め、ストーカー事案に対応できる体制の整備に努めていきたい。

ii 庁内の関連部署間の連携に関する今後の展望

- ・ 相談業務を縦割りにすると、関連部署間の横断的な連携が乏しくなり対応が難しくなるため、総合相談窓口の体制を維持しつつ、全庁的に取り組むこととする。

iii 関連機関同士の連携に関する今後の展望

- ・ 市の総合相談窓口でストーカー被害であると判断した場合は、市民相談・人権推進室から警察署に被害状況等を事前連絡するなどし、被害者の負担軽減に引き続き努めていきたい。

(2) B県（都道府県）

【特徴】

- ・ ストーカー被害に関する専門相談窓口はないが、女性相談所を中心とした庁内の相談支援体制を活用して、ストーカー被害者支援を行っている。また、県警に設置されている専門部署と支援のあり方について協議し、連携を図りながら対応している。

基本情報

i 男女共同参画センターの有無：あり

ii 配偶者暴力相談支援センターの有無：あり

iii ストーカー被害の防止や被害者支援の根拠となる条例等の有無：あり

- ・ 公衆に著しく迷惑をかける暴力的な不良行為等の防止に関する条例

iv ストーカー被害の防止や被害者支援の根拠となる条例等の内容

- ・ ストーカー規制法に規定されていない行為（恋愛感情に基づかないつきまとい行為等）も規制対象となる。

v 基本計画の有無：あり

- ・ B県男女共同参画推進計画（ストーカー被害の防止や被害者支援に関する規定の有無：なし）

庁内における取組について

i ストーカー被害の防止や被害者支援に関する施策の担当部署

- ・ 犯罪被害者支援の観点から、生活環境部県民生活課及び県警が関わっている。
- ・ 婦人保護事業やDV被害者支援の一環として、健康福祉部子育て支援課が関わっている。

ii 施策担当部署と連携している庁内の他の関連部署

女性相談所、生活環境部男女共同参画課

iii 具体的な連携内容

- ・ 主に配偶者からの暴力の被害者支援を行っている機関（配偶者暴力相談支援センター等）において、既存の支援体制や関連課等との連絡体制等を活用して、男女間のストーカー被害者の相談支援を行っている。
- ・ 県民生活課は、庁内の関連課と連携し、犯罪被害者等支援基本計画の策定や県が講じた施策の取りまとめ及び公表を行っている。

iv 「犯罪被害者等支援連絡協議会」におけるストーカー事案対策に関する協議内容等

- ・ ストーカー事案対策に関する協議実績はない。

v 庁内の連携を促進するためのマニュアルや書面の活用方法等について

- ・ 犯罪被害者支援全般の相談マニュアルを活用している（ストーカー被害者支援に関する特別なマニュアルや手引きはない。）。

vi ストーカー対策に関する予算措置や民間支援団体への補助について

- ・ ストーカー対策に関する予算措置はなく、婦人保護及びDV関連施策に関する予算からストーカー被害者支援に関する費用を補てんしている。
- ・ DV関連施策に関する予算は、主に啓発事業に配分されており、庁内の連絡協議会やネットワーク会議等の費用が対象となる。
- ・ 民間支援団体への助成実績はない。

相談窓口における対応について

i ストーカー被害に関する相談の流れについて

- ・ 女性相談所では、電話相談の時点で危険性があると判断すれば警察への相談を勧める。来所相談の際には、被害状況等を詳しく確認し、必要な支援につないでいる。
- ・ 危険性が高い場合は、本人に事案の切迫性について説明し、承諾を得た上で警察と連携して支援を行っている。
- ・ 一時保護した場合、心理的支援を希望する被害者については、心理職員によるカウンセリングを行うなど、被害者の希望にそった支援を行っている。

ii ストーカー被害に関する相談対応において工夫している点

- ・ 県警に設置された専門部署と連携して、相談に対応している。
- ・ 被害者支援における県警との円滑な連携に向けて、県警と話し合いの場を持ち、相談方針等に関する共通認識の構築を図っている。

iii ストーカー被害に関する相談対応において困難な点

- ・ ストーカー被害者の大半は若年者であり、インターネットを通じて知り合った相手からストーカー行為を受けることが多い。加害者がインターネット上で知り合った者の場合、加害者の住所を特定することが難しく、危険性についての判断が困難な場合が多い。
- ・ ストーカーはDVと異なり、突然、凶悪な行為に走ったり、殺人に至るケースもあるため、危険性が見極めが難しく、警察との連携が重要となってくる。

iv 被害者の関係者（親、教員、友人、職場関係者等）への対応や加害者からの相談について

- ・ 被害者本人以外から、相談を受け付けた実績はない。
- ・ 被害者の関係者の保護については、50歳前後の女性とその長女及び二男を一時保護した事例がある。
- ・ 加害者から相談を受け付けた実績はない。

v ストーカー被害に関する相談対応のための基礎的研修

- ・ 県警本部の専門部署の担当者から、ストーカーやDV被害の現状及び警察における対応について学ぶ機会を設けている。
- ・ 市町村における配偶者からの暴力被害者支援の担当職員を対象とした基礎研修会において、ストーカー被害者への対応等について学ぶ機会を設けている。

- ・ 相談員を対象とした専門的な研修や勉強会等において、DV被害者支援と関連してストーカー被害者支援に関する内容を取り上げ、対応について有識者から学ぶ機会や、スーパーバイズを受ける機会を設けている。
- ・ 福祉事務所等においては、DV被害者支援に従事している女性相談員を中心とした会議を年2回開催しており、ストーカー被害者支援についても取り上げている。
- ・ 市町村、警察署及び県の各相談担当職員を対象とした事例研修をブロック別に実施している。この会議においても、ストーカー被害者支援に関する内容を取り上げることがある。

ストーカー被害者支援における関連機関間連携について

i ストーカー被害の防止や被害者支援に関する連携機関や団体について

- ・ 関係機関・団体で構成される下記の協議会等において意見交換や情報共有を行っている。
 - B県DV防止対策連絡協議会（弁護士会、医師会、母子福祉協議会、学識経験者、市町村代表、地方検察庁、地方裁判所、警察、教育及び県関係各課で構成。）
 - 犯罪被害者支援連絡協議会（法テラス、自動車事故対策機構、女性委員会、医師会、産婦人科医会、保護者育成連絡協議会、警察、教育委員会、ハローワーク等の38機関で構成。）

ii ストーカー被害者支援における民間支援団体との連携について

- ・ 犯罪被害者支援全般に関する啓発イベントを、民間支援団体と連携して実施している。

iii その他（教育機関、医療機関、福祉関係機関、民間支援団体等との連携について）

- ・ 特になし

ストーカー被害者支援体制の拡充に向けた展望・課題等について

i 配偶者暴力相談支援センターにおけるストーカー被害者支援の可能性

- ・ 配偶者暴力相談支援センターでは、ストーカー行為の加害者の危険性を判断することが難しいため、今後も警察と連携して支援を行っていく。

ii 庁内の関連部署間の連携に関する今後の展望

- ・ 特になし

iii 関連機関同士の連携に関する今後の展望

- ・ 被害者の安全確保を第一に考える警察と、被害者の中長期的な生活再建を視野に入れた支援を行う女性相談所では、被害者支援の方向性や視点が異なる。平成26年度に行った県警との話し合いでは、このような機関間の支援の方向性等の違いを理解した上で、被害者支援において協同していく必要があることを確認した。今後は、現場レベルにおいても、機関間の相互理解を促進し、被害者支援における関連機関の連携促進を図ることが必要である。

iv 行政担当者・相談員の研修等に関する今後の展望・課題

- ・ 近年、婦人保護事業の対象範囲は、DV、人身取引、ストーカー、性犯罪と拡大される一方である。このような支援対象範囲の拡大にともない、女性相談員の対応能力の向上も期待される場所である。
- ・ 配偶者暴力相談支援センターからは、ストーカー被害の相談件数も少なく、相談対応に関するスキルが不足しているため、ストーカー事案への対応に不安を覚えるという声が寄せられている。
- ・ 県としては、専門的な研修を開催したいが、地域に専門家が少ないため、研修の必要性は感じ

ながらも、ニーズに応じて適時研修を実施することが困難な状況にある。

(3) C市（中核市）

【特徴】

- ・ 市のホームページやストーカー対策に関する映像資料等を通して、ストーカー被害の予防啓発や被害者支援に関する情報提供を行っている。
- ・ 配偶者からの暴力に関する相談窓口を通して庁内の関係課や関連支援団体が連携し、ストーカー被害者への対応を行っている。

基本情報

- i 男女共同参画センターの有無：ある
- ii 配偶者暴力相談支援センターの有無：なし
- iii ストーカー被害の防止や被害者支援の根拠となる条例等の有無：なし
- iv 基本計画の有無：あり
 - ・ C市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（ストーカー被害の防止や被害者支援に関する規定の有無：なし）

庁内における取組について

- i ストーカー被害の防止や被害者支援に関する施策の担当部署
福祉部子ども家庭課
- ii 施策担当部署と連携している庁内の他の関連部署について
子ども・若者総合支援センター、市民課、選挙管理委員会、農業委員会、福祉政策課、税制課、市民税課、資産税課、納税課、住宅課、障がい福祉課、国保・年金課、環境事業課、保育事業課、男女共同参画・文化課
- iii 具体的な連携内容
 - ・ 児童虐待に関する事案については、子ども・若者総合支援センターに連絡し、被害状況等について共有している。（子ども家庭課）
 - ・ 住民基本台帳事務における支援措置申出を受理した際は、速やかに各部署の担当者にメールで通知し、担当者のみが閲覧できるファイルサーバー内に申請者の情報を掲載する。情報を確認した担当者は「確認済み」の連絡をする。すべての担当者からの連絡がそろい次第、ファイルサーバー内から削除する。（市民課）
 - ・ 市民課の窓口で被害相談を受け付けた場合は、内容に応じて子ども家庭課又は子ども・若者相談支援センターに連絡し、事案の引継ぎを行っている。（市民課）
- iv 庁内の連携を促進するためのマニュアルや書面の活用方法等について
 - ・ 窓口対応における一般的注意事項や、住民基本台帳事務における支援措置申出への対応の流れ等を記載した「DV・ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者対応マニュアル」を作成し、研修等で内容の周知を図っている。（市民課）
 - ・ DV被害者対応マニュアルを応用して、ストーカー被害者への対応を行っている。（子ども家庭課）
 - ・ 被害者が窓口に来る可能性のある他の課においても、個別にマニュアルを作成している。

v ストーカー対策に関する予算措置や民間支援団体への補助について

- ・ 子ども家庭課としては、ストーカー対策のみの予算措置はないが、DV被害対応の一環として予算措置を行っている。民間支援団体への補助は、これまで行ったことがない。(子ども家庭課)

相談窓口における対応について

i ストーカー被害に関する相談の流れについて

- ・ 被害状況を聞き取り、ストーカー行為等を受けていることが判明すれば、被害者の居住地を管轄する警察の生活安全課に状況を伝え、加害者対応等の支援を依頼している。年間の相談件数は、3～5件程度である。(子ども家庭課)
- ・ 被害者本人からの要望に応じて、病院等への同行支援を行う場合がある。(子ども家庭課)
- ・ 市民課におけるストーカー被害の相談件数は、年間2～3件程度である。(市民課)

ii ストーカー被害に関する相談対応において工夫している点

- ・ 関係機関と連携し、被害者の安全確保に努めている。(子ども家庭課)
- ・ 一般の窓口とは別の場所で話を聞いたり、大きな声で名前を呼ばない等の配慮をしている。(市民課)

iii ストーカー被害に関する相談対応において困難な点

- ・ 一時保護後は、就労を継続することが困難となるため、経済的支援や住宅関係の支援などが難しい。(子ども家庭課)
- ・ 生活保護の受給や、母子世帯向けの支援住宅や市営住宅への入居を希望しない被害者への対応が難しい。また、他市に入居可能な住宅があったとしても、C市から移動することを望まない被害者への対応も困難である。(子ども家庭課)
- ・ 被害者からしか情報を得られない場合は、被害状況に関する全体像がつかみにくく、対応に戸惑うこともある(市民課)

iv 被害者の関係者(親、教員、友人、職場関係者等)への対応や加害者からの相談について

- ・ 被害者本人以外からの相談の場合、正確な被害状況を把握することが非常に困難であるため、どのように対応すればよいのか判断に困る。相談者には、被害者本人から子ども家庭課に相談してもらうよう伝えている。被害者本人を保護した事例はない。(子ども家庭課)

v ストーカー被害に関する相談対応のための基礎的研修

- ・ 国や県が主催する研修に、女性相談員を参加させている。
- ・ マニュアルを作成し、年に1回研修会を実施している。(市民課)

ストーカー被害者支援における関連機関間連携について

i ストーカー被害の防止や被害者支援に関する連携機関や団体について

- ・ ストーカー被害者支援における主な連携先は警察であるが、必要に応じて他の関連機関とも連携をしている。(子ども家庭課)
- ・ 支援措置の実施に係る判断をする際に、警察や女性相談センター等に連絡し、意見を聴取する。また、他の市町村と担当者レベルで電話連絡をしている。(市民課)

ii ストーカー被害者支援における民間支援団体との連携について

- ・ 平成25年から、公益財団法人C犯罪被害者支援センターに対して、被害者に対する精神的な

ケアや法律相談等の支援活動に対し、負担金を支出している（算出根拠は人口一人当たり1円。平成26年度のC市の負担金は、平成22年の人口調査に基づき算出している。平成22年度の調査によると、C市の人口は41万3,136人であったため、負担金額は、41万3千円（千円未満は切捨て）となっている）。（防犯・交通安全課）

iii その他（教育機関、医療機関、福祉関係機関、民間支援団体等との連携について）

- ・ 教育機関とは、特に連携していない。女性に対する暴力というテーマは、保護者の反発もあって扱いづらく、連携について提案するのも難しい。（子ども家庭課）
- ・ ストーカー被害者に限定していないが、市が負担金を支出している公益社団法人C犯罪被害者支援センターにおいて、相談対応や精神的なケア等の活動が行われている。（防犯・交通安全課）

ストーカー被害者支援体制の拡充に向けた展望・課題等について

i 配偶者暴力相談支援センターにおけるストーカー被害者支援の可能性

- ・ 被害者を保護する施設が少ない。現在は、市内に2か所ある民間の母子生活支援施設において、緊急一時保護を行っている。満室のときは県が所有している施設や、県内の他の市にある施設を利用している。（子ども家庭課）

ii 庁内の関連部署間の連携に関する今後の展望

- ・ 相談体制としては、子ども家庭課の窓口で受け付ける現在の形を維持しつつ、今後は、庁内の連携を充実させる形で、支援のワンストップ化を図ることが必要であると考えている。（子ども家庭課）
- ・ 被害者にとって、手続きのために複数の課を回ることは心理的負担が重なるうえ、加害者に発見されるリスクも高まる。よって、各課の担当者が、被害者が最初に相談をした窓口可能なかぎり出向いて手続きを行うというような体制を、今後整備していきたい。（子ども家庭課）

iii 関連機関同士の連携に関する今後の展望

- ・ 被害者の情報を共有することが被害の拡大防止につながるため、綿密な情報共有と徹底した個人情報管理が重要と考える。（子ども家庭課）
- ・ 女性センターでは、ストーカー被害に関する相談を受け付けても、警察に相談するように促すことしかできないが、警察に相談しても、ストーカー被害が収まらないという相談を受けることも想定されるので、今後は、このような内容の相談にも対応できるよう、検討を進めていきたい。（C市女性センター）

（4）D区（特別区）

【特徴】

- ・ ストーカー被害に関する専門相談窓口はないが、庁内のDV相談支援体制を活用して、ストーカー被害者支援を行っている。DV被害者の保護を実施できる子育て支援課が、ストーカー被害者においても中心的な役割を果たしている。
- ・ 地域の教育機関に働きかけ、被害者支援において連携を図っている。

基本情報

- i 男女共同参画センターの有無：あり
- ii 配偶者暴力相談支援センターの有無：あり
- iii ストーカー被害の防止や被害者支援の根拠となる条例等の有無：なし
- iv 基本計画の有無：あり
 - ・ D区男女共同参画推進行動計画及びD区配偶者等暴力防止基本計画（ストーカー被害の防止や被害者支援に関する規定の有無：あり）

庁内における取組について

- i ストーカー被害の防止や被害者支援に関する施策の担当部署
男女平等推進センター及び子育て支援課
- ii 施策担当部署と連携している庁内の他の関連部署について
区民課、税務課、国民健康保険課、生活福祉課、保健所、住宅課
- iii 具体的な連携内容
 - ・ 男女平等推進センターでは、相談対応後、更に支援の必要性があると判断すれば、子育て支援課につないでいる。
 - ・ 子育て支援課では、支援継続の要否を含め判断し、必要に応じて継続支援を行っている。
- iv 庁内の連携を促進するためのマニュアルや書面の活用方法等について
 - ・ 男女平等推進センター及び子育て支援課が中心となり「DV被害者支援対応マニュアル」を作成し、ストーカー被害に係る相談支援業務にも活用している。
 - ・ 税務や国民健康保険の窓口には、状況確認や保険の継続申請等を通して、被害者の居所を割り出そうとする加害者からの問い合わせが、これまでに数件あった。加害者からの問い合わせに対しては、庁内で情報収集して状況確認をした上で対応している。住民基本台帳の端末では、被害者に関する情報の閲覧時にアラートが表示される。
- v ストーカー対策に関する予算措置や民間支援団体への補助について
 - ・ ストーカー対策に係る費用は、女性に対する暴力に関する予算の一部に含まれている。
 - ・ 女性に対する暴力に関する予算は、男女平等推進センターに割り振られており、対象事業には、DV、ストーカー、デートDV等に関する対策が含まれる。
 - ・ 「旧まちづくりバンクグループ支援補助金」から、女性に対する暴力をなくすための啓発活動を実施している団体に、活動助成金を支給した実績がある。
 - ・ 子育て支援課には、緊急一時保護に要する経費が計上されている。

相談窓口における対応について

- i ストーカー被害に関する相談の流れについて
 - ・ 相談は、子育て支援課及び男女平等推進センターの相談窓口で受け付けている。
 - ・ 男女平等推進センターにおいて、ストーカー被害に関する相談を受け付けた実績はほとんどないが、これまで受け付けた相談のうち、継続支援が必要と判断した事案については、子育て支援課につないでいる。
- ii ストーカー被害に関する相談対応において工夫している点
 - ・ 現在の生活の拠点から離れることを助言し、緊急一時保護につなげる方向で支援を行っている。

- ・ 被害者が緊急一時保護先に入所した段階で、すみやかに警察に連絡し、被害状況や一時保護先への入所の経緯等について伝える。また、被害者の元居住地を管轄する警察にも協力を要請し、被害者が生活を再建しやすい環境づくりを心掛けている。
- ・ 保護命令発令中にも関わらず、被害者の身辺につきまったり、DVからストーカー行為に発展したりする事案が多いため、子育て支援課だけでは対応に限界がある。よって、警察の協力は不可欠である。
- ・ 緊急一時保護先も安全とは限らないため、被害者には、なるべくセキュリティーの高い施設を紹介するとともに、被害者や施設関係者に注意を促している。

iii ストーカー被害に関する相談対応において困難な点

- ・ 加害者が交際相手や元交際相手である場合、会いにくる回数が増えたり、メールの回数が増えたりすることに多少の違和感を覚えても、被害者はそれをストーカー行為だとは認識しない場合がある。被害者が、被害当事者であることを自覚しなければ、支援を進めていくことは難しい。
- ・ 加害者に対しては、感情のコントロールの指導等を行う必要があると感じるが、加害者対応に関する専門家等が少ないため、適切な対応を行うのが難しい。

iv 被害者の関係者（親、教員、友人、職場関係者等）への対応や加害者からの相談について

- ・ 加害者が、大学生である被害者の隣に住んでいた祖母と面識があった事例において、被害者本人のみならず、母親及び祖父母を、緊急一時保護した。この事例では、加害者に対する保護命令が発令されたため、保護命令発令後、家族は時期をずらして、一時保護先から自宅に戻ることができた。
- ・ 男女平等推進センターに、加害者から被害者の情報を知りたいという相談があった。相談を進めると、自分自身の暴力行為について悩んでいる姿勢を示したため、男性相談窓口を設けている他の女性センター及び区民相談を紹介した。

v ストーカー被害に関する相談対応のための基礎的研修

- ・ 年度初めの人事異動後に、関係部署の担当者を対象とした「DV被害者支援対応マニュアル」説明会を開催し、マニュアルの概要や手続きシートの使い方等について説明している。
- ・ マニュアルにおけるストーカーに関する記載は、法制度の紹介に限られているため、説明会において、ストーカー被害者支援に関する留意事項や対応方法等について補足的に教示している。

ストーカー被害者支援における関連機関連携について

i ストーカー被害の防止や被害者支援に関する連携機関や団体について

- ・ 「D区配偶者等による暴力問題相談機関連絡会議」を年に1回開催している（区の関係課長、警察署生活安全課長、児童相談センター所長、民間支援団体代表等で構成）。
- ・ 上記「連絡会議」の下部組織として「D区配偶者等による暴力問題相談機関連絡会議専門部会」を年に2～3回開催し、研修も実施している（上記「連絡会議」の係長クラスの職員で構成）。

ii ストーカー被害者支援における民間支援団体との連携について

- ・ 母子生活支援施設の一室を、一時保護先として年間委託している。
- ・ ホテルや民間シェルターも緊急一時保護先として使用することがある。

iii その他（教育機関、医療機関、福祉関係機関、民間支援団体等との連携について）

- ・ 民間支援団体に委託して、毎年3月に中学校においてデートDV予防啓発講座を実施している。

- ・ 大学生が被害者の場合、授業等があるため大学を休むことが難しく、生活を変えることが困難である場合が多い。退学できない被害者については、安全確保のために大学に協力を要請するが、必ずしも大学側は協力的ではない。
- ・ 被害者が大学生であった事例において、被害者の安全を確保するため、あらかじめ子育て支援課から最寄りの警察に連絡するとともに、被害者の家族や友人に協力要請をしたところ、大学側は、被害者の安全を守るための協力体制があることを理由に被害者の通学の継続を認めた。
- ・ 大学から子育て支援課に相談があった場合は、大学側は学生が置かれている状況に配慮し、被害者支援について協力的な姿勢を示す場合が多い。

ストーカー被害者支援体制の拡充に向けた展望・課題等について

i 男女平等推進センターにおけるストーカー被害者支援の可能性

- ・ 男女平等推進センターには相談機能しかないので、継続的な支援が必要な場合は、子育て支援課につなげざるを得ない。しかし、子育て支援課につながるまでの間に被害者が不安定になり、支援を継続することが難しい場合もある。男女平等推進センターとしては、今後、支援につながるまでの間の被害者の心理面のサポートにも、目を向けていきたいと考えている。
- ・ メール相談を実施している機関もあるが、現在の男女平等推進センターの相談体制では、相談員の数が限られているため、メールで寄せられた相談に対応できる余力がない。

ii 庁内の関連部署間の連携に関する今後の展望

- ・ 特になし

iii 関連機関同士の連携に関する今後の展望

- ・ 子育て支援課の相談員と警察の担当者が、事案への対応を通して緊密に連携を取り合うことにより、相互の信頼感が高まり、情報共有等を円滑に行えるようになった。また区内の警察署とも良好な関係にあり、支援を円滑に進めることができている。今後も、このような連携体制を維持し、被害者支援を行っていきたい。

2. 民間支援団体における取組事例

(1) A団体

基本情報

i 設立年：平成 22 年

ii 主な活動内容

- ・ 電話相談・面接相談（困難を抱える女性の悩み相談）
- ・ シェルター
- ・ ステップハウス（自立準備のための生活の場所）
- ・ シェルターを出た後の子どものケア、被害当事者のための就労支援プログラム等

iii 支援対象

- ・ 女性に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス、デートDV、性暴力、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント等）の被害者

iv 支援体制

- ・ スタッフ：5名

ストーカー被害における主な対応等

- ・ 団体が受けた相談のうち、ストーカー被害を主訴とする相談件数は、他の女性に対する暴力に関する相談と比べると少ない。しかし、DVの被害者としてシェルターに入居したのち、加害者から度重なるストーカー行為を受ける被害者は多い。
- ・ ストーカーの場合、加害者と被害者との間の支配関係が、DVの場合と比べ不安定な場合が多く、加害者が被害者を支配する手段として、突発的に凶悪な行為に走る傾向もみられる。
- ・ 支援のすべての過程において、被害者及び支援者の安全確保を最優先している。特に、支援者が加害者の目に触れることがないように、細心の注意を払っている。また、弁護士事務所や裁判所に同行支援を行う際にも、加害者と対面することがないように、関係者に配慮を要請している。
- ・ 行政手続きを行う際には、原則スタッフが同行している。
- ・ シェルターの安全を図るため、研修を受けたスタッフが、シェルターにおける支援業務を行っている。
- ・ 行政手続きを通して被害者の情報が漏えいしないよう、細心の注意を払っている。
- ・ 生活保護申請や警察の事情聴取等が必要な場合は、担当職員等に安全な場所（支援団体の事務所等）まで出向いて手続き等をしてもらうよう要請している。

関係機関との連携

- ・ 団体の活動拠点（事務所、シェルター、ステップハウス）の安全を図るため、警備会社や地域の交番等と連携している。
- ・ シェルター利用者の安全を確保するため、すべての利用者の状況について警察と共有し、加害者からの追跡や更なる攻撃に対して対応できる体制をとっている。また、被害者には、安全確保のため、110番緊急通報登録システムの利用を促している。

その他（特徴）

- ・ 当該地域では、8つの民間シェルターがネットワークを形成し、地域内のDV被害者等に関する

る一時保護委託を受けている。民間シェルターに一時保護される件数は、過去5年間において、地域内における年間一時保護件数の約半数程度で推移している。

- ・ 当該シェルターネットワークは、地方公共団体、警察、配偶者暴力相談支援センター、医療機関等と緊密な連携関係を築いている。
- ・ 自治体設置の女性総合援助センターとの合同会議や、関係機関連絡会議、ケースカンファレンス、審議会等への参画等を通して、被害者支援における連携体制の強化に努めている。

今後の被害者支援に向けて

- ・ ストーカー被害者の緊急一時保護や中長期支援に関して実績のある民間団体に、支援事業を委託するなど、民間団体への財政的支援が促進されることを期待する。
- ・ 被害者の安全を確保するためには、警察と他の被害者支援機関（配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センター、民間シェルター等）との緊密な協力関係が不可欠である。
- ・ ストーカー被害者支援に関する研修等を通して、相談員のスキルアップを図り、被害者が相談しやすい環境を整備して行くことが必要である。

(2) B団体

基本情報

i 設立年：平成22年

ii 主な活動内容

- ・ 相談事業（電話相談、面接相談、メール相談）
- ・ 緊急一時保護・中長期的な同行支援
- ・ 衣料品の提供、医療費・宿泊費等の補助等
- ・ 繁華街における夜間巡回や街頭アンケート等によるアウトリーチ活動
- ・ 機関紙の発行
- ・ 行政機関における若年層に対する相談事業

iii 支援対象

- ・ 虐待、デートDV、性暴力等の被害の影響により、生きづらさを抱える10～20代の女性

iv 支援体制

- ・ スタッフ：6名

ストーカー被害における主な対応等

- ・ 電話やメールで相談を受け付け、危険度が高いと判断した場合は、面接相談を実施している。また、状況に応じて団体が所有するシェルターにおいて一時保護を行う。
- ・ 被害状況に応じて、行政機関、民間支援団体、弁護士、医師等につないでいる。性暴力の被害者の場合は、産婦人科につないでいる。
- ・ 裁判所や警察への同行支援の際には、手続きの内容等を分かりやすく説明するなど、相談者が内容について理解し安心して支援を受けることができるような対応を心掛けている。
- ・ 支援の過程で、相談者が二次被害を受けた場合は、団体から相談機関等に対応の改善について申し入れを行っている。

関係機関等との連携

- ・ 全国女性シェルターネット、全国婦人相談施設連絡協議会等のDV被害者の支援者ネットワークと連携して支援活動を行っている。
- ・ 日常の支援活動においては、関連機関の担当者レベルにおける連携が進んでいる。

その他（相談事例からみえること）

- ・ 若年女性の場合、自分が置かれている状況について整理することが難しく、ストーカー行為を受けていても、自分自身が被害当事者であると認識するまでに時間を要することが多い。
- ・ 被害を受けた時点から、時間が経過した後に関係機関に相談を受けた場合は、被害を証明するものが残っていないことが多く、支援が困難になる。
- ・ 加害者が友人や知人で、自宅付近や地元に住んでいる場合は、被害者の日常の行動が制限され、自宅から外出できない場合も多い。
- ・ 被害者は、コミュニティから孤立してしまうことを恐れ、親、学校又は友人等の身近な人に相談することをためらう傾向にある。また、加害者からの報復行為を恐れ、相談を控える傾向もみられる。
- ・ 相談窓口の担当職員が、どのような支援を受けたいのか、被害届を提出する意思があるのか等、被害者自身に今後の支援等に関する意向を拙速に問いただし、被害者が困惑する場合も多い。
- ・ 相談員は、ストーカー被害の背景にあるジェンダーの問題に配慮が及ぶものばかりではないため、被害者が二次被害を受ける場面も多々ある。

今後の被害者支援に向けて

- ・ ストーカーの被害者のうち、特に若年女性は、自分自身が置かれている状況について整理することが難しく、被害を受けているという意識も乏しいため、被害が深刻化する傾向にある。支援者側は、研修等を通して、このような若年被害者の特性や陥りやすい状況等について理解を深め、適切な支援を提供することが求められる。
- ・ ストーカー被害者支援に実績のある民間支援団体に相談業務を委託するなどし、地域において、被害者に寄り添った支援ができるような環境の整備を進めていくことが必要である。

IV まとめ

IV まとめ

本調査研究事業において開催した検討委員会では、調査結果を踏まえ、地方公共団体におけるストーカー被害者支援の現状把握を努めるとともに、ストーカー被害の防止や被害者支援について今後期待される取組等について検討を行った。

以下、地方公共団体におけるストーカー行為等の被害者支援に関する現状の課題及び今後期待される取組について、検討委員会の所見を示す。

1. ストーカー被害者支援体制の整備

平成 25 年に行われたストーカー規制法の改正では、国及び地方公共団体は、「ストーカー行為等の防止に関する啓発及び知識の普及、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援並びにストーカー行為等の防止に関する活動等を行っている民間の自主的な組織活動の支援に努めなければならない」（第 8 条第 1 項）とされるとともに、このような支援等を図るために、「必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない」ことが明記された（同条第 2 項）。

更に、警察庁が平成 26 年 8 月 5 日に公表した「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する報告書」¹においては、ストーカー被害の未然防止及び拡大防止のためには、警察に限らず、ストーカー被害に関する相談の窓口となり得る機関の機能拡充等を通して、社会全体で被害者を支援する体制を整備していくことの必要性が示された。

このような法改正等の状況を踏まえると、ストーカー被害者支援等に関する取組の拡充を図るためには、地方公共団体等において、ストーカー被害者支援体制の構築に向けた根拠規程の整備等が進められることが望ましい。

地方公共団体の中には、男女共同参画計画や配偶者暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画において、ストーカー被害の防止や被害者支援に関する事項を盛り込み、支援体制の整備を試みているところもあるが、このような取組を行っている地方公共団体は限られているのが現状である²。

地方公共団体において、被害者に迅速かつ的確な支援を提供するためには、地方公共団体の規模や庁内体制等に応じた基本計画等を策定し、地方公共団体におけるストーカー被害者支援に対する基本姿勢や関連部署の役割等を明確にすること等を通して、ストーカー被害者支援に関する体制整備が促進されることを期待する。

2. ストーカー被害者支援に係る人材の育成及び資質の向上

本調査を通じて、ストーカー被害者支援に関するノウハウを持った人材の育成・確保の難しさが、地方公共団体におけるストーカー被害者支援に関する主な課題であることが分かった³。

¹ 当該報告書は、平成 25 年に改正されたストーカー規制法の附則第 5 条第 2 項の規定を踏まえ、警察庁において開催された、ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会において取りまとめられたものである。

² 男女共同参画計画や配偶者暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画を策定している地方公共団体（67.1%）に、基本計画におけるストーカー被害の防止や被害者支援に関する規定の有無について質問したところ、「規定がある」と回答したのは、約 1 割（11.2%）であった。

³ ストーカー被害に関する相談に対応している相談窓口が「ある」と回答した地方公共団体（39.9%）に対し、相談業務における問題点・困難な点について質問したところ、「相談員等にストーカー被害の相談に対応するためのノウハウがない」（57.8%）が主な問題点として挙げられた。また、ストーカー被害に関する相談に対応している相談窓口が「ない」と回答した地方公共団体（59.8%）に対し、相談窓口を設置するために必要な要素について質問したところ、「ストーカー被害に関するノウハウをもった相談員の育成・確保」（85.0%）を挙げる地方公共団体が最も多かった。

ストーカー被害者支援のノウハウを持つ人材を育成するためには、職務関係者向けの相談の手引等（以下「相談の手引」という。）の作成や、相談の手引を活用した研修の実施が有効であると考える。

このような相談の手引には、「ストーカーの特性」、「危険度・緊急性の判断等を含む被害者支援の在り方」、「ストーカー被害者の支援に関する関連法・制度」、「被害者情報の保護に関する留意点」⁴、「配偶者からの暴力被害とストーカー被害に係る支援内容の類似点及び相違点」、「ストーカー被害者支援に係る他の被害者支援機関等の役割」、「警察との連携」などの項目を設け、支援方法や支援における留意点等が包括的に説示されていることが望ましい。

地方公共団体においては、このような手引や職務関係者に対する研修の必要性について認識が高まりつつあるものの、実際に取組を進めているところは限られている⁵。

よって、ストーカー被害者支援に係る人材の育成や資質の向上のためには、地方公共団体において、ストーカー被害者支援に関する相談の手引等がとりまとめられるとともに、これらの手引等を活用した職務関係者対象の研修等が実施されることが望ましい。

3. 関係機関との連携体制

(1) 庁内連携

地方公共団体において、ストーカー被害者に対して迅速かつ適切な支援を行うためには、庁内における被害者支援関連部署が連携し、支援方針等に関する認識の共有が図られることが望ましい。

ストーカー被害に関する相談に対応している相談窓口がある地方公共団体の中には、配偶者からの暴力の被害者支援に関する関連部署の連絡会等で、ストーカー被害に関する相談事例を共有し、支援における連携の在り方等について協議を行っているところもある。

ストーカー被害者支援に関する関連部署間の連携体制が特にない地方公共団体⁶においては、既存の関連部署間の連携協力関係を活用して情報共有を行うなど、地方公共団体の規模や庁内の状況に応じた連携体制の整備が進められることが望ましい。

(2) 関連機関との連携

ストーカー被害の未然防止及び拡大防止のためには、地域におけるストーカー被害者支援関連機関⁷が、それぞれの機関の特性を尊重しつつ、被害者の状況に応じて適切な支援を提供できるよう、関連機関間における連携協力が図られることが望ましい。

ストーカー被害に対応する相談窓口がある地方公共団体においても、関連機関間の連携を促進するための特別な取組は行わずに、ストーカー被害者支援を行っているところも一定程度ある⁸。こ

⁴ 特に、住民基本台帳事務を実施する基礎自治体においては、住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写し等の交付の制限に係る支援措置依頼があった被害者の保護について厳重な対応が採られるよう、被害者情報保護に関するガイドライン等に、ストーカー事案への対応に関する事項を追加するなどし、庁内の関係部署における適切な対応の徹底を図ることが期待される。

⁵ ストーカー被害に関する相談に対応している相談窓口がある地方公共団体（39.9%）に対し、ストーカー被害に関する相談対応のためのマニュアルや手引の有無について質問したところ、「ある」と回答したのは1割程度（12.1%）にとどまり、約9割（87.9%）は「ない」と回答した。また、相談対応の質の向上のための研修の実施状況については、「実施している」と答えたのは約2割（22.7%）であり、残りの約8割（76.8%）は「実施していない」と回答している。

⁶ ストーカー被害に関する相談に対応している相談窓口が「ある」と回答した地方公共団体（39.9%）を対象に、ストーカー被害の防止や被害者支援に関する庁内の連携状況並びに機関間の連携状況について質問したところ、庁内連携については、約2割（20.5%）が「特に連携はしていない」と回答している。

⁷ 主な関係機関としては、男女共同参画センター、配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、児童相談所、医療機関、教育委員会、弁護士会、法テラス、犯罪被害者支援センター、民間支援団体・シェルター等が想定される。

⁸ ストーカー被害に関する相談に対応している相談窓口が「ある」と回答した地方公共団体（39.9%）を対象に、機関

のような地方公共団体においては、ストーカー被害者支援関連機関で構成される連絡会等を開催するなどし、関連機関間の協力関係づくりが促進されることを期待する。

(3) 警察との連携

警察は、ストーカー規制法に基づく加害者への警告の権限を有しているなど、ストーカー事案への対応において中心的な役割を担っている機関の一つであることから、地方公共団体は、警察と日常的な情報共有などを通して、被害者のみならず、支援に携わる職務関係者の安全も守られるような関係づくりを図るとともに、事案ごとに迅速かつ適切な対応ができるような協力関係を構築することが望ましい。

特に、被害者の生命への危険がひっ迫している事案については、警察との迅速な連携が重要になってくることから、危険度の判断等も含め、地方公共団体の相談窓口等が担うべき役割等が明確にされることを期待する。

(4) 民間支援団体との連携

被害の初期段階から中長期にわたり、被害者のニーズに即したきめ細やかな支援を提供するためには、公的機関だけでなく、配偶者からの暴力の被害者支援のノウハウ等を活かして、ストーカー被害者の支援を行った実績のある民間支援団体等と連携することが望ましい。

配偶者からの暴力被害者支援の領域においては、一時保護委託等を通して民間支援団体と連携協力関係を結んでいる地方公共団体もあるが、ストーカー被害者支援の分野においては、地方公共団体と民間支援団体との連携協力関係づくりに向けた取組は進んでいるとは言い難い状況にある⁹。

今後は、ストーカー被害者支援においても、民間支援団体のノウハウ等が活用できるよう、地方公共団体と民間支援団体との連携協力が促進されることを期待する。

4. 一時避難措置について

ストーカー被害者の安全確保のためには、加害者に対してストーカー規制法等に基づく措置を講じる一方、被害者が一時的に安心して避難することができる場所が確保されていることが望ましい。

地方公共団体の中には、配偶者からの暴力被害者の一時保護委託に係る規定の見直し等により、ストーカー被害者の一時避難先として、連携協力関係にある民間の保護施設やホテル等を活用しているところもある¹⁰。

ストーカー被害の未然防止・拡大防止のためには、すでにストーカー被害者を受け入れている一時避難先があることを広く周知するとともに、ストーカー被害者の一時避難先を確保するために必要な根拠規定の整備や支援機関との連携協力関係の促進が図られることが望ましい。

間の連携状況について質問したところ、その約3割(27.5%)が「特に連携はしていない」と回答した。

⁹ ストーカー被害の防止や被害者支援における民間支援団体との連携協力について質問したところ、「している」と回答したのは、全地方公共団体の1割以下(5.8%)にとどまり、約9割(92.6%)は、ストーカー被害者支援に係る民間支援団体との連携協力関係にないことが分かった。

¹⁰ ストーカー被害の防止や被害者支援に関する取組の一環として、「公営住宅等を活用した一時避難措置」を行っているのは、ストーカー被害に関する問題に対応している相談窓口がある自治体の約3割(27.4%)であった。主な一時保護避難先としては、「婦人保護施設・母子生活支援施設」(61.2%)、「民間シェルター」(32.4%)、「公営住宅」(26.5%)、「ホテル等の宿泊施設」(25.3%)が挙げられていた。

5. 加害者対応について

本調査では、加害者対応が、地方公共団体におけるストーカー被害者支援の問題点の一つとして示された¹¹。

加害者に関する取組としては、支援機関に加害者からの追及があった場合の対応と、加害者更生に向けた取組の二つが考えられる。

加害者から支援機関等に被害者の所在地等の追及があった場合には、国や地方公共団体等が策定した配偶者暴力加害者対応マニュアル等を活用することにより、ある程度対処することが可能であると推察される。

今後は、加害者対応に実績のある民間支援団体との協力等を通して、相談窓口における危険度チェックリストの作成や、加害者対応に関する研修等の実施について検討が進められることを期待する。

加害者更生に向けた取組についても、高い専門性が要求されることから、すでに取組を行っている民間団体との連携等を通して、ストーカー被害の未然防止・拡大防止に向けての取組が進められることが望ましい。

6. 広報・啓発

被害の深刻化を防ぐためには、被害者自身が、直面している状況や支援体制について、正しく認知・認識できるよう、ストーカーの実態や被害者支援に関する情報について幅広く周知することが望ましい。しかし、多くの地方公共団体においては、ストーカー被害者支援に関して特別な広報啓発は行われていない¹²。

被害者の中には、どこに相談してよいのか迷ったり、自分が置かれている状況を過小評価することで、どこにも相談しない、又は相談を先延ばしにしてしまう者もいると思われる。特に若年者の場合は、自身が直面している事態を他者に整理して伝えることが困難であったり、相談機関に関する情報を入手する機会が少なく、警察や他の支援機関に連絡することをためらう傾向があることが、本調査においても指摘されている。

よって、地方公共団体においても、被害者の年齢層や陥りやすい状況等に配慮し、インターネットを含む様々な手段を通して、ストーカー事案の実態や危険性、早期相談の実効性、ストーカー規制法を始めとする被害者支援に係る法的支援制度の内容、相談窓口の情報等、ストーカー被害の防止や被害者支援に関する情報を、幅広く積極的に広めていくことが期待される。

おわりに

ストーカー事案は、被害者に長期にわたって深刻な苦痛を与えるとともに、重大な事態に発展する恐れがある危険な事案である。

ストーカー被害の未然防止及び拡大防止のためには、被害が顕在化する前の早い段階における相談対応から、急性期における緊急的対応及び就労・就学の継続等といった被害者の生活に密着した中長期的

¹¹ ストーカー被害に関する相談を行うにあたっての問題点や困難な点の一つとして「加害者からの追及などもあり、相談員や職員の安全が脅かされる不安がある」(39.6%)が挙げられていた。また、相談窓口を設置するにあたって必要な要素の一つとしても「加害者からの追及への対策」(30.9%)が挙げられていた。

¹² ストーカー被害の防止や被害者支援に関する広報啓発活動の実施状況に関する質問において、ストーカー被害に関する相談に対応している相談窓口の有無に関わらず、回答したすべての地方公共団体の約7割(67.0%)が、「特に行っていない」と回答した。また、地方公共団体におけるストーカー被害に関する相談窓口等の情報の広報・周知状況について質問したところ、ストーカー被害に関する相談に対応している相談窓口の有無に関わらず、回答したすべての地方公共団体の約6割(62.3%)が、他機関(警察等)の相談窓口の紹介も含め、「広報・周知していない」と回答している。

支援まで、被害者が置かれている状況に応じて適切な支援が行えるような体制を整備することが望ましい。ストーカー事案における地方公共団体のこれまでの対応は、警察への橋渡しが中心であったが、今後は、被害者支援に携わる関連機関等との連携を通して、警察によるストーカー被害者に対する援助とは異なる多様な支援が積極的に進められることが望ましい。

今後は、ストーカー被害者がためらうことなく身近な相談窓口相談できるよう、既存の相談窓口の周知を図るとともに、地方公共団体における根拠規程の整備等を通して、警察と地方公共団体、都道府県と基礎自治体、地方公共団体と民間支援団体といった、ストーカー被害者支援に係る関連諸機関の役割が明確にされ、被害の未然防止及び拡大防止に資するような体制づくりが進められることが望ましい。また、このような地方公共団体の取組の促進に向けて、国においても、ストーカー被害者支援に係る総合的な施策の枠組みの提示に向けた協議が進められることが期待される。

最後に、本報告書で示した取組が、今後のストーカー被害者支援の一助となるとともに、記載された取組事例等を参考に、地方公共団体におけるストーカー被害の防止及び被害者支援に係る施策が推進されることを期待する。

V 資料編

1 アンケート調査票（単純集計結果）

※次ページ以降、選択肢の左側等に（ ）書きで単純集計結果を%で示している。

ストーカー行為等の被害者支援の取組等に関するアンケート調査 (内閣府男女共同参画局)

<調査の趣旨>

このアンケート調査は、地方公共団体におけるストーカー対策及び被害者支援の取組の実態等（警察における取組は除く）について把握し、国及び地方公共団体における被害者支援等の今後の在り方等について検討するとともに、先駆的な取組や好事例等を報告書に取りまとめ、各地方公共団体に情報提供することを目的としております。

この調査にご協力いただいたことにより、貴自治体が不利益となることや、これに基づき行政の指導が行われることは一切ありませんので、ご協力のほど宜しくお願いいたします。

<ご回答にあたってのお願い>

1. 本アンケート調査は、各地方公共団体の男女共同参画主管部局（課室）等にて回答の取りまとめをお願いいたします。
2. ご回答いただく内容は **平成26年9月1日現在** の状況をご記入ください。
3. 下記（1）、（2）のいずれかの方法により、**平成26年9月19日（金）**までにご提出くださいますようお願い申し上げます。

（1）**郵送**：同封の返信用封筒（切手不要）にてご返送ください。

（2）**オンライン**：調査専用サイトにログインし、エクセルの調査票をダウンロードしてご回答ください。「(自治体名).xls」のファイル名で保存し、調査専用サイトの説明に従って、ファイルをアップロードしてください。

調査専用サイト：<http://www.nrc.co.jp/danjo/>

ログインID：お送りしたアンケート調査票の表紙右上のシールにある英数字（半角）

4. その他ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

株式会社 日本リサーチセンター 調査部 担当：萩原
〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 2-7-1

記入者情報（フェイスシート）

アンケートの内容等について後日照会する場合のために、以下をご記入ください。

貴自治体名	都道府県名		市区町村名	
連絡・照会先	所属先（部局課（室）） (係名までご記入ください)			
	回答者氏名		役職	
	TEL	(内線)		
	FAX			
	Email			

「ストーカー被害」の定義

本調査における「ストーカー被害」とは、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成12年5月24日法律第81号）（以下、「ストーカー規制法」とする。）の第2条に規定されている「つきまとい等」（第1項）及び「ストーカー行為」（第2項）に加え、現行の「ストーカー規制法」の規制対象外となっている行為（例えば、被害者の意に反してSNS(Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を用いてメッセージを連続送信する行為、被害者の勤務先や自宅付近をうろつくような「はいかい」行為等の被害を含むもの）とします。

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成12年5月24日法律第81号）【抜粋】

第二条（定義）

この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

1. つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。
 2. その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 3. 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。
 4. 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 5. 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 6. 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 7. その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 8. その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 2 この法律において「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等（前項第一号から第四号までに掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復してすることをいう。

I 基本情報

都市規模

問1-1 調査時点での貴自治体の都市規模について、あてはまる番号1つに○をつけてください。

(n=1,558)

- (3.0) 1 都道府県
- (2.7) 2 都市部（政令指定都市及び東京23区）
- (2.6) 3 中核市
- (3.3) 4 大都市（人口20万人以上で、2及び3以外の市）
- (9.6) 5 中都市（人口10万人以上20万人未満の市）
- (31.3) 6 小都市（人口10万人未満の市）
- (47.6) 7 町村

男女共同参画センター（女性センター）の有無

問1-2 貴自治体では、男女共同参画センター（女性センター）を設置していますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。(n=1,558)

(19.4)	1	設置している
(79.8)	2	設置していない
(0.6)	3	設置する予定がある
設置予定年月(n=9)：平成26年中(11.1) 平成27年中(55.6) 平成28年中(11.1) 平成29年中(-) 平成30年中(-) 平成31年以降(11.1) 無回答(11.1)		

(0.3) 無回答

配偶者暴力相談支援センターの有無

問1-3 貴自治体では、配偶者暴力相談支援センター（配偶者暴力相談支援センターの機能を有する機関）を設置していますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。(n=1,558)

(7.2)	1	設置している
(91.2)	2	設置していない
(1.2)	3	設置する予定がある
設置予定年月(n=19)：平成26年中(15.8) 平成27年中(42.1) 平成28年中(5.3) 平成29年中(5.3) 平成30年中(5.3) 平成31年以降(-) 無回答(26.3)		

(0.4) 無回答

ストーカー被害の防止や被害者支援の根拠となる条例等の有無

問1-4 貴自治体では、ストーカー被害の防止や被害者支援の根拠を条例等（迷惑防止条例等）に規定していますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。
また、「1 規定している」を選択された場合は、条例等名を記入してください。(n=1,558)

(6.9)	1	規定している（条例等名： _____ ）
(92.6)	2	規定していない _____
(0.3)	3	規定する予定がある _____

(0.3) 無回答

→ 次ページの間1-6へ

ストーカー被害の防止や被害者支援の根拠となる条例等の内容

問1-5 問1-4の条例等には、どのような事項を定めていますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。(n=107)

(26.2)	1	ストーカー規制法に規定されていない行為*を対象とすること
(15.9)	2	避難先の確保（公営住宅への優先入居等）
(27.1)	3	警察や一時保護所などの関係機関間の連携
(6.5)	4	民間支援団体等に対する援助等
(42.1)	5	被害者保護に必要な手続等（住民基本台帳に関する支援措置など）
(20.6)	6	その他（具体例： _____ ）

(0.9) 無回答

※ストーカー規制法に規定されていない行為の例

- 被害者の意に反して SNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）等を用いて、メッセージを連続送信する行為
- 被害者の勤務先や自宅付近をうろつくような「はいかい」行為
- 恋愛感情に起因しないつきまとい行為（近隣トラブル、職場・商取引上のトラブル等）

基本計画の有無

問 1-6 貴自治体では、男女共同参画基本計画や配偶者暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画を策定していますか。あてはまる番号 1 つに○をつけてください。

また、「1 策定している」を選択した場合、補問の「ストーカー被害の防止や被害者支援に関する規定の有無」について、あてはまる番号 1 つに○をつけてください。(n=1,558)

(67.1) 1 策定している	(補問) ストーカー被害の防止や被害者支援に関する規定の有無
	(11.2) 1 ストーカー被害の防止や被害者支援に関する規定がある (54.9) 2 ストーカー被害の防止や被害者支援に関する規定はない (1.0) 無回答
(29.3) 2 策定していない	
(3.4) 3 策定する予定がある	

策定予定年月(n=53)：平成 26 年中(7.5) 平成 27 年中(49.1) 平成 28 年中(18.9)
平成 29 年中(9.4) 平成 30 年中(-) 平成 31 年以降(-)
無回答(15.1)

(0.2)無回答

相談窓口等に関する広報・周知

問 1-7 貴自治体では、ストーカー被害に関する相談窓口等の情報を広報・周知していますか*。あてはまる番号 1 つに○をつけてください。また、「1 広報・周知している」を選択した場合、補問の「現在実施している広報・周知方法」について、あてはまる番号 すべて に○をつけてください。(n=1,558)

(36.8) 1 広報・周知している	(補問) 現在実施している広報・周知方法
	(16.6) 1 ホームページ、携帯サイト (20.1) 2 広報誌 (0.2) 3 新聞、雑誌 (0.5) 4 テレビ、ラジオ (16.2) 5 ポスター、チラシ、カード (0.3) 6 Facebook や Twitter、LINE などの SNS (3.9) 7 その他 (具体的に：) (0.3) 無回答
(62.3) 2 広報・周知していない	

*「広報・周知」には、他機関（警察等）の相談窓口等の紹介のみの場合も含めてください。

(0.9)無回答

庁内における対応部署の有無

問 1-8 貴庁内には、ストーカー被害の防止や被害者支援に関する施策を担当している部署*が設置されていますか。あてはまる番号 1 つに○をつけてください。(n=1,558)

(47.5) 1 設置されている	(52.0) 2 設置されていない	→ 次ページの間 1-10 へ
------------------	-------------------	-----------------

* 配偶者からの暴力やセクハラ、児童虐待等、他の相談も兼務で対応している部署も含めてください。(0.5)無回答

庁内における対応部署の実施業務

問 1-9 当該部署では、ストーカー被害の防止や被害者支援に関して、どのような業務を実施していますか。あてはまる番号 すべて に○をつけてください。(n=740)

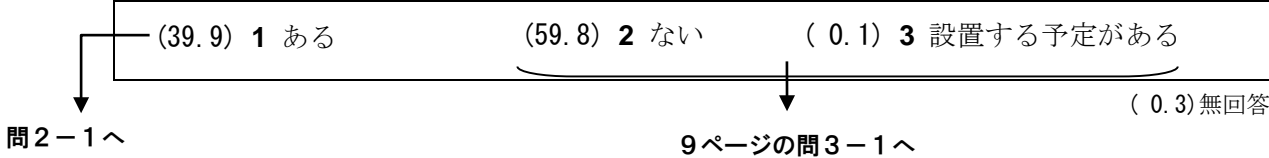
(16.4) 1 条例や計画等の管理・運用	(4.5) 6 イベントの実施
(66.1) 2 庁内関連部署との連絡調整	(80.1) 7 相談窓口
(41.5) 3 他自治体等との連絡調整	(3.0) 8 調査研究業務
(72.2)	(13.5) 9 民間支援団体との連絡調整

(14.2) 4 警察等関係機関との連絡調整
5 研修や講習会の実施

(0.3)無回答

相談窓口の有無

問1-10 貴自治体では、一般相談窓口※¹とは別に、ストーカー被害に関する相談に対応している窓口※²はありますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。(n=1,558)



※1：自治体に対する質問・苦情・要望・意見などを総合的に受け付ける窓口
 ※2：配偶者からの暴力やセクハラ、児童虐待等、他の相談も兼務で対応している窓口も含めてください。
 ただし、相談内容の詳細は聞かず、単に警察の相談窓口を教示している場合は、「ストーカー被害に関する相談に対応している窓口」に該当しません。

【「問2-1」～「問2-13」は、「問1-10」で「1 ある」と回答した自治体にお聞きします。それ以外の自治体は、9ページの「問3-1」へお進みください】

Ⅱ 相談窓口の組織・体制等

相談窓口

問2-1 貴自治体においてストーカー被害に関する問題に対応している相談窓口はどこですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。(n=621)

- (11.4) 1 配偶者暴力相談支援センター
- (31.1) 2 男女共同参画部局
- (19.8) 3 男女共同参画センター（女性センター）
- (38.2) 4 福祉部局
- (26.9) 5 福祉事務所
- (3.7) 6 児童相談所（子ども家庭相談センター）
- (2.9) 7 保健所・精神保健福祉センター
- (16.3) 8 その他の公的機関（具体的名称：_____）
- (2.7) 9 その他の施設・団体等（具体的名称：_____）

(1.6)無回答

相談窓口における対応内容

問 2-2 問 2-1 で回答された相談窓口では、ストーカー被害の防止や被害者支援に関してどのような業務を行っていますか。相談者に対する支援の段階（初期の支援、中長期的な支援）に関わらず、相談者に提供している支援について、あてはまるものすべてに○をしてください。(n=621)

- (76.0) 1 電話による相談対応（ホットラインなど）
- (94.0) 2 来所・面接による相談対応
- (13.7) 3 メールやw e b フォームによる相談受付
- (11.3) 4 精神科医、臨床心理士等によるカウンセリング
- (29.1) 5 弁護士等による法律相談
- (75.2) 6 警察との連携等
- (54.9) 7 住民基本台帳に係る支援措置
- (33.3) 8 各種法令・制度の教示
- (46.9) 9 警察や他の相談機関への同行支援
- (27.4) 10 公営住宅等を活用した一時避難措置
- (58.1) 11 婦人相談所等への関係団体への引継ぎ
- (26.2) 12 生活保護等の各種手当の支給
- (41.1) 13 子どもの保育・学校に係る手続支援
- (1.0) 14 ストーカー被害の危険度の判定※¹
- (3.5) 15 加害者自身や加害者の家族からの相談対応※²
- (1.6) 16 被害者からの要請を受けての加害者との面談
- (3.5) 17 その他（具体的に： _____）

(-)無回答

※¹：選択肢 14「ストーカー被害の危険度の判定」：被害者の生命・身体に対する危険性や切迫性（加害者からの被害者等に対する生命・身体に対する危害行動や物理的接近の有無等）について、チェック票など用いて判断すること

※²：選択肢 15「加害者自身や加害者の家族からの相談対応」：加害者更生や再発防止を目的とした面接相談や心理的カウンセリング等

一時避難措置における避難場所について

【問 2-2 で「10 公営住宅等を活用した一時避難措置」に○をつけた自治体にお聞きします】

問 2-3 問 2-2 でご回答いただいた一時避難措置における避難場所について、あてはまる番号すべてに○をつけてください。(n=170)

- (26.5) 1 公営住宅
- (1.8) 2 契約した民間アパート
- (25.3) 3 ホテル等の宿泊施設
- (61.2) 4 婦人保護施設・母子生活支援施設
- (32.4) 5 民間シェルター
- (16.5) 6 その他（具体的に： _____）

(1.2)無回答

相談対応のためのマニュアルや手引

問 2-4 貴自治体では、ストーカー被害に関する相談対応を示したマニュアルや手引はありますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。また、「1 ある」を選択された場合、補問の「マニュアルや手引の種類」について、あてはまる番号すべてに○をつけてください。(n=621)

(12.1) 1 ある

（補問）マニュアルや手引の種類

- (7.7) 1 自治体が作成した独自のマニュアルや手引がある
- (2.1) 2 警察から配布されたマニュアルや手引がある
- (2.7) 3 その他（具体的に： _____）
- (0.2) 4 無回答

(87.9) 2 ない

(-)無回答

相談対応の質の向上に関する取組

問2-5 貴自治体では、ストーカー被害に関する相談対応の質の向上のために研修を実施していますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。
また、「1 実施している」を選択された場合、補問の「研修の種類」について、あてはまる番号すべてに○をつけてください。(n=621)

(22.7) 1 実施している	(補問) 研修の種類
	(4.5)1 相談担当者を対象にした研修を実施している
	(5.0)2 庁内の関係部署の職員を対象にした研修を実施している
	(3.1)3 関係機関や関係団体の担当者を対象とした研修を実施している
	(15.9)4 相談担当者を他の団体等が実施している研修に派遣している (→団体等の名称：)
	(1.6)5 その他(具体的に：)
(76.8) 2 実施していない	

(0.5)無回答

庁内連携

問2-6 貴自治体におけるストーカー被害の防止や被害者支援に関する庁内の連携状況について、あてはまる番号すべてに○をつけてください。(n=621)

(8.2) 1 定期的に庁内の関係部署の意見交換・情報共有の場を設けている
(64.4) 2 必要に応じて庁内の関係部署の意見交換・情報共有の場を設けている
(25.4) 3 各関連部署の担当者の連絡先の共有
(2.7) 4 マニュアル・書面様式の作成
(1.3) 5 具体的な支援実施手続のシミュレーション
(11.3) 6 各職員の被害者支援や関係部署・機関についての理解の促進
(3.9) 7 その他(具体的に：)
(20.5) 8 特に連携はしていない

(1.0)無回答

機関間連携

問2-7 貴自治体におけるストーカー被害の防止や被害者支援に関する機関間の連携等の状況について、あてはまる番号すべてに○をつけてください。なお、「1 関係機関・団体による協議会等を設置し、意見交換・情報共有を行っている」に○をつけた場合は、次の問2-8にもお答えください。(n=621)

(18.5) 1 関係機関・団体による協議会等*を設置し、意見交換・情報共有を行っている	次ページの間2-8へ
(45.7) 2 必要に応じて関係機関・団体による意見交換・情報共有の場*を設けている	
(23.8) 3 各関連機関の担当者の連絡先の共有	
(1.4) 4 マニュアル・書面様式の作成	
(0.6) 5 具体的な支援実施手続のシミュレーション	
(10.6) 6 各職員の被害者支援や関係部署・機関についての理解の促進	
(4.2) 7 その他(具体的に：)	
(27.5) 8 特に連携はしていない	

(1.3)無回答

※ 「関連機関・団体による協議会等」及び「関係機関・団体による意見交換・情報共有の場」：ストーカーの被害者支援に関する専門協議会等以外にも、その他の暴力事案(配偶者等からの暴力やセクハラ等)に関する協議会等で、ストーカーの被害者支援について意見交換や情報共有を行っている場合も含めてください。

意見交換・情報共有を行っている機関

【問2-7で、「1 関係機関・団体による協議会等を設置し、意見交換・情報共有を行っている」に○をつけた自治体にお聞きします】

問2-8 関係機関・団体による協議会等において、意見交換・情報共有を行っている関係機関・団体はどこですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。(n=115)

(89.6) 1 警察	(65.2) 11 教育委員会・学校
(24.3) 2 配偶者暴力相談支援センター	(70.4) 12 児童相談所（子ども家庭相談センター）
(33.0) 3 男女共同参画センター（女性センター）	(34.8) 13 婦人保護施設・母子生活支援施設
(71.3) 4 福祉事務局	(36.5) 14 保健所・精神保健福祉センター
(31.3) 5 法務局・地方法務局	(5.2) 15 保護観察所
(31.3) 6 人権擁護機関	(35.7) 16 民生委員・児童委員協議会等
(13.0) 7 日本司法支援センター（法テラス）	(43.5) 17 病院・医療関係団体
(13.0) 8 裁判所	(11.3) 18 犯罪被害者支援団体
(7.8) 9 検察庁	(15.7) 19 民間シェルター
(22.6) 10 弁護士会	(28.7) 20 その他（具体的に：)

(1.7)無回答

被害者情報の保護

問2-9 貴自治体では、ストーカー被害者に関する情報を保護するために、どのような対策をとっていますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。(n=621)

(72.9) 1 住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部署（選挙管理委員会や国民健康保険、税務等の部署）において、閲覧等の制限の対象となっている被害者の情報を共有している
(63.0) 2 加害者から依頼を受けた第三者の住民基本台帳の閲覧・交付等を防ぐため、身分証明書等による本人確認や請求事由の厳格な審査を実施している
(23.7) 3 第三者からの住民基本台帳の閲覧・交付等請求があった場合、被害者本人に閲覧・交付等の可否を確認している
(14.8) 4 被害者情報の保護・管理に関する統一的な運用を図るためのマニュアルやガイドライン等を策定している
(17.1) 5 職務関係者に対し、被害者情報の保護・管理に関する理解を深めるための研修や担当者会議を実施している
(10.8) 6 その他（具体的に：)
(13.5) 7 特に対策はとっていない

(1.0)無回答

相談業務における問題点・困難な点

問2-10 ストーカー被害に関する相談を行うにあたっての問題点や困難な点はありますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。(n=621)

(57.8) 1 相談員等にストーカー被害に関する相談に対応するためのノウハウがない
(39.6) 2 加害者からの追及などもあり、相談員や職員の安全が脅かされる不安がある
(36.7) 3 相談体制や施設環境を充実させたいが財源的に難しい
(11.9) 4 庁内の他の関連部署との連携が難しい
(10.6) 5 庁外の関連機関（警察等）との連携が難しい
(8.2) 6 その他（具体的に：)
(12.1) 7 特にない

(2.1)無回答

専門相談窓口

問2-11 問2-1で回答されたストーカー被害に関する問題に対応している相談窓口のうち、専門相談窓口※はありますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。(n=621)

(6.8) 1 専門相談窓口がある (92.6) 2 専門相談窓口はない → 次ページの間4-1へ

(0.6)無回答

- ※ 「専門相談窓口」には、ストーカー被害に関する相談のみを扱う窓口以外にも、下記を含みます。
- その他の相談窓口と兼ねているが、曜日や時間帯を限定してストーカー被害に関する相談を受け付けている窓口
 - 「女性相談(DV、ストーカー)」など、相談内容にストーカー被害を含むと明示している窓口 など

【「問2-12」、「問2-13」は、「問2-11」で「1 専門相談窓口がある」と回答した自治体にお聞きします。それ以外の自治体は次ページの「問4-1」へお進みください】

専門相談窓口の設置場所

問2-12 専門相談窓口は、どこに設置されていますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。(n=42)

- (28.6) 1 配偶者暴力相談支援センター
 (7.1) 2 男女共同参画部局
 (35.7) 3 男女共同参画センター (女性センター)
 (7.1) 4 福祉部局
 (23.8) 5 福祉事務所
 (-) 6 児童相談所 (子ども家庭相談センター)
 (-) 7 保健所・精神保健福祉センター
 (19.0) 8 その他の公的機関 (具体的名称:)
 (4.8) 9 その他の施設・団体等 (具体的名称:)

(-)無回答

専門相談窓口の開設曜日・時間

問2-13 専門相談窓口における電話相談・面接相談の開設曜日・時間を教えてください。なお、年末年始や不定期な開設の場合は、「その他」にご記入ください。また、専門相談窓口が複数ある場合は、代表的なもの1つについてお答えください。(n=42)

【電話相談の開設曜日・時間】	
(76.2)	1 月曜日 ()時()分 ~ ()時()分
(73.8)	2 火曜日 ()時()分 ~ ()時()分
(81.0)	3 水曜日 ()時()分 ~ ()時()分
(76.2)	4 木曜日 ()時()分 ~ ()時()分
(78.6)	5 金曜日 ()時()分 ~ ()時()分
(26.2)	6 土曜日 ()時()分 ~ ()時()分
(16.7)	7 日曜日 ()時()分 ~ ()時()分
(11.9)	8 祝 日 ()時()分 ~ ()時()分
(16.7)	9 その他 (具体的に:)
(-)	10 特に開設していない (11.9)無回答
【面接相談の開設曜日・時間】	
(73.8)	1 月曜日 ()時()分 ~ ()時()分
(71.4)	2 火曜日 ()時()分 ~ ()時()分
(81.0)	3 水曜日 ()時()分 ~ ()時()分
(73.8)	4 木曜日 ()時()分 ~ ()時()分
(83.3)	5 金曜日 ()時()分 ~ ()時()分
(21.4)	6 土曜日 ()時()分 ~ ()時()分
(9.5)	7 日曜日 ()時()分 ~ ()時()分
(4.8)	8 祝 日 ()時()分 ~ ()時()分
(28.6)	9 その他 (具体的に:)
(14.3)	10 特に開設していない (2.4) 無回答

【→ 次ページの間4-1にお進みください】

【「問3-1」～「問3-2」は、「問1-10」において「2 ない」、「3 設置する予定がある」と回答した自治体にお聞きします。それ以外の自治体は「問4-1」へお進みください】

Ⅲ 相談窓口を設置しない理由や必要性

相談窓口を設置していない理由

問3-1 貴自治体がストーカー被害に関する相談に対応可能な相談窓口を設置していない理由は何ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。(n=933)

(42.6)	1	警察による対応で十分であるため
(29.4)	2	財政的に設置することが困難であるため
(65.7)	3	ストーカー被害に関する問題に対応するためのノウハウを有する相談員の確保が困難なため
(48.4)	4	ストーカー被害に関する相談が少ないと感じるため
(5.1)	5	都道府県や民間支援団体等の取組が進んでいるため
(5.4)	6	その他
		具体的には： _____

(2.5)無回答

相談窓口を設置するために必要な要素

問3-2 貴自治体がストーカー被害に関する相談に対応可能な相談窓口を設置するために必要なものは何ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。(n=933)

(45.1)	1	運営費等の補助
(85.0)	2	ストーカー被害に関する問題に対応するためのノウハウを有する相談員の育成・確保
(72.5)		
(33.2)	3	都道府県や警察との役割分担、連携のあり方の明確化
(30.9)	4	条例や基本計画の策定・改正
(13.1)	5	加害者からの追及への対策
(2.8)	6	社会的機運の盛り上がり
	7	その他
		具体的には： _____

(3.6)無回答

Ⅳ その他（広報啓発、民間団体との連携、参考事例等）

広報啓発

問4-1 貴自治体では、ストーカー被害の防止や被害者支援に関する広報啓発活動を行っていますか。
あてはまる番号すべてに○をつけてください。(n=1,558)

- (20.2) 1 広報媒体（定期刊行物・ホームページ・ポスター等）において、ストーカー被害に
（1.1） 遭ったときの対処方法等や相談窓口を掲載している
（11.4） 2 ストーカー被害の予防啓発に関するキャンペーンを実施している
（2.2） 3 警察が実施するストーカー被害等に関する広報啓発活動に協力している
（67.0） 4 その他（具体的に： _____）
5 特に行っていない

(2.2)無回答

民間支援団体との連携協力

問4-2 貴自治体では、ストーカー被害の防止や被害者支援を行うにあたり、民間支援団体と連携協力をしていますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。
また、「1 している」を選択した場合、連携協力の内容を下欄に記入してください。(n=1,558)

(5.8)1 している (92.6)2 していない → 問4-3へ (1.6)無回答

【自由記載欄】

その他の取組事例

問4-3 貴自治体において、ストーカー被害の防止や被害者支援を行うにあたり、これまでの間で回答した以外の取組があれば、すべて下欄に記入してください。

【自由記載欄】

警察以外の相談窓口の必要性

問4-4 貴自治体では、警察以外のストーカー被害に対応する相談窓口は必要だと思いますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。(n=1,558)

- (15.9) 1 必要である
- (34.2) 2 どちらかという必要である
- (17.1) 3 どちらかという必要ではない
- (5.9) 4 必要ではない
- (21.2) 5 わからない

(5.6)無回答

被害者相談や支援等を行うに当たって感じた困難や制度の不備等

問4-5 貴自治体において、ストーカー被害の防止や被害者支援を行うに当たって感じた困難や制度の不備、その他ご意見などがありましたら下欄に記入してください。

ご協力ありがとうございました。

2 アンケート調査集計結果表（実数）

【全数】

表 1-2 男女共同参画センターの有無

	総数 (n)	設置している	設置していない	設置する予定がある	無回答
全体	1558	302	1243	9	4
都道府県	47	44	2	0	1
市	770	250	511	7	2
再掲					
都市部	42	42	0	0	0
中核市	41	35	4	2	0
町村	741	8	730	2	1

【設置する予定がある】

表 1-2-1 男女共同参画センターの設置予定時期

	総数 (n)	平成26年中	平成27年中	平成28年中	平成29年中	平成30年中	平成31年以降	無回答
全体	9	1	5	1	0	0	1	1
都道府県	0	0	0	0	0	0	0	0
市	7	1	4	1	0	0	1	0
再掲								
都市部	0	0	0	0	0	0	0	0
中核市	2	0	1	1	0	0	0	0
町村	2	0	1	0	0	0	0	1

【全数】

表 1-3 配偶者暴力相談支援センターの有無

	総数 (n)	設置している	設置していない	設置する予定がある	無回答
全体	1558	112	1421	19	6
都道府県	47	47	0	0	0
市	770	64	686	18	2
再掲					
都市部	42	23	15	4	0
中核市	41	13	26	2	0
町村	741	1	735	1	4

【設置する予定がある】

表 1-3-1 配偶者暴力相談支援センターの設置予定時期

	総数 (n)	平成26年中	平成27年中	平成28年中	平成29年中	平成30年中	平成31年以降	無回答
全体	19	3	8	1	1	1	0	5
都道府県	0	0	0	0	0	0	0	0
市	18	3	8	1	1	1	0	4
再掲								
都市部	4	2	1	0	1	0	0	0
中核市	2	0	2	0	0	0	0	0
町村	1	0	0	0	0	0	0	1

【全数】

表1-4 ストーカー被害の防止や被害者支援の根拠となる条例等の有無

	総数 (n)	規定している	規定していない	規定する予定がある	無回答
全体	1558	107	1442	4	5
都道府県	47	31	16	0	0
市	770	43	723	2	2
再掲					
都市部	42	5	37	0	0
中核市	41	4	36	0	1
町村	741	33	703	2	3

【規定している】

表1-5 ストーカー被害の防止や被害者支援の根拠となる条例等の内容

	総数 (n)	ストーカー規制法に規定されていない行為を対象とすること	避難先の確保(公営住宅への優先入居等)	警察や一時保護所などの関係機関間の連携	民間支援団体等に対する援助等	被害者保護に必要な手続等(住民基本台帳に関する支援措置など)	その他	延回答	無回答
全体	107	28	17	29	7	45	22	148	1
都道府県	31	28	3	2	1	0	1	35	1
市	43	0	10	17	3	25	14	69	0
再掲									
都市部	5	0	0	1	0	3	2	6	0
中核市	4	0	1	2	1	3	1	8	0
町村	33	0	4	10	3	20	7	44	0

【全数】

表1-6 基本計画の有無

	総数 (n)	策定している	補問			策定していない	策定する予定がある	無回答
			ストーカー被害の防止や被害者支援に関する規定がある	ストーカー被害の防止や被害者支援に関する規定はない	無回答			
全体	1558	1046	174	856	16	456	53	3
都道府県	47	47	21	25	1	0	0	0
市	770	669	98	562	9	78	22	1
再掲								
都市部	42	41	5	36	0	1	0	0
中核市	41	40	5	34	1	0	1	0
町村	741	330	55	269	6	378	31	2

【策定する予定がある】

表1-6-1 基本計画の策定予定時期

	総数 (n)	平成26年中	平成27年中	平成28年中	平成29年中	平成30年中	平成31以降	無回答
全体	53	4	26	10	5	0	0	8
都道府県	0	0	0	0	0	0	0	0
市	22	0	8	6	3	0	0	5
再掲								
都市部	0	0	0	0	0	0	0	0
中核市	1	0	1	0	0	0	0	0
町村	31	4	18	4	2	0	0	3

【全数】

表 1-7 相談窓口等に関する広報・周知

	総数 (n)	広報・周知している	補間								広報・周知していない	
			ホームページ、携帯サイト	広報誌	新聞、雑誌	テレビ、ラジオ	ポスター、チラシ、カード	FacebookやTwitter、LINEなどのSNS	その他	延回答		無回答
全体	1558	574	258	313	3	8	253	5	60	900	4	970
都道府県	47	32	25	7	0	1	13	0	8	54	0	15
市	770	314	183	171	3	4	148	5	37	551	2	452
再掲												
都市部	42	28	22	11	0	0	16	0	3	52	0	14
中核市	41	18	13	8	0	0	7	1	4	33	0	23
町村	741	228	50	135	0	3	92	0	15	295	2	503

	無回答
全体	14
都道府県	0
市	4
再掲	
都市部	0
中核市	0
町村	10

【全数】

表 1-8 庁内における対応部署の有無

	総数 (n)	設置されている	設置されていない	無回答
全体	1558	740	810	8
都道府県	47	23	24	0
市	770	378	389	3
再掲				
都市部	42	16	26	0
中核市	41	18	23	0
町村	741	339	397	5

【設置されている】

表 1-9 庁内における対応部署の実施業務

	総数 (n)	条例や計画等の管理・運用	庁内関連部署との連絡調整	他自治体等との連絡調整	警察等関係機関との連絡調整	研修や講習会の実施	イベントの実施	相談窓口	調査研究業務	民間支援団体との連絡調整	その他	延回答
全体	740	121	489	307	534	105	33	593	22	100	26	2330
都道府県	23	9	14	8	20	7	4	11	1	8	6	88
市	378	69	274	169	292	71	23	323	16	64	13	1314
再掲												
都市部	16	6	14	9	13	7	5	13	2	6	2	77
中核市	18	3	13	8	12	6	0	16	1	3	1	63
町村	339	43	201	130	222	27	6	259	5	28	7	928

	無回答
全体	2
都道府県	0
市	0
再掲	
都市部	0
中核市	0
町村	2

【全数】

表1-10 相談窓口の有無

	総数 (n)	ある	ない	設置する予定がある	無回答
全体	1558	621	932	1	4
都道府県	47	40	7	0	0
市	770	387	380	0	3
再掲					
都市部	42	29	13	0	0
中核市	41	24	17	0	0
町村	741	194	545	1	1

【ストーカー被害に関する相談に対応している窓口がある】

表2-1 相談窓口

	総数 (n)	配偶者暴力相談支援センター	男女共同参画部局	男女共同参画センター(女性センター)	福祉部局	福祉事務所	児童相談所(子ども家庭相談センター)	保健所・精神保健福祉センター	その他の公的機関	その他の施設・団体等	延回答	無回答
全体	621	71	193	123	237	167	23	18	101	17	950	10
都道府県	40	34	3	24	1	8	2	2	13	3	90	0
市	387	37	126	99	108	159	16	16	65	7	633	3
再掲												
都市部	29	14	1	24	2	20	7	11	11	0	90	0
中核市	24	7	2	11	5	7	0	1	5	0	38	0
町村	194	0	64	0	128	0	5	0	23	7	227	7

【ストーカー被害に関する相談に対応している窓口がある】

表2-2 相談窓口における対応内容

	総数 (n)	電話による相談対応(ホットラインなど)	来所・面接による相談対応	メールやWebフォームによる相談受付	精神科医、臨床心理士等によるカウンセリング	弁護士等による法律相談	警察との連携等	住民基本台帳に係る支援措置	各種法令・制度の教示	警察や他の相談機関への同行支援	公営住宅等を活用した一時避難措置	婦人相談所等への関係団体への引継ぎ
全体	621	472	584	85	70	181	467	341	207	291	170	361
都道府県	40	39	39	5	18	26	37	17	28	20	23	26
市	387	322	372	59	48	131	307	233	148	210	120	251
再掲												
都市部	29	27	27	3	12	17	18	11	17	14	10	21
中核市	24	24	23	1	6	12	16	14	10	6	5	14
町村	194	111	173	21	4	24	123	91	31	61	27	84

	生活保護等の各種手当の支給	子どもの保育・学校に係る手続支援	ストーカー被害の危険度の判定	加害者自身や加害者の家族からの相談対応	被害者からの要請を受けての加害者との面談	その他	延回答	無回答
全体	163	255	6	22	10	22	3707	0
都道府県	2	7	0	1	0	1	289	0
市	121	187	4	10	4	12	2539	0
再掲								
都市部	12	14	1	1	0	2	207	0
中核市	2	11	0	1	0	1	146	0
町村	40	61	2	11	6	9	879	0

【公営住宅等を活用した一時避難措置】

表2-3 一時避難措置における避難場所について

	総数 (n)	公営住宅	契約した民間アパート	ホテル等の宿泊施設	婦人保護施設・母子生活支援施設	民間シェルター	その他	延回答	無回答
全体	170	45	3	43	104	55	28	278	2
都道府県	23	2	0	4	16	8	11	41	0
市	120	29	2	36	81	40	12	200	2
再掲									
都市部	10	2	1	2	8	8	4	25	0
中核市	5	1	0	1	3	0	0	5	0
町村	27	14	1	3	7	7	5	37	0

【ストーカー被害に関する相談に対応している窓口がある】

表2-4 相談対応のためのマニュアルや手引

	総数 (n)	ある	補問					ない	無回答
			自治体で作成した独自のマニュアルや手引がある	警察から配布されたマニュアルや手引がある	その他	延回答	無回答		
全体	621	75	48	13	17	78	1	546	0
都道府県	40	1	0	1	0	1	0	39	0
市	387	58	38	9	12	59	1	329	0
再掲	都市部	29	4	1	2	4	0	25	0
中核市	24	5	5	0	0	5	0	19	0
町村	194	16	10	3	5	18	0	178	0

【ストーカー被害に関する相談に対応している窓口がある】

表2-5 相談対応の質の向上に関する取組

	総数 (n)	実施している	補問					実施していない	無回答		
			相談担当者を対象にした研修を実施している	庁内の関係部署の職員を対象にした研修を実施している	関係機関や関係団体の担当者を対象とした研修を実施している	相談担当者を他の団体等が実施している研修に派遣している	その他			延回答	無回答
全体	621	141	28	31	19	99	10	187	0	477	3
都道府県	40	13	9	3	6	4	1	23	0	26	1
市	387	102	18	25	12	73	7	135	0	283	2
再掲	都市部	29	7	4	3	6	0	16	0	22	0
中核市	24	6	2	1	2	5	0	10	0	17	1
町村	194	26	1	3	1	22	2	29	0	168	0

【ストーカー被害に関する相談に対応している窓口がある】

表2-6 庁内連携

	総数 (n)	定期的に庁内の関係部署の意見交換・情報共有の場を設けている	必要に応じて庁内の関係部署の意見交換・情報共有の場を設けている	各関連部署の担当者の連絡先の共有	マニュアル・書面様式の作成	具体的な支援実施手続のシミュレーション	各職員の被害者支援や関係部署・機関についての理解の促進	その他	特に連携はしていない	延回答	無回答	連携している(計)
全体	621	51	400	158	17	8	70	24	127	855	6	488
都道府県	40	8	18	13	2	0	9	3	12	65	1	27
市	387	39	240	101	13	5	46	18	82	544	3	302
再掲	都市部	29	4	9	6	1	0	5	4	9	38	3
中核市	24	5	13	10	3	1	4	0	4	40	0	20
町村	194	4	142	44	2	3	15	3	33	246	2	159

【ストーカー被害に関する相談に対応している窓口がある】

表2-7 機関間連携

	総数 (n)	関係機関・団体による協議会等を設置し、意見交換・情報共有を行っている	必要に応じて関係機関・団体による意見交換・情報共有の場を設けている	各関連機関の担当者の連絡先の共有	マニュアル・書面様式の作成	具体的な支援実施手続のシミュレーション	各職員の被害者支援や関係部署・機関についての理解の促進	その他	特に連携はしていない	延回答	無回答	連携している(計)
全体	621	115	284	148	9	4	66	26	171	823	8	442
都道府県	40	15	17	14	1	0	8	3	7	65	0	33
市	387	75	166	92	6	3	45	16	118	521	4	265
再掲	都市部	29	9	7	6	0	4	3	9	38	1	19
中核市	24	4	7	7	2	0	4	2	7	33	0	17
町村	194	25	101	42	2	1	13	7	46	237	4	144

【関係機関・団体による協議会等を設置し、意見交換・情報共有を行っている】

表2-8 意見交換・情報共有を行っている機関

	総数 (n)	警察	配偶者暴力相談支援センター	男女共同参画センター (女性センター)	福祉事務所	法務局・地方 法務局	人権擁護機関	日本司法支援センター (法テラス)	裁判所	検察庁	弁護士会	教育委員会・ 学校
全体	115	103	28	38	82	36	36	15	15	9	26	75
都道府県	15	15	14	10	11	11	8	12	9	6	11	10
市	75	69	14	28	57	21	24	3	6	3	14	52
再掲												
都市部	9	9	5	8	7	1	3	0	0	0	4	5
中核市	4	4	2	3	4	3	1	1	2	2	3	4
町村	25	19	0	0	14	4	4	0	0	0	1	13

	児童相談所 (子ども家庭相談センター)	婦人保護施設・母子生活支援施設	保健所・精神保健福祉センター	保護観察所	民生委員・児童委員協議会等	病院・医療関係団体	犯罪被害者支援団体	民間シェルター	その他	延回答	無回答
全体	81	40	42	6	41	50	13	18	33	787	2
都道府県	14	12	9	3	7	11	6	6	8	193	0
市	51	23	33	2	25	32	6	11	21	495	0
再掲											
都市部	7	6	7	0	2	3	1	3	2	73	0
中核市	4	4	4	1	2	3	3	1	1	52	0
町村	16	5	0	1	9	7	1	1	4	99	2

【ストーカー被害に関する相談に対応している窓口がある】

表2-9 被害者情報の保護

	総数 (n)	住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部署 (選挙管理委員会や国民健康保険、税務等の部署) において、閲覧等の制限の対象となっている被害者の情報を共有している	加害者から依頼を受けた第三者の住民基本台帳の閲覧・交付等を防ぐため、身分証明書等による本人確認や請求事由の厳格な審査を実施している	第三者からの住民基本台帳の閲覧・交付等請求があった場合、被害者本人に閲覧・交付等の可否を確認している	被害者情報の保護・管理に関する統一的な運用を図るためのマニュアルやガイドライン等を策定している	職務関係者に対し、被害者情報の保護・管理に関する研修や担当者会議を実施している	その他	特に対策はとっていない	延回答	無回答
全体	621	453	391	147	92	106	67	84	1340	6
都道府県	40	0	1	0	2	9	13	18	43	1
市	387	324	279	99	82	85	36	25	930	3
再掲										
都市部	29	25	25	5	16	16	4	0	91	1
中核市	24	20	19	4	11	8	4	2	68	0
町村	194	129	111	48	8	12	18	41	367	2

【ストーカー被害に関する相談に対応している窓口がある】

表2-10 相談業務における問題点・困難な点

	総数 (n)	相談員等にストーカー被害に関する相談に対応するためのノウハウがない	加害者からの迫りなどもあり、相談員や職員の安全が脅かされる不安がある	相談体制や施設環境を充実させたいが財源的に難しい	庁内の他の関連部署との連携が難しい	庁外の関連機関 (警察等) との連携が難しい	その他	特にない	延回答	無回答
全体	621	359	246	228	74	66	51	75	1099	13
都道府県	40	23	23	10	4	7	7	5	79	1
市	387	206	188	153	51	43	32	42	715	8
再掲										
都市部	29	15	21	13	12	10	7	2	80	0
中核市	24	11	9	6	4	5	7	1	43	0
町村	194	130	35	65	19	16	12	28	305	4

【ストーカー被害に関する相談に対応している窓口がある】

表2-11 専門相談窓口

	総数 (n)	専門相談窓口 がある	専門相談窓口 はない	無回答
全体	621	42	575	4
都道府県	40	11	29	0
市	387	29	355	3
再掲				
都市部	29	4	25	0
中核市	24	4	20	0
町村	194	2	191	1

【ストーカー被害に関する問題に対応している専門相談窓口がある】

表2-12 専門相談窓口の設置場所

	総数 (n)	配偶者暴力相 談支援セン ター	男女共同参画 部局	男女共同参画 センター (女 性センター)	福祉部局	福祉事務所	児童相談所 (子ども家庭 相談セン ター)	保健所・精神 保健福祉セン ター	その他の公的 機関	その他の施 設・団体等	無回答
全体	42	12	3	15	3	10	0	0	8	2	0
都道府県	11	8	0	3	0	0	0	0	3	1	0
市	29	4	3	12	3	10	0	0	4	0	0
再掲											
都市部	4	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0
中核市	4	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0
町村	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0

【ストーカー被害に関する問題に対応している専門相談窓口がある】

表2-13-1 専門相談窓口の開設曜日・時間 [電話相談]

	総数 (n)	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	祝日	その他	特に開設して いない
全体	42	32	31	34	32	33	11	7	5	7	0
都道府県	11	9	10	10	10	10	7	6	4	4	0
市	29	22	21	23	21	23	4	1	1	2	0
再掲											
都市部	4	3	3	3	3	4	1	0	0	0	0
中核市	4	3	4	4	4	4	3	1	1	0	0
町村	2	1	0	1	1	0	0	0	0	1	0

	延回答	無回答	開設している (計)
全体	192	5	37
都道府県	70	1	10
市	118	4	25
再掲			
都市部	17	0	4
中核市	24	0	4
町村	4	0	2

【ストーカー被害に関する問題に対応している専門相談窓口がある】

表2-13-2 専門相談窓口の開設曜日・時間〔面接相談〕

	総数 (n)	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	祝日	その他	特に開設していない	延回答
全体	42	31	30	34	31	35	9	4	2	12	6	194
都道府県	11	9	9	9	9	9	3	3	1	5	3	60
市	29	21	21	24	21	25	6	1	1	6	2	128
再掲	都市部	4	2	2	2	3	2	0	0	2	0	15
再掲	中核市	4	3	4	4	4	3	1	1	0	0	24
町村	2	1	0	1	1	1	0	0	0	1	1	6

	無回答	開設している(計)	
全体	1	41	
都道府県	0	11	
市	1	28	
再掲	都市部	0	4
再掲	中核市	0	4
町村	0	2	

【ストーカー被害に関する相談に対応している窓口がない／設置する予定がある】

表3-1 相談窓口を設置していない理由

	総数 (n)	警察による対応で十分であるため	財政的に設置することが困難であるため	ストーカー被害に関する問題に対応するためのノウハウを有する相談員の確保が困難なため	ストーカー被害に関する相談が少ないと感じるため	都道府県や民間支援団体等の取組が進んでいるため	その他	延回答	無回答
全体	933	397	274	613	452	48	50	1834	23
都道府県	7	5	2	4	0	0	1	12	0
市	380	185	103	257	138	15	28	726	5
再掲	都市部	13	6	6	9	1	3	26	0
再掲	中核市	17	12	2	9	2	1	26	0
町村	546	207	169	352	314	33	21	1096	18

【ストーカー被害に関する相談に対応している窓口がない／設置する予定がある】

表3-2 相談窓口を設置するために必要な要素

	総数 (n)	運営費等の補助	ストーカー被害に関する問題に対応するためのノウハウを有する相談員の育成・確保	都道府県や警察との役割分担、連携のあり方の明確化	条例や基本計画の策定・改正	加害者からの追及への対策	社会的機運の盛り上がり	その他	延回答	無回答
全体	933	421	793	676	310	288	122	26	2636	34
都道府県	7	4	5	5	1	5	0	1	21	1
市	380	187	327	309	115	157	57	16	1168	9
再掲	都市部	13	8	12	13	2	4	1	48	0
再掲	中核市	17	11	15	15	9	4	0	66	2
町村	546	230	461	362	194	126	65	9	1447	24

【全数】

表4-1 広報啓発

	総数 (n)	広報媒体（定期刊行物・ホームページ・ポスター等）において、ストーカー被害に遭ったときの対処方法等や相談窓口を掲載している	ストーカー被害の予防啓発に関するキャンペーンを実施している	警察が実施するストーカーに関する広報啓発活動に協力している	その他	特に行っていない	延回答	無回答	行っている（計）
全体	1558	315	17	177	34	1044	1587	35	479
都道府県	47	16	1	2	5	25	49	0	22
市	770	149	12	75	19	521	776	22	227
再掲									
都市部	42	13	1	4	2	20	40	2	20
中核市	41	9	1	3	4	26	43	0	15
町村	741	150	4	100	10	498	762	13	230

【全数】

表4-2 民間支援団体との連携協力

	総数 (n)	している	していない	無回答
全体	1558	90	1443	25
都道府県	47	10	37	0
市	770	58	695	17
再掲				
都市部	42	8	33	1
中核市	41	6	35	0
町村	741	22	711	8

【全数】

表4-4 警察以外の相談窓口の必要性

	総数 (n)	必要である	どちらかという必要である	どちらかという必要ではない	必要ではない	わからない	無回答	必要である（計）	必要ではない（計）
全体	1558	248	533	267	92	330	88	781	359
都道府県	47	12	16	8	4	7	0	28	12
市	770	136	249	131	40	164	50	385	171
再掲									
都市部	42	11	12	6	1	9	3	23	7
中核市	41	8	14	6	0	12	1	22	6
町村	741	100	268	128	48	159	38	368	176

3 ヒアリング調査票（例）

平成 26 年度 ストーカー行為等の被害者支援に関するヒアリング調査

【〇〇〇市】

1. 庁内における取組みについて
Q1 貴市において、ストーカー被害の防止や被害者支援に関する施策を担当している部署の具体的な名称を教えてください。
Q2 担当部署と連携している、庁内の他の関連部署について教えてください。
Q3 それらの部署とは、具体的にどのような連携をされていますか。
Q3-SQ1 貴市の「ドメスティック・バイオレンス対策庁内連絡会議」において、ストーカー事案対策に関して協議されていますか。されている場合は、具体的な協議内容についてお聞かせください。
Q3-SQ2 庁内の連携を促進するためのマニュアルや書面様式について、具体的な内容や書式、活用方法等について教えてください。
Q4 ストーカー対策に関する予算は確保されていますか。予算措置をされている場合、どの部署にどのような項目で配分されていますか。また、民間団体への補助はありますか。
Q5 庁内の一般の行政窓口において、ストーカー行為の加害者対応を行った事例はありますか。また、庁内の行政窓口における加害対応について、工夫している点、困難な点等がありましたら、お聞かせください。

<p>2. 相談窓口における対応について</p>
<p>Q6 ストーカー被害に関する相談は、年間どのくらいの件数ありますか。また、ストーカー被害に関する相談対応の具体的な流れ（窓口における相談対応から同行支援など）について、教えてください。</p>
<p>Q7 ストーカー被害に関する相談対応のための基礎的研修として、どのようなものを実施していますか。</p>
<p>Q8 ストーカー被害に関する相談対応において、どのような工夫をしていますか。また、被害者の心身回復や社会復帰等に関する支援等を行っていますか。</p>
<p>Q8-SQ 貴市で作成された相談対応マニュアルの具体的な内容及び活用方法を教えてください。</p>
<p>Q9 ストーカー被害に関する相談対応について、困難な点はありますか。（例：警察との支援方針の相違、配偶者からの暴力等との重複事例への対処、中長期支援、加害者からのクレームへの対応等）</p>
<p>Q10 被害者本人以外（親、教員、友人、職場関係者等）から相談があった場合、どのような対応をされていますか。また、ストーカー被害者の家族や友人が、加害者から殺傷されるような事件も発生していますが、被害者本人以外を保護した事例はありますか。</p>
<p>Q11 ストーカー加害者からの相談を受けたことがありますか。ある場合は、どのような体制で対応していますか。</p>

<p>3. ストーカー被害者支援における機関間連携について</p>
<p>Q12 ストーカー被害の防止や被害者支援について、どのような機関や団体と連携していますか。特に、関係機関間の連携において、犯罪被害者支援団体や配偶者暴力支援センターは、どのような位置づけとなっていますか。また、連携において、どの職位の職員が連携されていますか（管理職レベル、担当職員レベル等）。</p>
<p>Q13 ストーカー被害者支援における、民間支援団体との連携体制について、具体的にお聞かせください。（相談や一時保護における協力関係づくりや予算措置（民間シェルターにおけるストーカー被害者の一時保護費補助等）。なお、未成年者を一時保護した事例がある場合は、未成年者の一時保護に関する法的課題（親権等に関する問題等）やその対応策等について、お聞かせください。</p>
<p>Q14 教育機関と連携していますか。連携している場合は、具体的な内容について教えてください。（例：予防啓発事業、被害者支援方針の共有等）。</p>
<p>Q15 ストーカー被害者支援において、メンタルヘルスの観点から、保健所、医療機関（精神科、心療内科等）、福祉関係機関、民間支援団体等と連携していますか。また、ストーカー加害者へのメンタルヘルスに関する支援実績はありますか。</p>

4. ストーカー被害者支援体制の拡充に向けた展望・課題等について	
Q16	貴自治体でストーカー対策を進めるようになったきっかけや主な要因等についてお聞かせください。(過去にストーカー事件が発生した、首長の姿勢、女性議員など議会からの動き等)
Q17	配偶者暴力相談支援センターにおけるストーカー被害者支援について、今後の展望や課題等について具体的にお聞かせください。
Q18	庁内の関連部署間の連携について、今後の展望や課題点等について、具体的にお聞かせください。
Q18-SQ	ストーカー被害者に関する情報を保護するため、各課で個人情報漏えい防止のための取組として、本人確認マニュアルを策定中とのことですが、具体的にはどのようなものを想定されていますか。
Q19	関連機関同士の連携について、今後の展望や課題について、具体的にお聞かせください。
Q20	市職員のストーカー被害者支援対応スキルの向上について、問題点や課題がある場合は具体的にお聞かせください。
Q21	相談員の相談対応スキルの向上について、問題点や課題がある場合は、具体的にお聞かせください。

4 その他

ストーカー行為等の規制等に関する法律

(平成十二年五月二十四日法律第八十一号)

最終改正：平成二五年七月三日法律第七三号

(目的)

第一条 この法律は、ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

- 一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- 四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置くこと。

2 この法律において「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等（前項第一号から第四号までに掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復してすることをいう。

(つきまとい等をして不安を覚えさせることの禁止)

第三条 何人も、つきまとい等をして、その相手方に身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせてはならない。

(警告)

第四条 警視總監若しくは道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、つきまとい等をされたとして当該つきまとい等に係る警告を求める旨の申出を受けた場合において、当該申出に係る前条の規定に違反する行為があり、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところに

より、更に反復して当該行為をしてはならない旨を警告することができる。

2 一の警察本部長等が前項の規定による警告（以下「警告」という。）をした場合には、他の警察本部長等は、当該警告を受けた者に対し、当該警告に係る前条の規定に違反する行為について警告又は第六条第一項の規定による命令をすることができない。

3 警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時を第一項の申出をした者に通知しなければならない。

4 警察本部長等は、警告をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を第一項の申出をした者に書面により通知しなければならない。

5 警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時その他当該警告に関する事項で国家公安委員会規則で定めるものを都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に報告しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、第一項の申出の受理及び警告の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

（禁止命令等）

第五条 公安委員会は、警告を受けた者が当該警告に従わずに当該警告に係る第三条の規定に違反する行為をした場合において、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該警告に係る前条第一項の申出をした者の申出により、又は職権で、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を命ずることができる。

一 更に反復して当該行為をしてはならないこと。

二 更に反復して当該行為が行われることを防止するために必要な事項

2 公安委員会は、前項の規定による命令（以下「禁止命令等」という。）をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 一の公安委員会が禁止命令等をした場合には、他の公安委員会は、当該禁止命令等を受けた者に対し、当該禁止命令等に係る第三条の規定に違反する行為について禁止命令等を行うことができない。

4 公安委員会は、第一項の申出を受けた場合において、禁止命令等をしたときは、速やかに、当該禁止命令等の内容及び日時を当該申出をした者に通知しなければならない。

5 公安委員会は、第一項の申出を受けた場合において、禁止命令等をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該申出をした者に書面により通知しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、禁止命令等の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

（仮の命令）

第六条 警察本部長等は、第四条第一項の申出を受けた場合において、当該申出に係る第三条の規定に違反する行為（第二条第一項第一号に掲げる行為に係るものに限る。）があり、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるとともに、当該申出をした者の身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害されることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、当該行為をした者に対し、行政手続法第十三条第一項の規定にかかわらず、聴

聞又は弁明の機会の付与を行わないで、国家公安委員会規則で定めるところにより、更に反復して当該行為をしてはならない旨を命ずることができる。

2 一の警察本部長等が前項の規定による命令（以下「仮の命令」という。）をした場合には、他の警察本部長等は、当該仮の命令を受けた者に対し、当該仮の命令に係る第三条の規定に違反する行為について警告又は仮の命令をすることができない。

3 仮の命令の効力は、仮の命令をした日から起算して十五日とする。

4 警察本部長等は、仮の命令をしたときは、直ちに、当該仮の命令の内容及び日時その他当該仮の命令に関する事項で国家公安委員会規則で定めるものを公安委員会に報告しなければならない。

5 公安委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る仮の命令があった日から起算して十五日以内に、意見の聴取を行わなければならない。

6 行政手続法第三章第二節（第二十八条を除く。）の規定は、公安委員会が前項の規定による意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）を行う場合について準用する。この場合において、同法第十五条第一項中「聴聞を行うべき期日までに相当な期間において」とあるのは、「速やかに」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 公安委員会は、仮の命令に係る第三条の規定に違反する行為がある場合において、意見の聴取の結果、当該仮の命令が不当でないと認めるときは、行政手続法第十三条第一項の規定及び前条第二項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで禁止命令等を行うことができる。

8 前項の規定により禁止命令等をしたときは、仮の命令は、その効力を失う。

9 公安委員会は、第七項に規定する場合を除き、意見の聴取を行った後直ちに、仮の命令の効力を失わせなければならない。

10 仮の命令を受けた者の所在が不明であるため第六項において準用する行政手続法第十五条第三項の規定により意見の聴取の通知を行った場合の当該仮の命令の効力は、第三項の規定にかかわらず、当該仮の命令に係る意見の聴取の期日までとする。

11 前各項に定めるもののほか、仮の命令及び意見の聴取の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

（警察本部長等の援助等）

第七条 警察本部長等は、ストーカー行為又は第三条の規定に違反する行為（以下「ストーカー行為等」という。）の相手方から当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該相手方に対し、当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための措置の教示その他国家公安委員会規則で定める必要な援助を行うものとする。

2 警察本部長等は、前項の援助を行うに当たっては、関係行政機関又は関係のある公私の団体と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

3 警察本部長等は、第一項に定めるもののほか、ストーカー行為等に係る被害を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。

4 第一項及び第二項に定めるもののほか、第一項の申出の受理及び援助の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(国、地方公共団体、関係事業者等の支援等)

第八条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止に関する啓発及び知識の普及、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援並びにストーカー行為等の防止に関する活動等を行っている民間の自主的な組織活動の支援に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の支援等を図るため、必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 ストーカー行為等に係る役務の提供を行った関係事業者は、当該ストーカー行為等の相手方からの求めに応じて、当該ストーカー行為等が行われることを防止するための措置を講ずること等に努めるものとする。

4 ストーカー行為等が行われている場合には、当該ストーカー行為等が行われている地域の住民は、当該ストーカー行為等の相手方に対する援助に努めるものとする。

(報告徴収等)

第九条 警察本部長等は、警告又は仮の命令をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、第四条第一項の申出に係る第三条の規定に違反する行為をしたと認められる者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該行為をしたと認められる者その他の関係者に質問させることができる。

2 公安委員会は、禁止命令等をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、警告若しくは仮の命令を受けた者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に警告若しくは仮の命令を受けた者その他の関係者に質問させることができる。

(禁止命令等を行う公安委員会等)

第十条 この法律における公安委員会は、禁止命令等並びに第五条第二項の聴聞及び意見の聴取に関しては、当該禁止命令等並びに同項の聴聞及び意見の聴取に係る事案に関する第四条第一項の申出をした者の住所若しくは居所若しくは当該禁止命令等並びに第五条第二項の聴聞及び意見の聴取に係る第三条の規定に違反する行為をした者の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する公安委員会とする。

2 この法律における警察本部長等は、警告及び仮の命令に関しては、当該警告又は仮の命令に係る第四条第一項の申出をした者の住所若しくは居所若しくは当該申出に係る第三条の規定に違反する行為をした者の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する警察本部長等とする。

3 公安委員会は、警告又は仮の命令があった場合において、次に掲げる事由が生じたことを知ったときは、速やかに、当該警告又は仮の命令の内容及び日時その他当該警告又は仮の命令に関する事項で国家公安委員会規則で定めるものを当該他の公安委員会に通知しなければならない。ただし、当該警告又は仮の命令に係る事案に関する第五条第二項の聴聞又は意見の聴取を終了している場合は、この限りでない。

一 当該警告又は仮の命令に係る第四条第一項の申出をした者がその住所又は居所を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。

二 当該申出に係る第三条の規定に違反する行為をした者がその住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。

4 公安委員会は、前項本文に規定する場合において、同項ただし書の聴聞又は意見の聴取を終了しているときは、当該聴聞又は意見の聴取に係る禁止命令等を行うことができるものとし、同項の他の公安委員会は、第一項の規定にかかわらず、当該聴聞又は意見の聴取に係る禁止命令等を行うことができないものとする。

5 公安委員会は、前項に規定する場合において、第三項ただし書の聴聞に係る禁止命令等をしないときは、速やかに、同項に規定する事項を同項の他の公安委員会に通知しなければならない。

（方面公安委員会への権限の委任）

第十一条 この法律により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に委任することができる。

（方面本部長への権限の委任）

第十二条 この法律により道警察本部長の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面本部長に行わせることができる。

（罰則）

第十三条 ストーカー行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第十四条 禁止命令等（第五条第一項第一号に係るものに限る。以下同じ。）に違反してストーカー行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定するもののほか、禁止命令等に違反してつきまとい等を行うことにより、ストーカー行為をした者も、同項と同様とする。

第十五条 前条に規定するもののほか、禁止命令等に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

（適用上の注意）

第十六条 この法律の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあってはならない。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（条例との関係）

2 地方公共団体の条例の規定で、この法律で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。

3 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の

定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(検討)

4 ストーカー行為等についての規制、その相手方に対する援助等に関する制度については、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとする。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七三号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、第二条の改正規定及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(通知に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「新法」という。）第四条第三項及び第四項の規定は、この法律の施行後に同条第一項の申出を受けた場合における警告について適用する。

(条例との関係)

第三条 地方公共団体の条例の規定で、新法で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、第二条の改正規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 ストーカー行為等その他の特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で当該特定の者等に不安を覚えさせるような方法による行為の規制等の在り方については、近年、当該行為に係る事案の数が高い水準で推移していること、当該行為が多様化していること等を踏まえ、所要の法改正を含む全般的な検討が加えられ、速やかに必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、前項の行為の実情等を把握することができる立場にあることを踏まえ、同項の規制等の在り方について検討するための協議会の設置、当該行為の防止に関する活動等を行っている民間の団体等の意見の聴取その他の措置を講ずることにより、同項の検討に当たって適切な役割を果たすものとする。

ストーカー行為等の規制等の在り方に関する 報告書

ストーカー行為等の規制等の在り方 に関する報告書

平成 26 年 8 月 5 日

ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会

目次

第1	はじめに	1
第2	ストーカー行為等の現状及び検討の方向性	
1	ストーカー行為等の現状	1
2	検討の方向性	2
第3	ストーカー行為等の規制の在り方	
1	規制対象行為の拡大等	2
(1)	SNSを利用したつきまとい等	3
(2)	「はいかい」行為	4
(3)	目的要件	4
2	禁止命令等の制度の見直し	5
3	ストーカー行為罪の罰則の強化等	7
(1)	罰則の強化	7
(2)	非親告罪化	8
(3)	常習累犯規定	9
第4	加害者対策の在り方	9
第5	被害者等を支援するための取組	
1	支援体制の整備	10
(1)	警察における体制整備	10
(2)	各機関における体制整備	11
2	被害者の一時避難等の支援	12
3	被害者情報の保護	12
4	被害者等に対する情報提供等	13
5	ストーカー予防のための教育等	14
第6	おわりに	15
参考資料1	ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会 委員名簿	16
参考資料2	ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会 開催経過	17
参考資料3	平成25年中のストーカー事案の対応状況	18
参考資料4	ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の概要	22

第1 はじめに

平成 25 年 6 月、ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）が改正されたが、その改正法附則において、ストーカー行為等の規制等の在り方については、近年当該行為に係る事案の数が高い水準で推移していること、当該行為が多様化していること等を踏まえ、所要の法改正を含む全般的な検討が加えられ、速やかに必要な措置が講ぜられるものとされた。また、政府はこれら行為の実情等を把握することができる立場にあることを踏まえ、ストーカー行為等の規制等の在り方について検討するための協議会の設置、ストーカー行為の防止に関する活動等を行っている民間の団体等の意見の聴取等の措置を講ずることにより、検討に当たって適切な役割を果たすものとされた。

これを受けて、ストーカー行為等の規制等の在り方全般について検討するため、学界、法曹界、被害者及び支援団体の委員からなる本「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会」（以下「検討会」という。）が開催されることとなった（参考資料 1）。

検討会は、平成 25 年 11 月から 8 回にわたり開催され、その中では、警察庁から最近のストーカー事案の実態、警察における取組等の説明を受け、また、ヒアリングにおいて、被害者支援団体の方、ストーカー事件御遺族の方、さらに、婦人相談所やインターネット上の違法・有害情報通報受付機関の方、精神科医師、警察本部の担当者といった、ストーカー対策の第一線におられる方々から幅広く御意見を頂いた（参考資料 2）。その上で、ストーカー行為等による被害を防止し、被害者やその家族等の安全が確保される社会を築くため、各委員が率直に意見を述べ、幅広い議論を展開してきた。その結果を取りまとめたのが本報告書である。

第2 ストーカー行為等の現状及び検討の方向性

1 ストーカー行為等の現状

警察におけるストーカー事案の認知件数は年々増加し、平成 25 年にはストーカー規制法の施行後初めて 2 万件を超えたほか、ストーカー事案の検挙件数、警告・禁止命令等の件数のいずれも法施行後最多を記録した（参考資料 3）。

平成 25 年 6 月には、連続して電子メールを送信する行為が規制対象に追加され、禁止命令等を行うことができる公安委員会等が拡大されるなど、ストーカー行為の実態を踏まえた法改正が行われたが（参考資料 4）、同年 10 月に東京都三鷹市で発生した女子高校生被害殺人事件等を始めとして重大事案も発生しているほか、インターネットを通じて知り合った者によって、あるいはインターネット上においてストーカー行為が行われる事案や、若者を対象としたストーカー事案が増加しているなど、ストーカー事案をめぐる状況は極めて深刻であり、警察を含めた関係機関が更に一步踏み込んだストーカー対策を行うことが求められている。

2 検討の方向性

ストーカー規制法は、制定前には対応できなかったつきまとい等の行為への対応を可能としたものであり、実際に、警告、禁止命令等の行政手続によってつきまとい等をやめる者も多く、また、ストーカー行為罪や禁止命令等違反罪による検挙件数、警察本部長等による援助措置件数はいずれも増加傾向にあるなど、ストーカー規制法上の各種措置は一定の機能を果たしている。

しかしながら、ヒアリング等により様々な課題も認められたところである。すなわち、ストーカー規制法上の規制対象行為と同様に相手方に不安を与える行為と評価できるにもかかわらず、現在は規制対象となっていない行為類型が存在している。また、ストーカー規制法に基づく行政措置は手続に時間を要するほか、罰則についても威嚇力・感銘力の観点から十分とは言えないなど、現行法の規制では不十分な点も認められる。

さらに、ストーカー事案は、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強く、重大事件に発展するおそれが大きいという特徴があるところ、その対応に当たっては、現行法による規制のみでは対応できないと思われる課題も多く認められる。例えば、現実には行政措置や検挙等の措置がその後の行為の抑制という効果を持たない加害者も存在している。また、警察その他の関係機関において被害者の相談対応・被害者保護を行うための体制や、被害者が安全な場所に一時的又は長期的に避難する場合における被害者のニーズに応じた支援措置が不十分である。加えて、被害者の住所等に関する情報の管理が徹底されていない場合があること、ストーカー事案の特徴、対処方法や相談先に関する情報が非常に乏しいこと、ストーカー犯罪特有の危険性と早期対応の重要性に関する教育・指導が不十分であること、そして、こうした対策のための関係機関による連携も不足していることなどの課題も認められる。

そこで、検討会では、ストーカー規制法によるストーカー行為等の規制を更に有効なものとするためにはどうすればよいかという方向性、及び、ストーカー行為等の規制に限らず、どのような効果的な対策を行うことができるかという方向性から、ストーカー対策の在り方全般について、幅広く議論を行った。

本報告書では、その結果を「ストーカー行為等の規制の在り方」、「加害者対策の在り方」、「被害者等を支援するための取組」に分けて、できる限り具体的に提言している。

第3 ストーカー行為等の規制の在り方

1 規制対象行為の拡大等

ストーカー規制法では、「特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的」（以下「恋愛感情等充足目的」という。）で、当該特定の者又はその者と密接な関係を有する者に対して行われる一定の類型の

行為を規制対象としている。しかしながら、現在規制対象とされている行為と同様に相手方に不安を与える行為と評価できるにもかかわらず、規制対象となっていない行為類型が存在している。例えば、拒まれたにもかかわらず連続していわゆるSNS（Social Networking Service）¹等を用いてメッセージを送信する行為、被害者宅の付近をうろつくような「はいかい」行為等は、しばしば見られる行為であるが、いずれも現在のストーカー規制法による規制の対象外である。検討会では、こうした行為類型を規制対象とすることの是非について、検討を行った。

(1) SNSを利用したつきまとい等

SNSが普及し、ストーカー行為に用いられる実態があるが、例えば、拒まれたにもかかわらずSNS上で執拗にメッセージ等を送りつけたりするなどの行為について、規制がないために対応が困難であった事例も認められる。

平成24年11月、神奈川県逗子市において、行為者が被害者に対して当時規制対象とされていなかった電子メールの連続送信行為を行った後に、当該被害者を殺害する事案が発生したことなどを受け、平成25年、ストーカー規制法が改正され、拒まれたにもかかわらず、連続して、電子メールを送信する行為が「つきまとい等」に追加されたが、この新たな規定は「電子メール」のみを対象としており、SNSによるメッセージ送信は規制対象とされていない。

検討会では、相手方に不安を与える行為は許されるものではなく、技術の進歩や社会情勢の変化に伴い、先も見通しながら、規制対象となる「つきまとい等」の内容は見直さなければならないという意見が強かった。

SNSは広く一般に普及し、特に現在の若者等にとって生活に不可欠なツールとなっており、今後、SNSを利用したつきまとい行為は一層の増加が見込まれること、そして電子メールの連続送信が既に規制されていることとのバランスも考えれば、SNSを用いたメッセージの送信についても、速やかに法律による規制対象とするべきである。

具体的には、電子メールと同様、SNSによるメッセージの連続送信については、つきまとい等として規制することとし、ストーカー規制法第2条第1項第5号の電子メールと同様に位置付けるべきである。また、SNSに限らず、科学技術の発達や新たな電気通信手段の登場といった将来を見据えて、意思の伝達表示手段を包括的に規制する方向で検討すべきである。ホームページや電子掲示板への書き込み等も、例えば相手方が開設するホームページへの書き込み等、当該行為が相手方に対する直接的な行為と評価できる場合には規制対象とするべきであるが、そのように評価できないような書き込み等まで「つきまとい等」に含めることについては、規制の対象が広くなりすぎるとの懸念もあることから、

¹ 社会的ネットワークをオンラインで提供するインターネットサービスのこと。会員制、登録者の非匿名性、各種コミュニケーションツールの充実を特徴とする。

規制については、表現の自由とのバランスを踏まえた検討が必要である。

なお、交際中に撮影、入手した相手の性的な画像等を、交際関係が解消されてから嫌がらせ目的等のためにインターネット上に掲載する、いわゆる「リベンジポルノ」については、名誉毀損、わいせつ等の罪に該当し得るほか、それがストーカー行為として行われる場合には、ストーカー規制法第2条第1項第8号で規制対象となり得るが、このような行為をそれ自体として端的に違法行為の類型とするかどうかなどについては、ストーカー行為の規制の在り方とは別に検討が必要である。

(2) 「はいかい」行為

恋愛感情等のもつれに起因するトラブル事案においては、相手方の自宅付近をうろついたり、相手方宅の付近に車を止めてそこに長時間滞在したりするなどの行為が見られる。しかし、ストーカー規制法第2条第1項第1号においては、相手方の住居等の付近において「見張り」をし、又は住居等に「押し掛け」ることが規制されているものの、相手方の動静を監視等するまでには至らない態様で相手方の自宅等の付近を「はいかい」するような行為はいずれにも該当せず、規制対象となっていない。

正当な理由もなく被害者宅の付近等をうろつくような「はいかい」行為は、既に規制対象とされている見張り等と比較しても、被害者が当該事実を知った場合に覚える不安の程度に大きく異なるところはない。また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）における保護命令の内容として、被害者の住居その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近を「はいかい」してはならないこととされていることも踏まえれば、「はいかい」行為についても現在ストーカー規制法第2条第1項第1号で規制対象とされている「見張り」や「押し掛け」と同様に位置付け、相手方の身体の安全、住居等の平穏等が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような場合、規制対象とするべきである。

(3) 目的要件

マンションの住人間での生活音トラブルに起因して加害者が被害者宅に何度も押し掛けたり、職場の上司と部下の間での仕事上のトラブルに起因して加害者が被害者の使用する携帯電話に無言電話を架け続けたりするなど、近隣トラブルや職場・商取引上のトラブルに起因したつきまとい行為が見られるところ、ストーカー規制法では、恋愛感情等充足目的で行う一定の行為を規制の対象としていることから、これらの行為はストーカー規制法の対象外となっている。立法当時、このように一定の目的を持つものに限って規制することとしたのは、ストーカー規制法制定時のつきまとい等の実態として恋愛感情に起因するものがほとんどであったこと、また、国民に対する規制の範囲を最小限にし、取材活動、

組合活動等が規制対象とならないようにするためであった²。

検討会では、こうした目的要件がなくなれば被害者等が警察に相談しやすくなるとの意見、近隣トラブル等がきっかけとなってつきまとい等を受けることはあり得るといった意見、都道府県の迷惑防止条例で規定されている「正当な理由がなく」といった要件でも取材活動等を除くことはできるし、迷惑防止条例に恋愛感情等充足目的以外の目的によるつきまとい行為を禁止する規定を置いていない県もあるので³、恋愛感情等充足目的という限定を所与の前提とするのは必ずしも適当ではない、といった意見も示された。

他方で、目的要件を撤廃すれば、一般的な取材活動、調査活動等であっても幅広く規制対象となるおそれがあることや、ストーカー規制法の規制対象範囲が広がってしまい、本来重く処罰すべき事案に対して、重罰化が困難になるおそれがあることから、相当慎重な配慮が必要であるとの意見もあった。

現在問題となっており、本検討会で対策を検討している恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案においては、目的要件の存在が警察の活動にとって大きな制約となっているとは認識されていない。恋愛感情等充足目的以外の目的で行われる行為を広く規制対象とするべきか否かという点は、ストーカー規制法の在り方そのものに関わる議論であることから、目的要件の撤廃については、その具体的な必要性、撤廃した場合の問題点等について、今後の課題として更なる研究が必要である。

2 禁止命令等の制度の見直し

ストーカー規制法では、つきまとい等をされて不安を覚えている者からの申出に応じて、まず、警察本部長等がその行為者に対して警告を行い、当該警告に従わなかった場合に、都道府県公安委員会が、聴聞手続を実施の上、罰則で担保された禁止命令等を行うこととされている。また、申出をした被害者の身体の安全等を確保するため緊急の必要がある場合には、警察本部長等は警告や聴聞を行うことなく仮の命令を発することができ、都道府県公安委員会は、仮の命令があった日から15日以内に意見の聴取を行うことにより、聴聞を行わないで禁止命令等を行うことができることとされている。

このように、禁止命令等の前に警察本部長等が警告を行うこととされたのは、つきまとい等は元交際相手、元配偶者、知人等から行われることが多く、行為者は自らの行為がつきまとい等に該当することを自覚していないような場合もあることから、まずは警告により行為者の自覚を促して、ソフトに問題の解決を図ることとされたためである。そして、現実にも、

² 「国民に対する規制の範囲を最小限にするためにも、規制の対象を、恋愛感情その他の好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で行われるものに限ったところであります。」（平成12年5月16日参議院地方行政・警察委員会 松村龍二議員（草案提案者）答弁）

³ 平成26年3月現在、34の都道府県ではストーカー規制法の規定する「恋愛感情等充足目的」に限らずつきまとい行為を禁止し、罰則を設けている。

警察が注意・警告することによって問題が解決するケースが少なくないと考えられたことも、こうした制度とした理由と考えられる。

確かに、現在でも、口頭による指導警告、ストーカー規制法における警告、禁止命令等の行政措置は、ストーカー行為者に対し相当程度の抑止効果があると考えられる⁴。しかしながら、最近の事例からも明らかなように、ストーカー事案の中には事態が急展開して重大事件に発展するおそれが高いものが含まれているという特徴があり、警告や禁止命令等をより適時的確に発出でき、効果的に機能させるための制度的工夫が必要な状況となっている。

現行制度の問題点としては、例えば、警告については、違反したとしても罰則が設けられておらず、直接の担保措置がない。禁止命令については、違反が罰則で担保されているものの、警告違反があって初めて発出されるほか、聴聞手続や都道府県公安委員会の決定を得る手続に相応の時間を要するといった問題がある。また、仮の命令については、対象行為が限定され、違反が罰則で担保されていないことに加え、15日間の効力しかなく、事後に禁止命令等の手続を行うことになることなどから、事実上ほとんど使われていない⁵。こうした現状に鑑みれば、より迅速性を持ち、かつ、抑止効果と手続的な公正も保つような制度が求められている。

検討会では、こうした現行制度に対する共通認識の下、具体的な制度論として、禁止命令等の発出主体を公安委員会から警察本部長ないし警察署長に委任することができるようにすべきとの意見、警告を前置せず禁止命令等を発出できるようにすべきとの意見、利用されていない仮の命令についてはこれを抜本的に見直し、警告・禁止命令等とは別に、罰則で担保され緊急的に発出できる命令制度を設け、その場合には手続を簡素化すべきであるという意見等が示された。このような意見を踏まえ、禁止命令等の発出主体の見直し、緊急時に迅速に命令が発出できる仕組み等、指導警告・警告も含め、各措置の実体要件及び手続要件の在り方全体について、必要な手続を確保しつつ現場においてより迅速かつ効果的な命令を発出できるよう総合的に検討すべきである。

なお、配偶者暴力防止法上の保護命令は裁判所が発出しており、迅速に発出されることから、禁止命令等の発出主体を裁判所とすることについても検討すべきであるとの意見も示されたが、ストーカー事案対策では、警察が事案の全体を把握しながら警告、禁止命令、検挙措置等を組み合わせて対応を行っているところ、命令の手続のみを裁判所が行うこととすれば警察の対応に間隙が生じるおそれがあるほか、裁判所が発出する命令の方が迅速であると必ずしも言えないとの意見があったところであり、命令の発出主体を裁判所とすることに

⁴ 平成25年4～6月に警察が認知したストーカー事案5,437件のうち、口頭による指導警告を実施したものが2,349件、ストーカー規制法上の警告を実施したものが407件、禁止命令等を発出したのが11件ある。これらについて、その後行為が継続せず効果があったと認められたものが、指導警告で2,070件(88.1%)、文書警告で345件(84.8%)、禁止命令等で7件(63.6%)であり、警察の警告によって約9割の行為が止まっている。

⁵ 平成25年中のストーカー事案の認知件数21,089件に対し、警告発出件数は2,452件、禁止命令等発出件数は103件、仮の命令の発出件数は0件である。

については、慎重な検討が必要である。

3 ストーカー行為罪の罰則の強化等

(1) 罰則の強化

現在、ストーカー行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金、禁止命令等違反罪は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(禁止命令等に違反してつきまとい等を行ったがストーカー行為には該当しない場合は、50万円以下の罰金)とされている。このような比較的軽い罰則であるのは、ストーカー行為は基本的に軽犯罪法違反の罪より重く、刑法の罪より軽いものを処罰の対象としているという位置付けとされているためである⁶。そのため、行為者に対する威嚇力・感銘力に乏しいほか、検挙しても、多くの加害者は執行猶予、罰金刑等の判決により短期で釈放されている実態にある⁷。また、被害者にとっては、警察が検挙措置を図っても加害者がすぐに出所等して、行為の再発や復讐のおそれがあるなどの理由で、検挙措置に消極となる状況も見受けられる。

検討会では、ストーカー行為には相手方に強い不安や恐怖を与える深刻なものや相当長期間にわたって行われるものなどもあり、制定当時よりも保護法益の侵害の程度については大きいものと評価されているという事情の変化があること、罰則が重い方が、加害者が治療等の措置を受ける動機付けとなり得ること、ストーカー行為は被害者の心身に大きな影響を与え、日常生活の継続を困難にし得る重大な犯罪であることを社会に認識させる必要があることなどを踏まえ、罰則は引き上げるべきとの意見が大勢であった。また、禁止命令等違反罪の罰則については、禁止命令等違反は行政手続を経た命令に従わないという悪質性や国家的法益への侵害という性格も有することからも引き上げるべきである、といった意見や、他法令における命令違反罪の罰則とのバランス等を考える必要があるとの意見もあった。

平成25年中のストーカー事案認知件数は21,089件と法施行後過去最多となり、平成13年の14,662件と比べて大幅に(43.8%)増加していること、ストーカー事案は重大事件に発展するおそれが大きく、ストーカー規制法の制定当時よりも違法性が高い社会的逸

⁶ ストーカー行為と関連が深い刑法犯及び軽犯罪法違反の罰則は次のとおりである。

名誉毀損罪：3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金

住居侵入罪：3年以下の懲役又は10万円以下の罰金

強要罪：3年以下の懲役

わいせつ物陳列罪：2年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金若しくは科料、又は懲役及び罰金の併科

脅迫罪：2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

暴行罪：2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料

軽犯罪法違反：拘留又は科料

⁷ 平成25年4～6月に警察が認知したストーカー事案5,437件のうち、ストーカー行為罪で逮捕した事案は85件あるが、そのうち実刑は4件のみであり、その他に罰金刑が36件、不起訴(起訴猶予)が18件である。実刑の内訳は、1年以上2年未満：1件(窃盗罪、住居侵入罪と同時送致)、6月以上1年未満：1件、3月以上6月未満：1件、3月未満：1件である。

脱行為として評価されていること、実際に最近でもストーカー行為者による凶悪犯罪が続発していることなどにも鑑みれば、ストーカー行為が国民生活に重大な脅威を及ぼしていることが明らかであり、今後、ストーカー行為の抑止を図るため、刑法等の罰則との均衡に配慮しつつも、国民の納得のいく重さにまで罰則を引き上げるべきである。

なお、被害者にとって重要なのは、加害者から物理的に離れることやストーカー行為が止まることであるため、罰則以外のより効果的な行政措置を考えることも重要だとの意見もあった。

(2) 非親告罪化

現在、ストーカー行為罪（ストーカー規制法第13条第1項）は親告罪とされており、告訴がなければ公訴を提起することができない。親告罪とされている理由については、訴追された場合、被害者のプライバシーに関わる事項が公となって、被害者の不利益を招く場合があること、また、比較的軽微な個人的法益を侵害する罪であり、被害者の意思に反して訴追する必要性に乏しいことが挙げられる。

ストーカー事案の被害者は、加害者が身近な人物であるなどの理由から、被害届の提出をためらうことが多い⁸。実際に、被害者が告訴をためらったり、望まなかったりするため、やむなく警告や防犯指導の措置を講じていた間に、加害者の行為がエスカレートし、殺人等の重大事案に至る例もあるところ、同罪を非親告罪とすれば、被害者からの告訴のない段階でも、特に危険性の高い場合や、被害者が加害者の強い影響下にあるなどの場合に、加害者に対する捜査を進め公訴を提起することができ、加害行為を抑止しやすくなると考えられるが、他方で、被害者本人の意思に沿わない形で捜査が行われる場合が生じ得る。

検討会では、実務上、被害者の意向も聞いた上で捜査が行われることから、被害者の負担を軽減するために告訴要件はなくすべきといった意見、告訴要件をなくすことにより迅速な取締りや捜査が可能になるといった意見、強姦罪について女性被害者の視点から親告罪ではなくすべきとの議論があり、ストーカーについても同様にすべき、といった意見が示された。他方で、他の親告罪とされている罪との均衡への配慮が必要であるといった意見があったほか、親告罪規定は存置した上で被害者の感覚と事案の危険度が乖離している場合の対応をよく検討する必要があるとの指摘もあった。

ストーカー規制法の立法当時は、ストーカー行為を社会的逸脱行為として位置付ける度合いが比較的低かったが、現在では重大な犯罪につながるおそれが強いものと認識され、その保護法益は決して軽微とは言えないこと、この種事案は事態が急展開するおそれがあ

⁸ 平成25年中に認知したストーカー事案における加害者と被害者の関係は、交際相手（元交際相手含む）が51.8%、知人・友人が11.5%、勤務先同僚・職場関係者が9.9%、配偶者（内縁・元配偶者を含む）が9.1%と、これらの関係が80%以上を占めている。

り、被害者保護のためにできるだけ迅速な捜査・取締りが求められていることなどに鑑みれば、今後、ストーカー行為罪については非親告罪とする方向で一層の議論がなされるべきであろう。

(3) 常習累犯規定

同一の被害者に対してストーカー行為を繰り返し、ストーカー規制法違反等で複数回逮捕されるなど、何度も執拗にストーカー行為を繰り返す加害者が存在していることから、検討会では、こうした加害者に対する罰則を強化できないかが議論となった。

検討会では、罰則による行為の抑止効果のみならず、被害者からの隔離という意味からもこうした加重処罰が必要との意見や、複数の人に対してストーカー行為をする者は常習犯として加重処罰すべきではないかとの意見があった一方で、ストーカー行為自体が行為を反復することが予定されており、こうした罪質を考えるとそのような規定は不要であるとの意見もあった。このようなストーカー行為の罪質に加え、既に禁止命令等違反罪がストーカー行為罪の加重処罰的な類型で設けられていること、刑法に再犯加重規定があることとのバランスを考慮する必要があること、ストーカー行為罪や禁止命令等違反罪の罰則を引き上げることとする場合、常習累犯については更に重い罰則としなければならないが、その妥当性をよく検討する必要があること、また、ストーカー事案は様々な罰条で検挙されているところ、加重処罰の前提としての同種前科を罪名・罰条で適切に限定するのが困難であること、といった点も踏まえれば、常習累犯規定の創設については、慎重な議論が必要であると考えられる⁹。

第4 加害者対策の在り方

前述のとおり、多くのストーカー加害者は、注意や警告等の措置で行為が止まると考えられるが、他方こうした措置が効果を持たず、検挙等されることをも考慮せずに大胆な犯行に及び、また、何回警告、検挙等されても長期間にわたってつきまとい等を続ける加害者が存在する。

現在、警察庁では、被害者に対する支配意識・執着心を取り除くため、専門家によるカウンセリングや治療を実施するなどの精神医学的・心理学的手法について調査研究を行っている。このように行為者の内面に働きかけ、被害者に対して有する支配意識や執着心を取り除くことを目的としたカウンセリングや治療を実施することは、警告、検挙等の措置をもってしても行為を止めることができない行為者に対する有効な対策となる可能性があると考えられ、今後、調査研究を推進し、より効果的な加害者対策につなげることを期待したい。

加害者対策については、警察庁だけではなく、関係省庁、医療機関等が連携の上、様々な

⁹ 現在、迷惑防止条例においてつきまとい等を規制する 34 都道府県のうち、31 都道府県では常習者を加重処罰する規定が設けられているが、平成 25 年中にこれが適用された事例はなかった。

段階で加害者に対して更生プログラムを実施することなどについて検討すべきである。

例えば、警察による文書警告等に際して医療関係者等による更生プログラムを受けるよう勧奨すること、警察以外の機関が被害者から相談を受けた際に加害者と連絡を取って更生プログラムを受けるように勧めること、刑務所に服役中の者や保護観察中の者に対して更生プログラム等を実施することなどが考えられるところであり、関係省庁においてその在り方を検討すべきであると考ええる。

また、加害者の更生が図られているか否かを定期的にフォローする取組も必要である。警察においては、例えば検挙等の措置を講じたことによって、一時的・表見的に加害行為が収まったような場合であっても、状況に応じ加害者の動向をその後も継続的に把握するように努めるべきであるし、保護観察中の加害者については、保護観察所が把握した加害者の更生状況を踏まえて、保護観察所と警察等が継続的に連携して再犯・再被害の防止に努めるべきである。保護観察類似の制度の導入についても検討すべきであろう。

なお、更生プログラムが有効と認められる場合において、加害者に対して強制的に治療等を受けさせる仕組みの導入が必要との意見もあったが、そのような仕組みの導入には課題が多いと考えられることから、今後更なる検討が必要である。

第5 被害者等を支援するための取組

ストーカー被害者を支援するための取組は、警察だけでなく、司法、福祉、医療、教育等の関係機関、民間団体等が積極的に関与して、社会全体で行わなければならない。ストーカー被害者を支援するための取組については、様々な角度からのアプローチが考えられるところ、検討会では、大きく分けて「支援体制の整備」、「被害者の一時避難等の支援」、「被害者情報の保護」、「被害者等に対する情報提供等」及び「ストーカー予防のための教育等」に関して議論を行った。

1 支援体制の整備

(1) 警察における体制整備

ストーカー事案の認知件数は増加傾向にあるが、警察には、被害者等の心情等に配慮しながら相談対応を行い、加害者に対する検挙等の措置と被害者等の避難その他の一時保護対策を的確に実施することが求められている。そして、加害者に対する行政措置や検挙措置を講じた後も、長期間にわたって被害者の保護対策を実施しなければならないケースも多くあるところ、現在、警察ではそのための要員が全く不足している状況にあり、ストーカー事案による被害の防止を図るためには、ストーカー事案を担当する警察官を大幅に増員するべきである。

その際、特に、ストーカー事案は、被害者が相手方との関係を考慮して真実を話さなかったり事件化を躊躇したりすることがある一方で、事態が急展開して重大事件に発展する

ことがあり、被害者が話しやすいよう、できるだけ被害者等のニーズに応じて対応する必要がある。被害者の多くが女性であるということなどを考慮すれば、被害者の状況、要望等に応じて女性警察官による対応が必要とされる場合に十分対応できるようにする必要があるが、警察においては、女性警察官の数が極めて少ない状況にある。このため、特に女性警察官を中心とした体制の抜本的増強を図ることを検討する必要がある。

もとより、いくら体制を強化したところで、警察職員一人一人が、ストーカー事案の特徴を理解し、被害者の心情をよく理解した上で、被害者を絶対を守るという強い気持ちを持って対応しなければ、真の被害者保護は図れないことから、これを徹底するための教養、訓練等を充実させるべきことは、当然の前提である。

全国どこの警察においても相談への対応、危険性の判断、保護対策等が適切に行われる必要があることから、全国的な指導を行うために必要な体制の強化を図ることも重要である。

(2) 各機関における体制整備

ストーカー被害の未然防止・拡大防止のためには、できる限り早期に事案に対応することが重要であるが、被害者と加害者の関係性から警察に相談することに躊躇する、警察に相談したことが相手に知れた場合報復されるという恐怖があるといった理由から、警察へ相談することに抵抗感を持つ被害者も多く、また、他の機関の相談窓口が十分でないことから、結果としてどこにも相談に行かないことや、警察に相談に来た段階では既に事態が深刻化し危険が差し迫った状況に至っていることも多いと考えられる。

検討会のヒアリング参加者からは、警察以外の機関がノウハウを持ち適切なアドバイスができるようにすべき、ストーカー被害が顕在化する前の予兆段階で相談を受けて調査を行う体制の整備が必要、といった意見が示されたほか、委員からは、加害者、被害者、及びそれぞれの家族が相談できるような相談専門機関を創設すべき、といった意見が示された。

早い段階から広く相談を受け付けて被害者等に対する支援を行う機関が必要であり、相談の窓口となり得る婦人相談所、学校、地方自治体、男女共同参画センター、法テラス、犯罪被害者支援センター等の民間被害者支援団体等の関係機関においては、ストーカー事案の特徴、危険性、早期の相談の必要性等の情報を積極的に提供するとともに、ストーカー相談への対応や、解決に至るまでの被害者等の支援等に連携して当たり、強い不安や恐怖に晒されている被害者の心のケアもでき得る体制へと、機能を大幅に拡大・充実させるべきである。

また、配偶者暴力事案については、配偶者暴力防止法において婦人相談所その他の適切な施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすものとして法的に位置付けられ、被害者支援の中心的役割を担っているが、平成 25 年に改正されたストーカー規制

法においても「婦人相談所その他適切な施設による支援」が明記されたことを踏まえ、関係省庁等においては、今後、ストーカー事案において被害者支援の中心的役割を果たす機関について検討すべきである。

さらに、各機関にまたがるストーカー事案対策を実効性のあるものとして行うためには、関係省庁・関係機関の連携した取組が必要であることから、関係省庁は、会議等の場においてその在り方について検討すべきである。

2 被害者の一時避難等の支援

ストーカー被害者やその親族に危害が及ぶことを避けるためには、加害者に対し事件検挙等の措置を講じる一方で、被害者については、安全な場所への避難や一人にさせないための措置を講じなければならない。しかし、現状では、避難先を自ら確保することが困難な被害者等にとっては、利用可能な一時避難施設が十分とは言えない。一時避難施設の受入態勢は様々であり、夜間、緊急時等に利用できない施設もある。したがって、関係省庁等は、今後、夜間、緊急時等も含めて、ストーカーの被害者等が一時的に避難することができる場所を確保するために必要な連携体制整備等の措置を検討する必要がある。

一方で、家庭、学校、職場等の事情で避難施設への入所が困難なストーカー被害者がいるところ、こうした被害者に対しては、避難措置以外に執り得る支援措置を実施することはもとより、こうした被害者であってもできる限り避難しやすいような環境整備に努めることも重要である。

また、被害者等が長期的に避難する場合の支援措置として、公営住宅への優先的な入居制度や転居費用の補助の例があるが、こうした支援措置の在り方についても更に検討する必要がある。

なお、被害者支援団体等への財政的な支援に努めるべき、損害賠償命令制度の活用等を検討すべきとの意見もあったところであり、こうした意見を踏まえ、ストーカー被害者の経済面からの支援方策についても検討すべきである。

3 被害者情報の保護

ストーカー行為者は、様々な手法で相手方の人定や居場所を探し出そうとする傾向にあり、また、一たび相手方を発見した場合には、重大な加害行為に及ぶこともあることから、ストーカー行為を受けている被害者等の人定や居場所につながる情報は秘密として行為者側に知られることのないようにする必要がある。しかしながら、これまで、ストーカー行為者が様々な手段により相手方の住所等を把握し、結果として、被害者を殺害するに至った重大事案が発生しているところである。

警察では、ストーカー事案等の再被害防止への配慮が必要とされる事案においては、逮捕

状請求等の段階において、被疑者に知られるべきではないと思われる被害者等に関する情報を被疑事実の要旨に記載しないこととするなどの取組を進めているが、今後も積極的に被害者情報を保護する工夫を行っていく必要がある。こうした取組を含めて、関係省庁等においては、ストーカー被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者に対して被害者の秘密の保持に十分な配慮をしなければならないことについて徹底するための取組を推進する必要がある。

ストーカー行為者が被害者の住所を探索する目的は、住民基本台帳制度上、住民基本台帳の一部の写しの閲覧等を拒む理由に当たり、ストーカー行為者からの閲覧等に係る請求に対しては、閲覧等をさせないこととされている。しかしながら、現状では、被害者が閲覧制限等の支援措置を申し出ているにもかかわらず、地方自治体内での情報共有がなされていないために、情報を提供してしまった事例、加害者による虚偽の申立てに対して、地方自治体担当者が被害者の住所等の情報を提供した事例等の不適切な事例が見られることから、今後、被害者の住所等の情報が知られることのないよう、地方自治体において閲覧制限等の支援措置の厳格な運用を図る必要がある。

これらのほか、ストーカーの被害者等に関する情報がストーカー行為者に渡ることを防止するための措置について検討すべきである。

4 被害者等に対する情報提供等

ストーカー被害の未然防止・拡大防止のためには、国民一人一人がストーカー行為の手段や特徴がどのようなものであるか、ストーカー行為に対してどのように対処すればよいか、どこに相談すればよいのかといった情報を持ち、社会全体で早期に危険の兆候を把握し、対応することが極めて重要であるが、現状では、そのような情報が十分に提供されているとは言い難い。

こうした点について、ヒアリング参加者からは、被害者支援 NPO、学校の教員、家族、友人、職場等が被害者を支えるために必要な情報がほとんど得られないという問題が指摘されたほか、女性向けの自己防衛マニュアルや啓発のための講座といったストーカー被害が顕在化する前の段階で参考になる情報の必要性や、実際に被害に遭った際の相談先、方法等について全国民が知っておくような手立ての必要性が訴えられた。

現在、警察では、警察庁や都道府県警察のホームページ等においてストーカー規制法等に関する情報を一定程度提供しているものの、その内容等は十分なものとはいえないことから、ストーカー事案の特徴、危険性、自己防衛手段、早期の相談の必要性等のストーカーに関する情報について、インターネットホームページを含む様々な手段により提供して周知・啓発を行うための取組を推進すべきである。また、婦人相談所、男女共同参画センター、地方自治体の各種相談窓口、学校、職場、被害者支援の民間団体等においても同様の取組を推

進することにより、社会全体で周知・啓発を行う必要がある。

これに関連して、こうした情報を適時適切に提供するため、そして効果的な被害者対策・加害者対策を行うためには、インターネットの普及やコミュニケーションツールの変化といった最近の社会情勢を踏まえた被害実態等の把握が不可欠であることから、国や地方公共団体は、ストーカー被害の実態等を把握するための調査研究の推進について検討すべきである。

5 ストーカー予防のための教育等

検討会のヒアリングでは、被害者支援の現場では若年層のストーカー被害が深刻化しており、特に若い世代であればあるほど、どこに相談してよいか、どう対処してよいか分からないという実態があることから、小中高のあらゆる教育現場でコミュニケーション能力を培うような教育が必要であるとの意見があった。

ストーカー事案を未然に防止するためには、ストーカー事案の被害者にも加害者にもならないようにするため、ストーカー行為特有の危険性と早期対応の重要性を社会全般に広く教育指導する必要がある、特に、学校が果たす役割は極めて大きい。

ストーカー被害者を年代別に見ると、10歳代の被害者の割合が増加する傾向にあり、高校生が被害者となる深刻なストーカー事案も発生している。特に、若者の間でスマートフォン等を利用したインターネット上のコミュニケーションが日常的に行われている実態を踏まえれば、今後、インターネットを利用した出会いの増加や交際の態様の変化による短絡的な犯罪の増加など、若い世代におけるストーカー問題は深刻化することが懸念される。

また、いわゆる「リベンジポルノ」についても、ストーカー行為の一形態として行われることがあり、今後、特に若い世代でこうした行為が増加することが予想されるところ、一たびインターネット上に流出した画像等の情報を完全に削除することは極めて困難であり、取り返しがつかないこととなり得ることから、こうした行為はやってはいけないことだと加害者に分からせるため、そして、そのような写真を撮ったり撮らせたりしないための教育も必要である。

したがって、教育現場において、インターネットを利用したコミュニケーションや交際・交友関係の構築に当たっての留意事項、適切なコミュニケーション方法、人間関係の育み方など、ストーカーの被害者にも加害者にもならないための具体的な教育を推進する必要がある。また、ストーカー行為に用いられるインターネット上のツールが多数存在しており、セキュリティ対策を徹底すること、自分の行動や情報が第三者に知られる可能性があることについて理解した上でインターネットを利用すべきことなどについても、併せて教育することが不可欠である。また、こうした教育指導を適切に実施し、子供からの相談に適切に対応するためには、学校の教員に対する研修も必要である。

第6 おわりに

本報告書で提言した内容には、ストーカー規制法等関係法令の整備が必要となるもの、予算措置や人員の増員措置を要するものなどもあるが、いずれにしても、ストーカー事案は被害者に多大な不安や苦痛を与えるとともに、重大事案にまで発展する危険性もあることに鑑みれば、今後、関係当局において、提言した各施策が可能な限り速やかに実施されるべく努力することを強く望むものである。

ストーカー被害の未然防止・拡大防止のためには、関係省庁が家庭や学校、職場、民間団体等とも連携して危険の兆候をいち早く把握して対応し、被害者の支援を行うなど、社会全体での取組が推進されなければならない。そのため、本提言の内容については、広く社会に提示したいと考える。

加えて、ストーカー対策の視点は極めて多様であり、検討会においても様々な論点が示されたが、議論を通じて結論の出なかった点や、議論が十分及ばなかった点は、本報告書においてもその旨を記載した。これらの点を含め、ストーカー対策については、今後、必要な見直しが行われ、改善すべき点があれば検討が行われることも、併せて要望するものである。

ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会 委員名簿

(有識者委員)

紀藤 正樹	弁護士
櫻井 敬子	学習院大学教授
田尾 健二郎	元広島高裁長官、前国家公安委員会委員
前田 雅英	首都大学東京法科大学院教授 座長
宮地 尚子	一橋大学教授

(被害者関係委員)

猪野 憲一 桶川事件御遺族

(猪野 京子)

小早川 明子 NPOヒューマニティ理事長

(関係省庁)

警察庁生活安全局生活安全企画課長	鈴木 三男
内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室長	水本 圭祐
法務省刑事局刑事課長	久木元 伸 (第2回まで)
	山元 裕史 (第3回以降)
厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長	小野 太一 (第6回まで)
	大隈 俊弥 (第7回以降)

(オブザーバー)

法務省	民事局、保護局総務課・観察課、矯正局成人矯正課
文部科学省	生涯学習政策局情報教育課、初等中等教育局児童生徒課、スポーツ・青少年局学校健康教育課

事務局 警察庁生活安全局生活安全企画課

ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会 開催経過

第1回（平成25年11月1日）

- ・ 各委員からの発言
- ・ 事務局説明

第2回（平成25年12月4日）

- ・ 関係者ヒアリング
近藤 恵子 NPO法人全国女性シェルターネット共同代表
中島 幸子 NPO法人レジリエンス代表
逗子事件御遺族
- ・ 事務局説明

第3回（平成26年1月28日）

- ・ 関係者ヒアリング
竹内 景子 東京都女性相談センター所長
吉川 誠司 インターネットホットラインセンター長
福井 裕輝 男女問題解決支援センター代表理事
岡本 圭司 兵庫県警察本部ストーカー・DV対策室調査官
- ・ 事務局説明

第4回（平成26年3月4日）

- ・ 関係省庁等（内閣府・厚生労働省・文部科学省・日本司法支援センター）からの発表
- ・ 個別論点について議論

第5回（平成26年4月22日）

- ・ 個別論点について議論

第6回（平成26年6月16日）

- ・ 個別論点について議論

○ 第7回（平成26年7月14日）

- ・ 報告書取りまとめに向けた議論

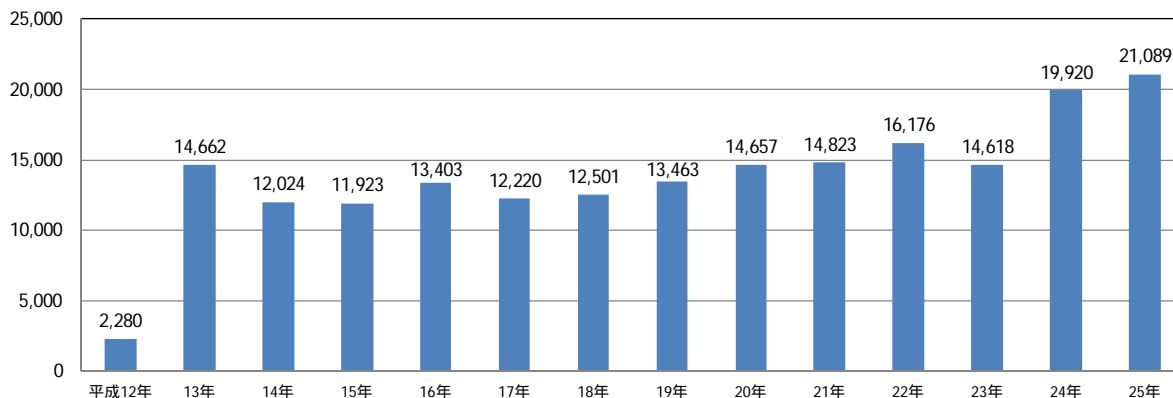
第8回（平成26年7月29日）

- ・ 報告書の取りまとめ

平成25年中のストーカー事案の対応状況

1 ストーカー事案の認知状況

21,089件で前年比1,169件(5.9%)増加し、法施行後最多。



注1) 執拗なつきまといや無言電話等のうち、ストーカー規制法やその他の刑罰法令に抵触しないものも含む。

注2) 平成12年は、ストーカー規制法の施行日(11月24日)以降の認知件数

2 ストーカー事案の検挙状況

刑法・特別法の適用による検挙は、1,574件で前年比70件(4.7%)増加、ストーカー規制法違反検挙は、402件で前年比51件(14.5%)増加で、いずれも法施行後最多。

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
検挙件数				1,773	1,889
刑法・特別法検挙	759	877	786	1,504	1,574
殺人(未遂を含む。)	11	7	7	3	15
強姦	6	8	6	9	8
暴行	70	73	62	141	153
傷害	93	160	120	243	227
脅迫	87	106	90	277	286
強要	17	14	17	23	34
恐喝	14	17	6	26	22
窃盗	44	35	34	46	48
強制わいせつ	8	12	10	17	29
住居侵入	124	147	125	270	263
逮捕監禁	20	22	18	18	20
名誉毀損	20	17	20	30	22
業務妨害	2	5	1	1	6
器物損壊	94	93	91	160	147
暴力行為処罰法	14	11	13	27	34
軽犯罪法	23	27	29	37	33
銃刀法	30	33	39	49	57
迷惑防止条例	35	31	41	48	69
その他	47	59	57	79	101
ストーカー規制法違反検挙	263	229	205	351	402
ストーカー行為罪	261	220	197	340	392
禁止命令等違反	2	9	8	11	10

注1) 検挙件数は、刑法、特別法、ストーカー規制法いずれかの罰則を適用して検挙した件数

注2) 刑法・特別法検挙は、

- ・複数罪名で検挙した場合は、最も法定刑が重い罪名で計上
- ・発生した事件を検挙した後、当該事案がストーカー事案であることが判明したものも含む。
- ・未遂のある罪については未遂を含む。
- ・「その他」は、放火、強盗、不正アクセス禁止法違反 等

注3) ストーカー規制法違反検挙は、同法違反で検挙した件数すべてを計上

ストーカー規制法の一部改正関係

電子メールの連続送信を含む事実での検挙件数 43件

(いずれもストーカー行為罪)(平成25年7月23日施行以降)

3 ストーカー規制法の適用

警告、禁止命令等とともに、法施行後最多。

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	対前年比	増減率
警告	1,376	1,344	1,288	2,284	2,452	168	7.4%
禁止命令等	33	41	55	69	103	34	49.3%
仮の命令	0	0	0	0	0	0	

ストーカー規制法の一部改正関係

- ・電子メールの連続送信に係る事実による
警告 143件 禁止命令等 8件(平成25年7月23日施行以降)
- ・被害者の居所、行為者の住所地、行為地を管轄する警察又は公安委員会による
警告 95件 禁止命令等 4件(平成25年10月3日施行以降)
- ・警告申出人の申出を受けて禁止命令等を実施 30件(平成25年10月3日施行以降)

警察本部長等の援助

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	対前年比	増減率	
警察本部長等の援助申出受理件数	2,303	2,470	2,771	4,485	6,770	2,285	50.9%	
内訳 (複数計上)	被害防止措置の教示	1,189	1,063	1,103	1,574	1,884	310	19.7%
	被害防止交渉に必要な事項の連絡	139	136	139	233	285	52	22.3%
	行為者の氏名及び連絡先の教示	96	98	96	156	298	142	91.0%
	被害防止交渉に関する助言	194	215	184	324	365	41	12.7%
	被害防止活動を行う民間組織の紹介	43	42	39	40	131	91	227.5%
	被害防止交渉場所として警察施設の利用	137	160	128	154	210	56	36.4%
	被害防止に資する物品の教示又は貸出	416	417	455	535	704	169	31.6%
	警告等を実施した旨の書面の交付	41	25	26	46	47	1	2.2%
	その他被害防止のために適切な措置	1,173	1,548	1,773	3,186	4,840	1,654	51.9%

注) 「その他被害防止のために適切な措置」は、110番緊急通報登録システムへの登録、住民基本台帳閲覧制限等事務における支援 等

4 その他の対応

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	対前年比	増減率
被害者への防犯指導	11,074	12,951	12,429	16,453	19,005	2,552	15.5%
行為者への指導警告	4,331	5,887	5,409	7,410	9,199	1,789	24.1%
パトロール	2,122	2,605	2,416	3,307	5,494	2,187	66.1%
その他対応	1,245	1,402	1,391	1,818	2,197	379	20.8%
他機関等への引継ぎ	39	44	39	100	89	-11	-11.0%

注1) 「その他対応」は、再被害防止対象者としての指定、防犯カメラ・GPS機能付き携帯電話機等の貸出し 等

注2) 「他機関等への引継ぎ」の「他機関等」は、市町村、婦人相談所、医療機関 等

5 ストーカー事案の被害者・加害者の状況等

(1) 被害者の性別

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	H25の割合
男性	1,390	1,645	1,506	2,518	2,036	9.7%
女性	13,433	14,531	13,112	17,402	19,053	90.3%

(2) 被害者の年齢

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	H25の割合
10歳代	1,029	1,264	1,160	1,781	1,941	9.4%
20歳代	5,032	5,754	4,966	6,756	7,180	34.8%
30歳代	4,201	4,748	4,151	5,373	5,674	27.5%
40歳代	2,367	2,622	2,547	3,488	3,755	18.2%
50歳代	874	946	877	1,306	1,310	6.3%
60歳代	333	381	394	554	552	2.7%
70歳以上	70	95	96	137	164	0.8%
年齢不詳	474	47	112	64	80	0.4%
密接関係者	443	319	315	461	433	-

注) 「密接関係者」とは特定の者と社会生活において密接な関係を有する者(友人、勤務先上司 等)をいう。

(3) 行為者の性別

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	H25の割合
男性	11,903	13,860	12,504	17,103	18,316	86.9%
女性	1,896	1,506	1,484	2,059	2,145	10.2%
不明	1,024	810	630	758	628	3.0%

(4) 行為者の年齢

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	H25の割合
10歳代	344	441	449	612	773	3.7%
20歳代	2,732	3,135	2,768	3,993	4,057	19.2%
30歳代	3,816	4,192	3,805	4,965	5,377	25.5%
40歳代	2,679	3,137	2,894	4,079	4,467	21.2%
50歳代	1,589	1,577	1,468	1,998	2,080	9.9%
60歳代	912	1,087	983	1,329	1,396	6.6%
70歳以上	279	348	313	505	523	2.5%
年齢不詳	2,472	2,259	1,938	2,439	2,416	11.5%

(5) 被害者と行為者の関係

配偶者及び交際相手で約6割を占めている。

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	H25の割合
特定の者	14,380	15,857	14,303	19,459	20,656	97.9%
配偶者（内縁・元含む）	1,215	1,413	1,279	1,843	1,923	9.1%
交際相手（元交際相手含む）	7,633	8,500	7,741	10,458	10,933	51.8%
知人友人	1,563	1,796	1,588	2,157	2,432	11.5%
勤務先同僚・職場関係者	1,291	1,420	1,299	1,800	2,091	9.9%
面識なし	824	874	805	1,149	1,221	5.8%
その他	618	739	721	1,103	1,069	5.1%
関係（行為者）不明	1,236	1,115	870	949	987	4.7%
密接関係者	443	319	315	461	433	2.1%
合計	14,823	16,176	14,618	19,920	21,089	

注)「その他」は、近隣居住者、客と従業員、医者・看護師と患者、教師と生徒 等

(6) 動機

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	H25の割合
ストーカー規制法に抵触する動機	13,113	14,434	13,450	18,303	19,426	92.1%
好意の感情	9,322	10,450	9,770	13,397	14,341	68.0%
好意が満たされず怨恨の感情	3,791	3,984	3,680	4,906	5,085	24.1%
ストーカー規制法に抵触しない動機	308	370	299	481	526	2.5%
精神障害（被害妄想含む。）	71	79	51	73	78	0.4%
職場・商取引上トラブル	8	13	8	13	21	0.1%
その他怨恨の感情	75	105	115	163	159	0.8%
その他	154	173	125	232	268	1.3%
不明	1,402	1,372	869	1,136	1,137	5.4%

注)「その他」は、離婚に伴うトラブル、金銭貸借トラブル、親権問題 等

(7) 行為形態別発生状況

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	H25の割合
1号 つきまとい・待ち伏せ等	7,607	8,477	7,746	10,650	10,854	51.5%
2号 監視していると告げる行為	1,092	1,193	1,106	1,436	1,571	7.4%
3号 面会・交際の要求	7,738	8,472	7,570	10,479	11,034	52.3%
4号 乱暴な言動	3,069	3,413	2,975	4,391	4,556	21.6%
5号 無言電話・連続電話	4,453	4,846	4,207	5,510	6,554	31.1%
6号 汚物等の送付	139	157	130	184	154	0.7%
7号 名誉を害する行為	793	788	706	969	934	4.4%
8号 性的羞恥心を害する行為	987	1,012	898	1,182	1,189	5.6%
その他（ストーカー規制法で規制されていない嫌がらせ行為等）	294	243	237	315	326	1.5%

注1) 複数に該当する事案はそれぞれに計上

注2)「その他」は、ストーカー規制法第2条第1項各号に該当しない単発的なメールの送信、法改正以前における連続メールの送信 等

(注: 割合は、それぞれの項目で四捨五入していることから、合計が必ずしも100%にならない。)

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の概要

【平成25年10月3日（第1については7月23日）施行】

第1 電子メールを送信する行為の規制

拒まれたにもかかわらず、連続して、電子メールを送信する行為を「つきまとい等」に追加すること。

第2 禁止命令等を行うことができる公安委員会等の拡大

- (1) 禁止命令等を行うことができる公安委員会について、加害者の住所等の所在地、つきまとい等が行われた地又は被害者の居所の所在地を管轄する公安委員会にも拡大すること。
- (2) 警告又は仮の命令を行うことができる警察本部長等についても、(1)と同様とすること。

第3 つきまとい等を受けた者の関与の強化

1 禁止命令等に係る申出・通知

- (1) 警告を求める旨の申出をした者の申出によっても、公安委員会は禁止命令等を行うことができること。
- (2) 公安委員会は、(1)の申出を受けた場合において、禁止命令等をしたときは、速やかに、当該禁止命令等の内容及び日時を当該申出をした者に通知しなければならないこと。
- (3) 公安委員会は、(1)の申出を受けた場合において、禁止命令等をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該申出をした者に書面により通知しなければならないこと。

2 警告に係る通知

- (1) 警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時を当該警告を求める旨の申出をした者に通知しなければならないこと。
- (2) 警察本部長等は、警告をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該警告を求める旨の申出をした者に書面により通知しなければならないこと。

第4 ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所等による支援

国及び地方公共団体がストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援に努めなければならないことを明記すること。

第5 体制整備・民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置

国及び地方公共団体は、第4の支援、ストーカー行為等の防止に関する啓発等及び当該防止に関する活動等を行っている民間の自主的な組織活動の支援を図るため、必要な体制の整備、当該組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置等を講ずるよう努めなければならないこと。

第6 その他

1 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行すること。ただし、第1は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行すること。

2 経過措置

第3の2は、この法律の施行後に警告を求める旨の申出を受けた場合における警告について適用すること。

3 検討

- (1) ストーカー行為等その他の特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で当該特定の者等に不安を覚えさせるような方法による行為の規制等の在り方については、所要の法改正を含む全般的な検討が加えられ、速やかに必要な措置が講ぜられるものとする。
- (2) 政府は、(1)の規制等の在り方について検討するための協議会の設置、当該行為の防止に関する活動等を行っている民間の団体等の意見の聴取その他の措置を講ずることにより、(1)の検討に当たって適切な役割を果たすものとする。



内閣府男女共同参画局推進課

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1

T E L : 03-5253-2111 (大代表)

F A X : 03-3592-0408

ホームページ <http://www.gender.go.jp/>